

平成 29 年度 第4回介護保険事業運営等協議会・地域包括支援センター運営協議会
・地域密着型サービス等運営委員会

平成 30 年2月 16 日(金)午後 2 時
岸和田市役所新館4階第2委員会室

次 第

案 件

- (1) 岸和田市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画(案)について
- (2) 平成29年度上半期介護保険事業運営状況について
- (3) 平成29年度上半期地域包括支援センター運営状況について
- (4) 地域密着型サービス事業所の指定状況について
- (5) その他

パブリックコメント（平成30年1月4日から平成30年2月3日実施）に対する意見と市の考え方

ご意見	市の考え方
1. 現在、岸和田市内には6か所の地域包括支援センターが設けられていますが、いずれも委託となっており、3つの社会福祉法人が2カ所ずつ受託されています。 第7期計画によると、地域包括支援センターの数は変わらず6カ所のままとなっています。今後、高齢者が増えます。いろいろな困難ケースも増えてきています。地域包括ケアの為、地域に根ざした活動が必要です。現在の6カ所で業務ができますか。もっと増やすべきではないでしょうか。 また、第4章第7期計画の重点施策の1-①地域包括支援センターとの連携強化に、『本来機能が十分に発揮できるよう適正な職員配置に努めます。』との記載がありますが、特に基幹型包括には、他の包括のまとめ役として、他の包括に物を言える介護のスペシャリストの岸和田市職員の出向が必要ではないでしょうか。 2. 各包括支援センターには担当地域が決められていますが、今回の計画（案）第2章3. 日常生活圏域（以前からと変わりはない）と少し違うところがあります。 包括萬寿園中部の担当地域に、なぜ城内小と浜小学校区が含まれるのでしょうか。 同法人の病院（城内小校区）にサテライトの窓口として看板のみはありますが、常に包括の職員はいません。城内校区と浜校区の人は相談に行きたくても、簡単に行くことができなくなっています。 また、包括萬寿園葛城の谷及びいなば荘北部の事務所のある位置が各担当地域の端にあり、各担当地域の市民の方が行きやすい場所にあるとはいえません。 地域包括ケアシステムが重要と考えるなら、地域の人々が気安く相談し支援を受けることができるように行政の力を発揮すべきであり、それが市民サービスであると考えます。	地域包括ケアシステムの推進・深化のためには中学校区単位を日常生活圏域に設定するのが望ましいとされておりますし、本市の公共施設最適化計画においても、現圏域よりさらに狭い範囲での再配置の検討が提案されていますので、今後、地域包括支援センターの配置についても再検討が必要と考えます。第7期では、新たなセンターの設置計画はありませんが、センターの適正な人員配置等更なる機能の強化・関係機関とのネットワークをはかり、地域の包括ケアを進めていく拠点としての役割を果たせるよう努めてまいります。 また、基幹型地域包括支援センターは、他の生活圏域のセンターとの連携及び情報交換等をはかる統括センターとして位置づけ、その業務を委託しています。平成18年度のセンター立ち上げ時から平成21年度までは、運営の安定化を図る目的で所長として市から職員を派遣しておりました。その後、専門職の派遣は行っておりましたが、平成26年度より法人の職員のみにより運営していただいております。センター設置から10年以上が経過し、法人による自立的運営が行われており、市職員派遣の必要性はないものと認識しておりますが、受託法人により要望等あれば協議・検討してまいります。 平成25年10月に地域包括支援センターを3箇所から6箇所に増設した際、都市中核地域のなかの寺田万寿病院に包括萬寿園がサテライトを置き、周辺の浜・城内校区を担当することになりました。当初は、包括職員が常駐していましたが、相談の多くが電話であり、直接窓口に来られるケースが少ない状況において、地域へ出向いて住民の方と交流したり、地域の関係機関との連携のなかで高齢者の相談を拾い上げる活動に重点をおくようになり、現在職員の配置はしておりません。サテライトへ訪問いただいた時には包括萬寿園中部へ連絡が入り、すぐに対応する体制をとっておりますし、頻繁に地域へ出向き、必要な支援につなげていくよう努めているところですが、地域の相談窓口として、センターが市民の皆様により身近にあることの重要性については認識しておりますので、今後、センターの再配置を検討する際には、設置場所についても留意していく必要があると考えます。

岸和田市高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

計画期間：平成30年度～平成32年度

(案)

平成30年2月16日時点

岸和田市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 介護保険制度の改正の主な内容について	3
5. 計画の基本理念	6
6. 計画策定体制と経過	7
7. 計画の進行管理と点検体制	8
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計	11
1. 人口構造及び高齢化の状況	11
2. 要支援・要介護認定の状況	16
3. 日常生活圏域の状況	18
第3章 第6期計画の進捗状況	20
1. 介護保険サービスの利用状況	20
2. 保健福祉サービスの利用状況	25
第4章 第7期計画の重点施策	37
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	37
2. 認知症高齢者支援策の充実	51
3. 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり	55
4. 介護予防と健康づくりの推進	58
5. 介護サービスの充実と基盤の強化	62
第5章 介護保険事業の見込み	69
1. 施設整備の考え方	69
2. 介護サービス必要量及び供給量の見込み	71
3. 地域支援事業の事業量の見込み	76
第6章 保険財政の見込み	79
1. 保険財政	79
2. 費用額・保険料額の算出方法	83
資料編	91
1. 岸和田市介護保険事業運営等協議会委員名簿	91
2. 策定スケジュール	92
3. アンケート結果	93
4. 用語集	98

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

わが国では、平成 37（2025）年には日本経済を担ってきたいわゆる「団塊の世代」（昭和 22 年～昭和 24 年生まれ）の人たちがすべて 75 歳以上（後期高齢者）に、平成 50（2038）年には「団塊ジュニア世代」（昭和 46 年～昭和 50 年生まれ）の人たちが 65 歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。

要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして、平成 12（2000）年 4 月に導入された介護保険制度は、平成 30（2018）年に 19 年目を迎えることとなります。サービス利用者は制度新設時の 3 倍を超える約 500 万人となり、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展しています。その一方で、介護保険制度の持続可能性を維持することが課題となっています。

第 7 期計画（平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度）の策定にあたっては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能にしていくことを目指し、自立支援・重度化防止に向けた取組みや認知症施策、医療・介護の連携の推進が重要とされています。

認知症施策においては、新オレンジプランの基本的な考え方を介護保険制度に位置づけ、施策の総合的な推進を図ることで、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる体制を構築する必要があります。

医療・介護の連携については、第 6 期計画（平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度）において、在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備が推進されてきましたが、第 7 期計画では、本計画と医療計画との整合性を図る観点から、都道府県が策定する医療計画との連携や、在宅医療・介護連携推進事業の着実な実施が求められています。

地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、上位計画である地域福祉計画との整合性を図りつつ、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進が重要であるとされています。高齢者に焦点をあててきた現在の地域包括ケアシステムを障害者や児童、生活困窮者等を含めた地域住民全体に拡大し、住民がそれぞれの役割を持ち、活躍、支え助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指していきます。

また、介護者の介護負担の増大から介護離職が社会問題となっています。「介護離職ゼロ」を目標に、家族の介護負担を軽減させるための取組みを進めることで、誰もが家庭や職場、地域で生きがいを持って、充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指します。

市では上記の背景を踏まえ、平成 37（2025）年度を目途に、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じた包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を目指す、「岸和田市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

「岸和田市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき3年を1期として策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

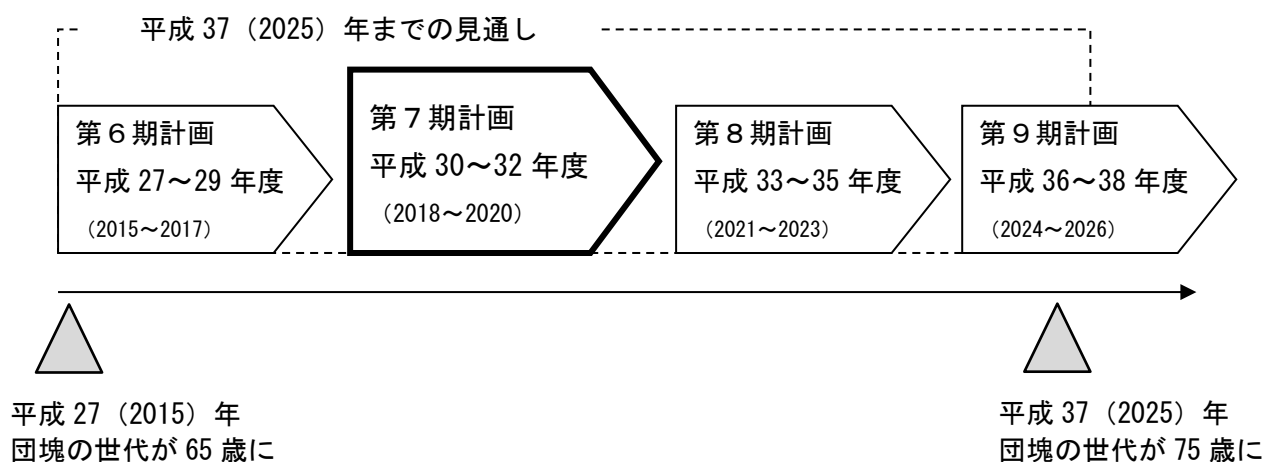
また、「第4次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」や「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」、さらに「大阪府高齢者計画2018」や「大阪府保健医療計画」等の関連計画との調和が保たれたものである必要があります。

3. 計画の期間

上記の法的位置づけに基づき、第7期計画は平成30（2018）年度から平成32（2020）年度を計画期間とします。

また、策定にあたっては、高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加する平成37（2025）年度までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目標として、第7期計画における目指すべき姿を具体的に明らかにしながら、取組みを進めていくことになります。

■計画の期間（年度）



※平成37（2025）年度の地域包括ケアシステムの構築を目標とするため、第6期計画以降は「地域包括ケア計画」として位置づけ、段階的に構築する。

4. 介護保険制度の改正の主な内容について

平成 30 年 4 月 1 日から、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法の一部が改正施行されることとなっています。

今回の法改正による制度改正の内容は「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の 2 点を基本的考え方としています。

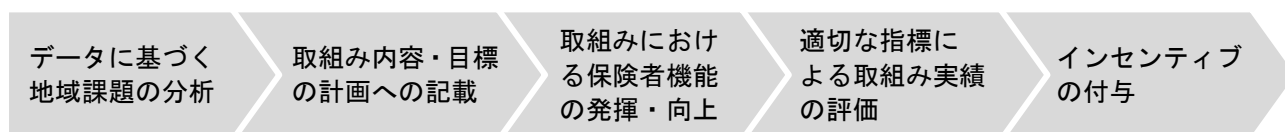
法改正の概要は以下のとおりですが、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までを期間とする本事業計画策定にあたっては、この施行が予定される介護保険法の改正の趣旨内容をも踏まえたものとします。

（１）地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の充実を引き続き図ることとされています。

保険者機能強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取組むことのできる仕組みの制度化



○地域包括支援センターの機能強化

市町村における適切な人員体制を促すため、地域包括支援センターには事業の自己評価と質の向上を図ること、市町村には地域包括支援センターの事業の実施状況の評価が義務づけられます。

○認知症施策の推進

認知症施策をより一層推進させるため、新オレンジプランの基本的な考え方が介護保険制度に位置づけられます。

○居宅サービス事業所等の指定に対する保険者の関与強化

小規模多機能型居宅等を普及させる観点から、指定拒否の仕組み等が導入されます。

医療・介護の連携の推進等

○新たな介護保険施設の創設

日常的な医学管理、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を併せ持つ施設「介護医療院」を創設することとされています。

- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定の整備

地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

- 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備
- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
 - ・理念実現のため、市町村に包括的な支援体制づくりを努力義務化
 - ・地域福祉計画の充実
- 新たに共生型サービスを位置づけ
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスが、介護保険と障害福祉両方の制度に位置づけられます。
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化
- 事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等が行われます。
- 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し
- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者が、障害者支援施設等に入所する前の市町村に変更されます。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内、世代間の負担の公平や応能負担を求める観点から、以下の見直し等を行います。

2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合の見直し

現役並み所得を有する者の負担割合が2割から3割へ引き上げられます。(平成30(2018)年8月～)

介護納付金への総報酬割の導入

被用者保険等保険者では介護納付金の負担が総報酬額に応じたものとされます。(平成29(2017)年8月～段階的に実施)

	平成29 (2017)年度 (8月～)	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度
総報酬割分	1/2	1/2	3/4	全面

（３）その他

福祉用具貸与の見直し

福祉用具の貸与価格の全国平均価格が公表されます。（平成 30（2018）年 10 月～）

国から福祉用具の商品ごとに貸与商品の全国的な平均貸与価格の公表と、貸与価格の上限設定が行われ、利用者が福祉用具のレンタルをする際は、事業者から全国平均貸与価格とその事業者の貸与価格の両方の説明を受けることになります。

また、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示を受け、福祉用具を選ぶことができるようになります。（平成 30（2018）年 4 月～）

高額介護サービス費の見直し

高額介護サービス費の「一般区分」の月額上限額が医療保険並みに引き上げられました。（平成 29（2017）年 8 月～）

	自己負担限度額（月額）
現役並み所得相当	44,400 円
一般	37,200 円⇒ 44,400 円 1割負担者のみの世帯は 年間上限額の設定あり※
住民税非課税世帯等	24,600 円
年金収入 80 万円以下等	15,000 円

※ 年間上限額：446,400 円（37,200 円×12）

調整交付金の交付基準の見直し

特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分を細分化し、激変緩和措置として、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度においては、2 区分と 3 区分を 1/2 ずつ組み合わせる算定します。

区分	内容
2区分	① 65～74 歳 ②75 歳以上
3区分	① 65～74 歳 ②75～84 歳 ③85 歳以上

5. 計画の基本理念

「岸和田市まちづくりビジョン（第4次総合計画）」の基本理念である「市民自治都市の実現～常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会～」を目指して、第6期計画に引き続き、次の5つの基本理念を掲げます。

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画における5つの基本理念

（1）いつまでも安心して暮らし続けられる生活環境づくり

高齢者の人権尊重を堅持しつつ、地域の相互扶助の充実や公的扶助によって、仮に身体機能等が低下しても住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備していきます。また、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して社会生活を営めるように、都市環境、地域社会環境、家庭環境の3つの環境に対し、バリアフリーの環境づくりを推進していきます。

（2）介護予防と自立支援の推進

壮年期からの健康づくり等を含めた予防・疾病対策や、要介護状態とならないための介護予防対策、たとえ介護が必要な状態になっても健康状態を取り戻そうとする自助努力を支援する施策を推進します。

個人の自立を促し、自立を側面的に支える支援的なサービスを目指します。同時に、効率的なサービスの提供方法を導入し、財源の有効活用を図ります。

（3）地域自立文化の創造

市民が計画の策定、事業の運営、サービスの提供、事業の評価に一貫して関わり、市民自らが高齢者関連事業の主体者とならなければなりません。市民、サービス提供者、行政、さらには教育が一体となって福祉のまち岸和田をつくっていきます。行政はこれを支援するために多様な市民参加を促進していきます。

（4）多様な地域福祉サービスの実現

選択の時代の福祉サービスは、メニュー及びサービス量の豊富さが求められます。特に高齢化の急速な進行を踏まえ、保健・福祉・医療分野はサービスの拡充が必要になっています。このようなニーズに対して、市民生活に関わる多様な部門で選択可能なサービスを供給できる体制を構築していきます。

（5）サービス供給体制の総合化の追求

市民ニーズを包括的にとらえ、効果的・効率的に支援するための総合的なサービス供給体制を構築していきます。このために保健・福祉・医療・教育・就労等市民生活に関わりのある多様な社会資源を総合的・横断的に供給する社会資源のネットワークを築きます。また、多様なサービス提供のため、家族・近隣・ボランティア等の住民中心部門、民間企業等との協働を進めていきます。

6. 計画策定体制と経過

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

「地域包括ケアの深化・推進」のためには、介護保険サービスだけでなく、介護保険外の必要なサービスや地域特性を踏まえた各種サービスがあいまって適切に提供されてこそ、高齢者の自立やＱＯＬ（生活の質）向上を効果的に支援することができると言われています。

第7期計画策定にあたっては、本市でも高齢者のニーズをよりの確に把握する手法として、第6期計画に続いて、国が発表した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。同調査を活用することで、①日常生活圏域の課題の明確化、②計画策定に資する客観的基礎データの整備、③介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）対象者の把握のための基礎資料を新たな観点から収集することが可能となっています。

◎介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・概要

調 査 期 間	平成 28（2016）年 12 月 13 日～平成 29（2017）年 1 月 13 日
対 象 者	岸和田市にお住まいの 65 歳以上の高齢者（要介護 1～5 を除く）
調 査 方 法	郵送配布し、郵送回収。回収率向上のため礼状兼督促はがきを送付
配 布 数	3,300 件
有 効 回 収 数	2,713 件
有 効 回 収 率	82.2%

また、在宅で生活をする認定者に対し「在宅介護実態調査」も実施しました。在宅生活の継続という観点から、要支援・要介護認定者の生活状況や介護保険サービスの利用状況及び利用意向、介護者の介護離職の状況等を把握し、①要介護者の在宅生活の継続、②介護者の就労の継続に有効な介護サービスの在り方、提供体制を検討する上での基礎資料となっています。

◎在宅介護実態調査・概要

調 査 期 間	平成 28（2016）年 10 月 27 日～平成 29（2017）年 3 月 31 日
対 象 者	在宅で生活している要介護（要支援）認定者で、調査期間内に認定調査を受けた方
調 査 方 法	認定調査員による聞き取り調査
実 施 件 数	359 件

(2) 庁内連携体制

計画策定にあたっては、保健部において協議を重ね、また他の計画等との調和を図るため、必要に応じて関係部署との調整を行いました。

（３）岸和田市介護保険事業運営等協議会

本計画の策定過程において広く関係者及び市民の意見を聴き、その意見を適切に反映していくため、学識経験者や保健医療関係者、福祉関係者及び公募委員等市民の代表から構成される「岸和田市介護保険事業運営等協議会」において協議を重ね、第６期計画の評価及び第７期計画策定に関する検討を行いました。

（４）パブリックコメント実施概要

平成 30（2018）年 1 月 4 日から平成 30（2018）年 2 月 3 日まで実施。

7. 計画の進行管理と点検体制

第７期計画の策定にあたっては、介護保険の理念である自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進するため、地域における共通の目標を設定し関係者間で目標を共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・評価・見直しをすること（PDCAサイクル）が重要となっています。

本計画の進行管理については、関係者の意見や市民の意見を十分反映するという観点から、「岸和田市介護保険事業運営等協議会」等の組織において、定期的に計画の運営状況を報告する等、点検体制整備に努めるとともに、運営状況の情報開示を行います。

また、各年度終了後に、給付実績、苦情処理実績、利用者の相談実績等のデータをもとに次の項目について点検及び評価し、市民や関係団体の意見を反映させていくものとします。

- ・介護等サービス（居宅、施設・居住系サービス）の利用状況
- ・介護等サービスの量及び質に関する状況
- ・サービス提供体制に関する問題点
- ・一般施策及び地域支援事業の利用状況
- ・地域包括支援センター運営状況
- ・地域密着型サービスに関する運営状況 等

参考資料

○介護保険法

第七章 介護保険事業計画

(基本指針)

第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項 に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、

地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項 に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項 に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条 に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項 に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

10 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

1. 人口構造及び高齢化の状況

(1) 人口の推移

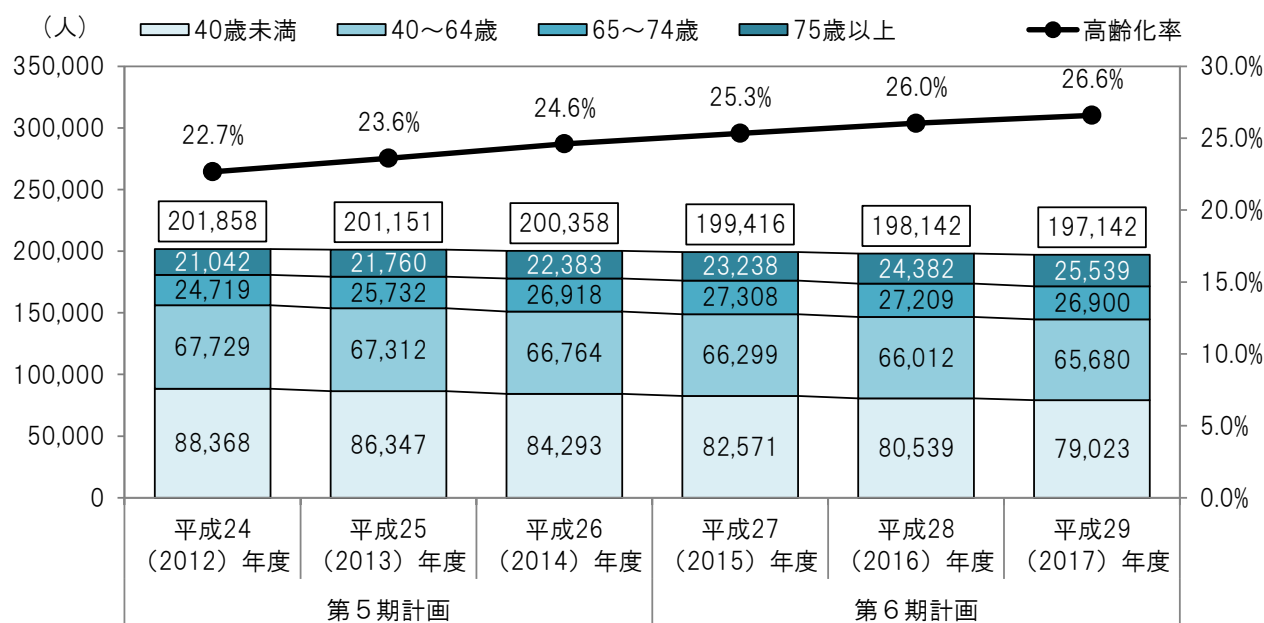
本市の総人口は、平成 29（2017）年 10 月 1 日現在 197,142 人で減少傾向が続いています。

高齢者の内訳をみると、65～74 歳の前期高齢者は平成 28（2016）年度に減少していますが、75 歳以上の後期高齢者は増加に転じています。

高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は年々高くなり、平成 29（2017）年度には 26.6% となっています。

（単位：人）

	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度
住民基本台帳人口	201,858	201,151	200,358	199,416	198,142	197,142
40歳未満	88,368	86,347	84,293	82,571	80,539	79,023
40～64歳	67,729	67,312	66,764	66,299	66,012	65,680
65～74歳	24,719	25,732	26,918	27,308	27,209	26,900
75歳以上	21,042	21,760	22,383	23,238	24,382	25,539
高齢化率	22.7%	23.6%	24.6%	25.3%	26.0%	26.6%



※ 住民基本台帳 各年度 10 月 1 日時点

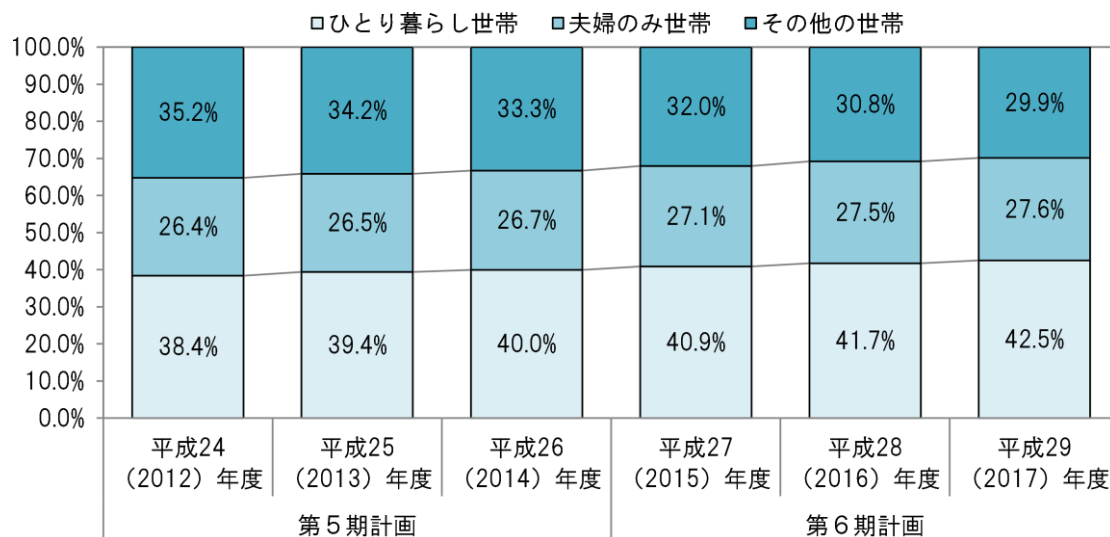
参 考

◆65 歳以上の世帯の状況

(単位：人)

	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度
ひとり暮らし世帯	11,702	12,490	13,208	13,879	14,542	15,077
構成比	38.4%	39.4%	40.0%	40.9%	41.7%	42.5%
夫婦のみ世帯	8,028	8,395	8,839	9,200	9,579	9,795
構成比	26.4%	26.5%	26.7%	27.1%	27.5%	27.6%
その他の世帯	10,735	10,838	10,996	10,884	10,737	10,605
構成比	35.2%	34.2%	33.3%	32.0%	30.8%	29.9%
合計	30,465	31,723	33,043	33,963	34,858	35,477

※各年 4 月 1 日時点の状況・人口及び被保険者数は住民登録（外国人含む）による



(2) 人口の推計

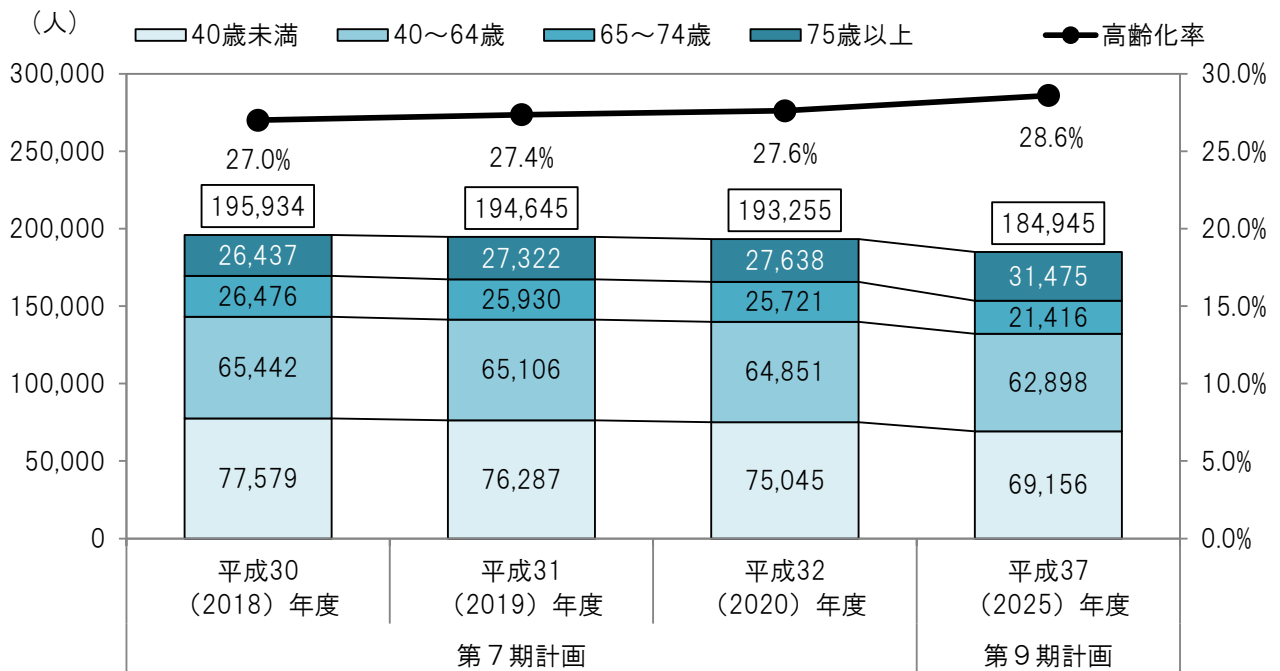
本市の総人口は、今後も減少傾向が続く見込みとなっています。

高齢者の内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は平成32（2020）年度までゆるやかに減少し、平成37（2025）年度には21,416人となる見込みです。一方で、75歳以上の後期高齢者は今後も増加し続け、平成37（2025）年度には31,475人となる見込みです。

高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）も年々高くなり、平成32（2020）年度には27.6%となる見込みです。

（単位：人）

	第7期計画			第9期計画
	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成37 (2025) 年度
住民基本台帳人口	195,934	194,645	193,255	184,945
40歳未満	77,579	76,287	75,045	69,156
40～64歳	65,442	65,106	64,851	62,898
65～74歳	26,476	25,930	25,721	21,416
75歳以上	26,437	27,322	27,638	31,475
高齢化率	27.0%	27.4%	27.6%	28.6%



※ 平成29（2017）年10月1日時点の人口をもとにコーホート変化率法で推計

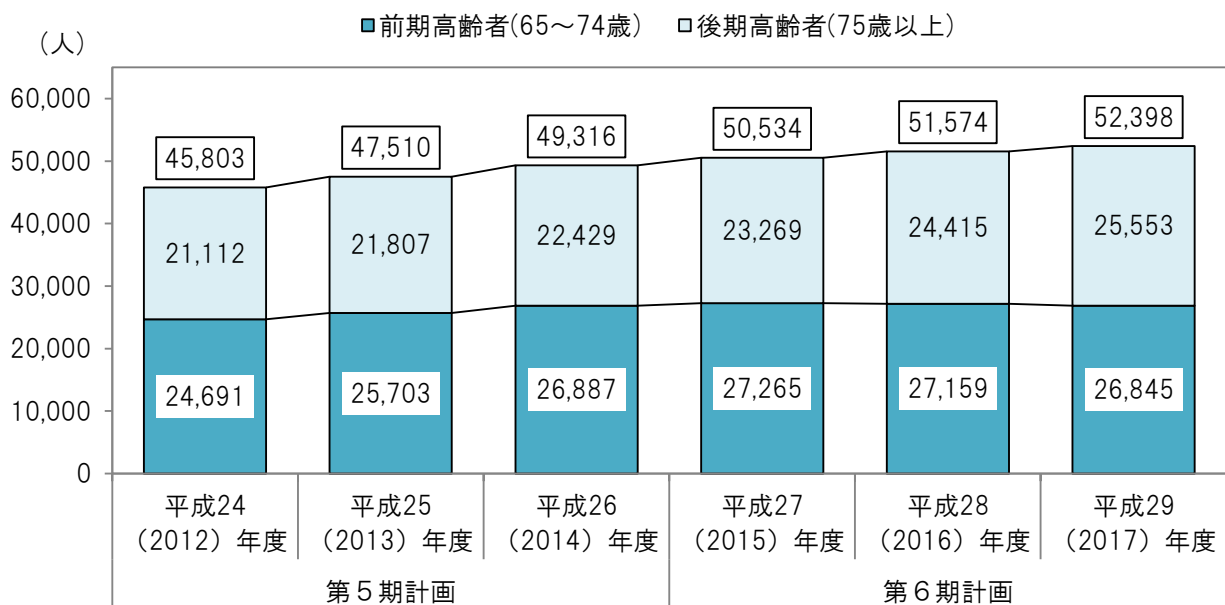
(3) 第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は年々増加しており、平成29(2017)年度では52,398人(高齢化率26.6%)と、前年度より824人増加しています。

高齢者の内訳をみると、平成29(2017)年度は平成28(2016)年度に比べて前期高齢者は314人の減少、後期高齢者は1,138人の増加がみられます。総人口に占める前期高齢者の割合は13.6%、後期高齢者は13.0%と、前期高齢者の占める割合は横ばい、後期高齢者の割合は引き続き増加しています。

(単位：人)

	第5期計画			第6期計画		
	平成24 (2012)年度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度
(A) 第1号被保険者数	45,803	47,510	49,316	50,534	51,574	52,398
(a) 前期高齢者(65～74歳)	24,691	25,703	26,887	27,265	27,159	26,845
割合 (a)/(A)	53.9%	54.1%	54.5%	54.0%	52.7%	51.2%
(b) 後期高齢者(75歳以上)	21,112	21,807	22,429	23,269	24,415	25,553
割合 (b)/(A)	46.1%	45.9%	45.5%	46.0%	47.3%	48.8%
(B) 総人口	201,858	201,151	200,358	199,416	198,142	197,142
総人口に占める第1号被保険者数の比率(A)/(B)【高齢化率】	22.7%	23.6%	24.6%	25.3%	26.0%	26.6%
前期高齢者(65～74歳)	12.2%	12.8%	13.4%	13.7%	13.7%	13.6%
後期高齢者(75歳以上)	10.5%	10.8%	11.2%	11.7%	12.3%	13.0%



※ 各年度10月1日時点

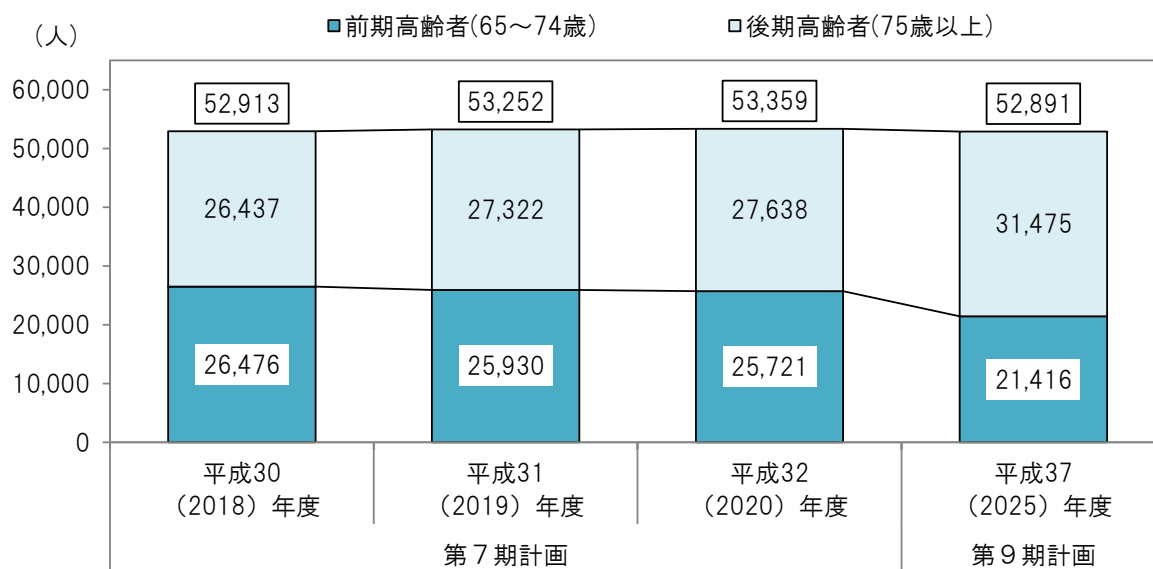
※ 第1号被保険者数は介護保険事業状況報告月報、総人口は住民基本台帳

(4) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数は平成32(2020)年度までは増加しますが、平成37(2025)年度には減少する見込みとなっています。

高齢者の内訳をみると、平成 30（2018）年度には前期高齢者と後期高齢者の割合が半数ずつとなり、その後平成 37（2025）年度には、後期高齢者が約 6 割を占める見込みです。

	第 7 期計画			第 9 期計画
	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成37 (2025) 年度
(A) 第1号被保険者数	52,913	53,252	53,359	52,891
(a) 前期高齢者 (65～74歳)	26,476	25,930	25,721	21,416
割合 (a) / (A)	50.0%	48.7%	48.2%	40.5%
(b) 後期高齢者 (75歳以上)	26,437	27,322	27,638	31,475
割合 (b) / (A)	50.0%	51.3%	51.8%	59.5%
(B) 住民基本台帳人口	195,934	194,645	193,255	184,945
住民基本台帳人口に占める 第1号被保険者数の比率 (A) / (B)	27.0%	27.4%	27.6%	28.6%
前期高齢者 (65～74歳)	13.5%	13.3%	13.3%	11.6%
後期高齢者 (75歳以上)	13.5%	14.0%	14.3%	17.0%



※ 平成 29（2017）年 10 月 1 日時点の人口をもとにコーホート変化率法で推計

2. 要支援・要介護認定の状況

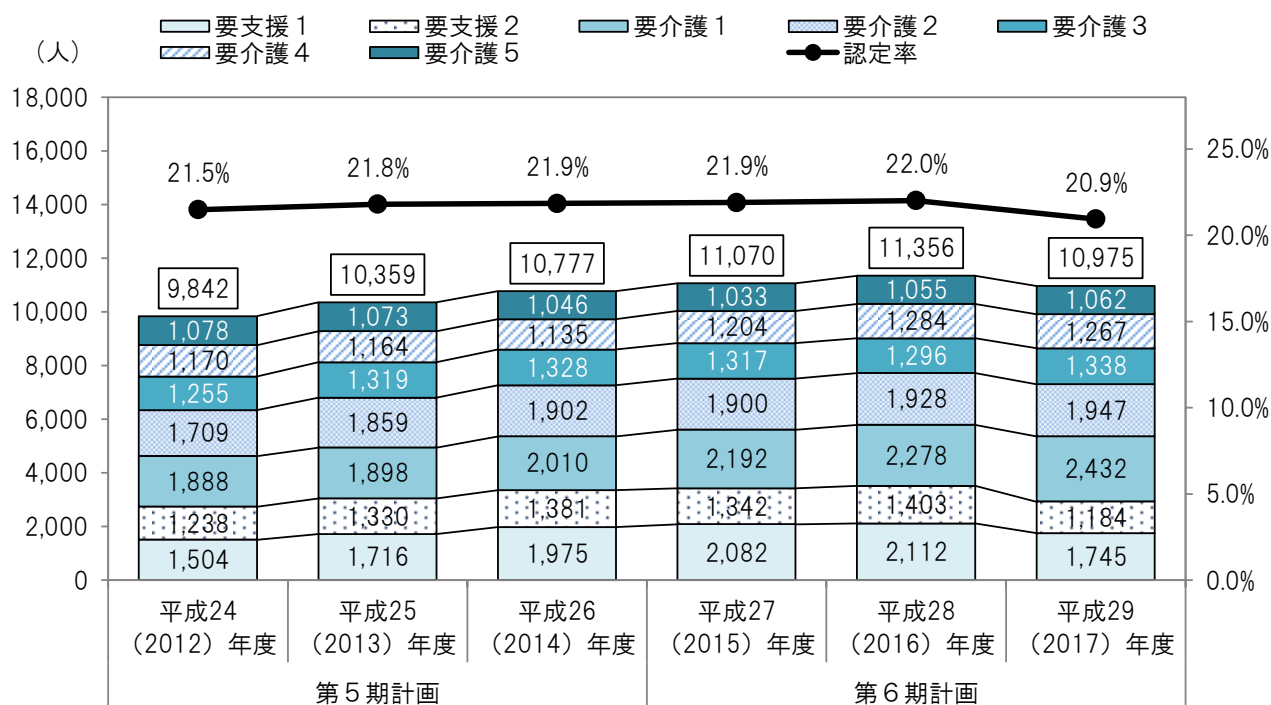
(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、平成 28 (2016) 年度では 11,356 人となり、認定率 (第 1 号保険者数に占める認定者数の割合) もゆるやかに上昇し、22.0%となっています。

ただし、平成 29 年 (2017) 年度は、総合事業がスタートしたことで、認定者数は 10,975 人と減少し、認定率も 20.9%と低下しています。

(単位：人)

	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度
要支援	2,742	3,046	3,356	3,424	3,515	2,929
要支援 1	1,504	1,716	1,975	2,082	2,112	1,745
要支援 2	1,238	1,330	1,381	1,342	1,403	1,184
要介護	7,100	7,313	7,421	7,646	7,841	8,046
要介護 1	1,888	1,898	2,010	2,192	2,278	2,432
要介護 2	1,709	1,859	1,902	1,900	1,928	1,947
要介護 3	1,255	1,319	1,328	1,317	1,296	1,338
要介護 4	1,170	1,164	1,135	1,204	1,284	1,267
要介護 5	1,078	1,073	1,046	1,033	1,055	1,062
合計	9,842	10,359	10,777	11,070	11,356	10,975



※ 介護保険事業状況報告月報9月月報

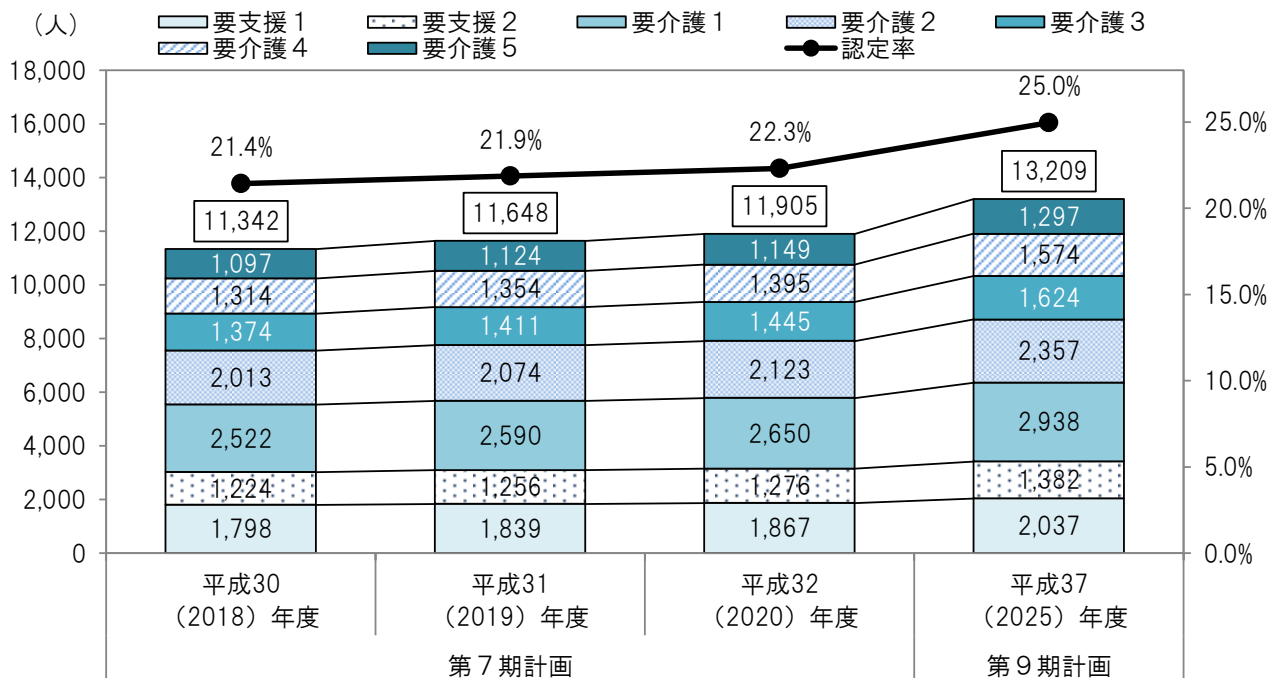
（２）要支援・要介護認定者数の推計

認定者数は平成 29 (2017) 年度、いったん減少したものの、今後も増加傾向にあり、平成 32 (2020) 年度には 11,905 人、平成 37 (2025) 年度には 13,209 人となる見込みです。要介護度別にみると、軽度者の大きな増加が見込まれています。

認定率についても、今後も上昇傾向がみられ、平成 32 (2020) 年度には 22.3%、平成 37 (2025) 年度には 25.0%となる見込みです。

(単位：人)

	第 7 期計画			第 9 期計画
	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成37 (2025) 年度
要支援	3,022	3,095	3,143	3,419
要支援 1	1,798	1,839	1,867	2,037
要支援 2	1,224	1,256	1,276	1,382
要介護	8,320	8,553	8,762	9,790
要介護 1	2,522	2,590	2,650	2,938
要介護 2	2,013	2,074	2,123	2,357
要介護 3	1,374	1,411	1,445	1,624
要介護 4	1,314	1,354	1,395	1,574
要介護 5	1,097	1,124	1,149	1,297
合計	11,342	11,648	11,905	13,209



※ 平成 29 年 9 月認定率をもとに推計

3. 日常生活圏域の状況

第3期計画（平成18（2006）年度から平成20（2008）年度）策定の際に、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活を続けられるように、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等のサービスを提供する施設の整備状況等を総合的に判断し、以下の6つの日常生活圏域を設定しています。

また、平成29（2017）年4月現在、岸和田市地域包括支援センター社協・いなば荘北部・萬寿園葛城の谷・萬寿園中部・社協久米田・いなば荘牛滝の谷の6箇所が地域の拠点として介護予防事業等の推進を図っています。

◆日常生活圏域



1. 都市中核地域	中央校区、城内校区、浜校区、朝陽校区、東光校区、大宮校区
2. 岸和田北部地域	春木校区、大芝校区、城北校区、新条校区
3. 葛城の谷地域	旭校区、太田校区、天神山校区、修斉校区、東葛城校区
4. 岸和田中部地域	常盤校区、光明校区
5. 久米田地域	八木北校区、八木校区、八木南校区
6. 牛滝の谷地域	山直北校区、城東校区、山直南校区、山滝校区

市内6圏域の状況をみると、平成29(2017)年10月現在、高齢者数が最も多いのは、都市中核地域で13,363人、次いで、岸和田北部地域が10,903人となっています。

また、高齢化率が最も高かったのは、牛滝の谷地域の28.9%、次いで岸和田北部地域の28.7%となっています。

中学校区別にみると、久米田中学校区が最も高齢者数が多く7,106人、次いで山直中学校区が6,062人、高齢化率では山滝中学校区が33.3%と最も高く、次いで葛城中学校区が32.3%となっています。

◆中学校区別高齢者人口

地域	校区	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計	人口(人)	高齢化率(%)
都市中核地域	岸城	1,494	1,153	1,162	899	643	324	5,675	21,249	26.7%
	野村	1,151	897	824	643	350	216	4,081	14,381	28.4%
	光陽	967	797	718	601	358	166	3,607	14,529	24.8%
	計	3,612	2,847	2,704	2,143	1,351	706	13,363	50,159	26.6%
岸和田北部地域	春木	1,719	1,361	1,170	898	507	263	5,918	20,190	29.3%
	北	1,270	1,121	1,091	829	496	178	4,985	17,741	28.1%
	計	2,989	2,482	2,261	1,727	1,003	441	10,903	37,931	28.7%
葛城の谷地域	土生	1,896	1,394	1,061	767	413	245	5,776	24,718	23.4%
	葛城	849	735	549	371	200	113	2,817	8,734	32.3%
	計	2,745	2,129	1,610	1,138	613	358	8,593	33,452	25.7%
岸和田中部地域	桜台	1,446	1,171	990	707	377	229	4,920	21,062	23.4%
久米田地域	久米田	1,913	1,686	1,531	1,104	595	277	7,106	28,423	25.0%
牛滝の谷地域	山直	1,657	1,476	1,300	883	491	255	6,062	21,632	28.0%
	山滝	404	343	285	226	142	92	1,492	4,483	33.3%
	計	2,061	1,819	1,585	1,109	633	347	7,554	26,115	28.9%
	合計	14,766	12,134	10,681	7,928	4,572	2,358	52,439	197,142	26.6%

※ 住民基本台帳 平成29(2017)年10月1日時点
 人口 197,142人(男 94,697人 ・ 女102,445人)
 高齢者人口 52,439人(男 22,440人 ・ 女 29,999人)
 後期高齢者(75歳以上)人口25,539人(男9,876人 女15,663人)
 高齢者人口に占める後期高齢者比率 48.7%

第3章 第6期計画の進捗状況

1. 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス量の計画比

①介護予防サービス

平成28(2016)年度の介護予防サービス(地域密着型を含む)17サービスの利用者数を計画値と比較すると、「介護予防通所介護」で6.9ポイント上回っています。また、利用者の多い「介護予防訪問介護」、「介護予防支援」で計画値を下回っています。

また、利用者数を前年度と比較すると、「介護予防訪問介護」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防通所リハビリテーション」、「特定介護予防福祉用具販売」、「介護予防住宅改修」、「介護予防認知症対応型通所介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」の計7サービスで減少しています。

		第6期計画					
		平成27(2015)年度			平成28(2016)年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護 予防 サ ー ビ ス	①介護予防訪問介護						
	(人/年)	15,168	13,712	90.4%	16,584	13,648	82.3%
	②介護予防訪問入浴介護						
	(人/年)	-	1	-	-	2	-
	(回/年)	180	2	1.1%	396	3	0.8%
	③介護予防訪問看護						
	(人/年)	-	992	-	-	1,170	-
	(回/年)	9,120	7,363	80.7%	11,724	8,906	76.0%
	④介護予防訪問リハビリテーション						
	(人/年)	-	149	-	-	198	-
	(回/年)	2,580	1,273	49.3%	3,336	1,843	55.2%
	⑤介護予防居宅療養管理指導						
	(人/年)	780	603	77.3%	900	540	60.0%
	⑥介護予防通所介護						
	(人/年)	8,748	9,852	112.6%	9,552	10,210	106.9%
	(回/年)	-	0	-	-	3	-
	⑦介護予防通所リハビリテーション						
	(人/年)	1,812	1,592	87.9%	1,956	1,543	78.9%
	(回/年)	-	7	-	-	0	-
地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス	⑧介護予防短期入所生活介護						
	(人/年)	-	31	-	-	33	-
	(日/年)	192	117	60.9%	348	128	36.8%
	⑨介護予防短期入所療養介護						
	(人/年)	-	1	-	-	2	-
	(日/年)	156	8	5.1%	360	12	3.3%
	⑩介護予防福祉用具貸与						
	(人/年)	-	9,757	-	-	10,758	-
	(千円/年)	60,417	60,482	100.1%	65,549	67,960	103.7%
	⑪特定介護予防福祉用具販売						
	(人/年)	-	274	-	-	249	-
	(千円/年)	7,106	5,486	77.2%	8,817	5,359	60.8%
	⑫介護予防住宅改修						
	(人/年)	-	315	-	-	298	-
	(千円/年)	36,093	26,336	73.0%	43,694	27,496	62.9%
	⑬介護予防特定施設入居者生活介護						
	(人/年)	96	104	108.3%	132	114	86.4%
	⑭介護予防支援						
	(人/年)	26,088	25,349	97.2%	28,608	26,239	91.7%
予 防 サ ー ビ ス	①介護予防認知症対応型通所介護						
	(人/年)	-	19	-	-	12	-
	(回/年)	60	79	131.7%	60	48	80.0%
	②介護予防小規模多機能型居宅介護						
	(人/年)	180	93	51.7%	144	87	60.4%
予 防 サ ー ビ ス	③介護予防認知症対応型共同生活介護						
	(人/年)	12	0	0.0%	12	0	0.0%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

②介護サービス

平成 27 (2015) 年度と平成 28 (2016) 年度を比べると、居宅サービス 14 サービスのうち「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「住宅改修」の計 4 サービスで、利用者数が減少しています。

「通所介護」は「地域密着型通所介護」と合わせると利用者数が 37,240 人で、前年度の 33,857 人から 3,383 人増加しています。

施設サービスの利用者数を計画値と比較すると、いずれのサービスでも計画値を下回っています。

		第 6 期計画					
		平成27 (2015) 年度			平成28 (2016) 年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護サービス	①訪問介護						
	(人/年)	-	36,044	-	-	37,286	-
	(回/年)	963,828	996,226	103.4%	990,864	1,075,281	108.5%
	②訪問入浴介護						
	(人/年)	-	1,335	-	-	1,445	-
	(回/年)	8,244	7,899	95.8%	8,760	8,080	92.2%
	③訪問看護						
	(人/年)	-	9,890	-	-	10,973	-
	(回/年)	80,868	81,383	100.6%	90,984	91,041	100.1%
	④訪問リハビリテーション						
	(人/年)	-	1,643	-	-	1,683	-
	(回/年)	38,916	18,459	47.4%	40,764	19,456	47.7%
	⑤居宅療養管理指導						
	(人/年)	13,500	12,688	94.0%	13,860	13,592	98.1%
	⑥通所介護						
	(人/年)	-	33,857	-	-	25,969	-
	(回/年)	352,140	357,319	101.5%	166,296	276,510	166.3%
	⑦通所リハビリテーション						
	(人/年)	-	7,117	-	-	7,048	-
	(回/年)	65,580	62,034	94.6%	68,244	61,277	89.8%
	⑧短期入所生活介護						
	(人/年)	-	3,475	-	-	3,023	-
	(日/年)	39,180	42,677	108.9%	40,632	38,639	95.1%
	⑨短期入所療養介護						
	(人/年)	-	921	-	-	945	-
	(日/年)	7,236	5,555	76.8%	7,704	5,782	75.1%
	⑩福祉用具貸与						
	(人/年)	-	39,123	-	-	41,637	-
	(千円/年)	486,299	517,243	106.4%	493,805	539,054	109.2%
	⑪特定福祉用具販売						
	(人/年)	-	724	-	-	745	-
	(千円/年)	23,734	20,045	84.5%	26,611	20,610	77.4%
	⑫住宅改修						
	(人/年)	-	574	-	-	546	-
	(千円/年)	57,095	49,484	86.7%	62,167	49,788	80.1%
	⑬特定施設入居者生活介護						
	(人/年)	2,124	1,658	78.1%	2,328	1,728	74.2%
	⑭居宅介護支援						
	(人/年)	60,504	60,501	100.0%	62,124	63,073	101.5%
施設サービス	①介護老人福祉施設						
	(人/年)	4,860	4,756	97.9%	4,860	4,639	95.5%
	②介護老人保健施設						
	(人/年)	4,044	3,685	91.1%	4,044	3,778	93.4%
	③介護療養型医療施設						
	(人/年)	2,196	1,613	73.5%	2,196	1,539	70.1%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

平成 28（2016）年度の地域密着型サービスの実績値と計画値を比較すると、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」で実績値が計画値を 34 人（3.3 ポイント）上回っています。

		第 6 期計画					
		平成27（2015）年度			平成28（2016）年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
	（人/年）	360	311	86.4%	396	308	77.8%
	②夜間対応型訪問介護						
	（人/年）	1,068	874	81.8%	1,104	743	67.3%
	③認知症対応型通所介護						
	（人/年）	-	1,214	-	-	1,032	-
	（回/年）	12,600	12,552	99.6%	12,720	11,007	86.5%
	④小規模多機能型居宅介護						
	（人/年）	984	771	78.4%	1,716	640	37.3%
	⑤認知症対応型共同生活介護						
	（人/年）	1,500	1,377	91.8%	1,500	1,395	93.0%
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護						
	（人/年）	0	0	-	0	0	-
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
	（人/年）	1,044	973	93.2%	1,044	1,078	103.3%
	⑧看護小規模多機能型居宅介護（旧:複合型サービス）						
	（人/年）	0	0	-	348	0	0.0%
	⑨地域密着型通所介護						
	（人/年）	-	-	-	-	11,271	-
	（回/年）	-	-	-	203,256	104,397	51.4%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

(2) 給付費の計画比

①介護予防給付費

平成 28 (2016) 年度の介護予防サービス（地域密着型を含む）の給付費合計をみると 8 億 3,683 万円となっています。計画値を下回っていますが、前年度から 1,738 万円の増加となっています。

計画値と比較すると、「介護予防福祉用具貸与」、「介護予防認知症対応型通所介護」の計 2 サービスで計画値を上回っています。

(単位：千円/年)

		第 6 期事業計画					
		平成27(2015)年度			平成28(2016)年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居 宅 サ ー ビ ス	①介護予防訪問介護	279,130	249,705	89.5%	303,695	244,498	80.5%
	②介護予防訪問入浴介護	1,489	17	1.1%	3,179	25	0.8%
	③介護予防訪問看護	35,275	27,516	78.0%	45,228	33,253	73.5%
	④介護予防訪問リハビリテーション	7,623	3,630	47.6%	9,837	5,411	55.0%
	⑤介護予防居宅療養管理指導	9,877	6,859	69.4%	11,397	6,314	55.4%
	⑥介護予防通所介護	270,048	256,990	95.2%	291,929	262,869	90.0%
	⑦介護予防通所リハビリテーション	71,610	50,329	70.3%	76,631	46,874	61.2%
	⑧介護予防短期入所生活介護	1,281	688	53.7%	2,207	729	33.0%
	⑨介護予防短期入所療養介護	1,224	72	5.9%	2,747	123	4.5%
	⑩介護予防福祉用具貸与	60,417	60,482	100.1%	65,549	67,960	103.7%
	⑪特定介護予防福祉用具販売	7,106	5,486	77.2%	8,817	5,359	60.8%
	⑫介護予防住宅改修	36,093	26,336	73.0%	43,694	27,496	62.9%
	⑬介護予防特定施設入居者生活介護	7,168	7,950	110.9%	9,010	8,215	91.2%
	⑭介護予防支援	117,952	117,494	99.6%	129,050	121,624	94.2%
	計	906,293	813,553	89.8%	1,002,970	830,750	82.8%
サ ー ビ ス 地 域 密 着 型	①介護予防認知症対応型通所介護	357	633	177.2%	379	385	101.5%
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	10,671	5,261	49.3%	8,992	5,699	63.4%
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	2,746	0	0.0%	2,741	0	0.0%
	計	13,774	5,894	42.8%	12,112	6,084	50.2%
合計		920,067	819,447	89.1%	1,015,082	836,834	82.4%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

※ 千円単位に四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります

②介護給付費

平成 28（2016）年度の介護サービスの給付費合計をみると 128 億 2,614 万円となっています。計画値を下回っていますが、前年度から 2 億 4,925 万円の増加となっています。

計画値と比較すると、「訪問介護」、「居宅療養管理指導」、「通所介護」、「福祉用具貸与」、「居宅介護支援」の計 5 サービスで計画値を上回っています。

（単位：千円/年）

		第 6 期事業計画					
		平成27(2015)年度			平成28(2016)年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居宅サービス	①訪問介護	2,595,524	2,639,547	101.7%	2,659,318	2,757,734	103.7%
	②訪問入浴介護	96,648	95,499	98.8%	102,533	98,143	95.7%
	③訪問看護	371,462	350,876	94.5%	415,653	386,253	92.9%
	④訪問リハビリテーション	114,290	55,423	48.5%	119,479	58,376	48.9%
	⑤居宅療養管理指導	195,572	189,039	96.7%	199,796	199,800	100.0%
	⑥通所介護	2,812,712	2,784,959	99.0%	1,323,541	2,156,971	163.0%
	⑦通所リハビリテーション	567,147	554,233	97.7%	587,783	550,390	93.6%
	⑧短期入所生活介護	332,965	351,082	105.4%	343,595	315,535	91.8%
	⑨短期入所療養介護	78,419	61,543	78.5%	82,641	63,768	77.2%
	⑩福祉用具貸与	486,299	517,243	106.4%	493,805	539,054	109.2%
	⑪特定福祉用具販売	23,734	20,045	84.5%	26,611	20,610	77.4%
	⑫住宅改修	57,095	49,484	86.7%	62,167	49,788	80.1%
	⑬特定施設入居者生活介護	410,209	316,883	77.2%	445,187	318,675	71.6%
	⑭居宅介護支援	845,570	876,896	103.7%	864,564	910,502	105.3%
計		8,987,646	8,862,754	98.6%	7,726,673	8,425,599	109.0%
地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	46,443	43,081	92.8%	51,184	49,992	97.7%
	②夜間対応型訪問介護	23,131	18,561	80.2%	23,259	15,909	68.4%
	③認知症対応型通所介護	139,095	134,453	96.7%	139,932	110,666	79.1%
	④小規模多機能型居宅介護	191,859	145,632	75.9%	342,880	118,202	34.5%
	⑤認知症対応型共同生活介護	371,300	348,757	93.9%	369,945	352,423	95.3%
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	-	0	-	-	0	-
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	261,077	250,452	95.9%	260,572	258,132	99.1%
	⑧看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）	0	0	-	78,979	0	0.0%
	⑨地域密着型通所介護	-	-	-	1,617,662	764,756	47.3%
	計	1,032,905	940,936	91.1%	2,884,413	1,670,079	57.9%
施設サービス	①介護老人福祉施設	1,231,118	1,195,807	97.1%	1,229,596	1,146,891	93.3%
	②介護老人保健施設	1,062,394	986,231	92.8%	1,060,341	1,023,614	96.5%
	③介護療養型医療施設	793,156	591,165	74.5%	791,624	559,966	70.7%
	計	3,086,668	2,773,202	89.8%	3,081,561	2,730,472	88.6%
合計		13,107,219	12,576,892	96.0%	13,692,647	12,826,149	93.7%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

※ 千円単位に四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります

③総給付費

（単位：千円/年）

		第 6 期事業計画					
		平成27(2015)年度			平成28(2016)年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護給付		13,107,219	12,576,892	96.0%	13,692,647	12,826,149	93.7%
予防給付		920,067	819,447	89.1%	1,015,082	836,834	82.4%
総給付費		14,027,286	13,396,339	95.5%	14,707,729	13,662,983	92.9%

2. 保健福祉サービスの利用状況

第6期計画期間中の本市の保健福祉サービスに関する利用状況は以下のとおりです。

(1) 保健サービス（健康増進法関係）

①健康教育

生活習慣病の予防や健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識を高め、健康の保持増進に役立たせることを目的に実施しています。

◆健康教育の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
健康教育 （個別健康教育含む）	137 回	138 回

【現状及び今後の方向性】

市民の関心が高いがんや生活習慣病の予防、及び健康増進に関する内容に加え、運動等の実技も取り入れています。また、口腔や歯科、くすり等、様々な内容で開催しています。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、理学療法士、栄養士、健康運動指導士等が講演します。

今後は、さらに内容の充実と参加しやすい教室の運営等市民の意向に沿った健康教育の実施に努めます。

②健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に役立たせることを目的に実施しています。

◆健康相談の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
健康相談	234 回	290 回

【現状及び今後の方向性】

健康相談は、健康教育開催時や健診実施時等に保健センターや地域で随時実施しているほか、保健センターでは休日以外毎日実施しています。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士等が心身の健康について個別の相談に応じて必要な指導や助言を提供しています。今後も開催回数や専門職の確保、内容の充実と利便性の向上等に努めます。

③がん検診

30 年以上の長きにわたって死亡原因の第 1 位はがんとなっており、罹患数は年々増加しています。初期のがんは自覚症状がないことが多いことから、定期的な検診による早期発見、そして早期治療に結びつけることが大切です。そういったことから、職場等で受診する機会のない一定年齢以上の市民を対象に実施しています。

◆がん検診の実績（受診率）

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
胃がん検診	6.3%	8.8%
子宮がん検診	22.8%	19.5%
肺がん検診	23.3%	22.6%
乳がん検診	25.5%	22.5%
大腸がん検診	21.6%	19.2%

【現状及び今後の方向性】

保健センターや各市民センター等では、がん検診のほか、岸和田市国民健康保険に加入している人を対象に、特定健康診査とがん検診を同時に受診できる集団検診も実施しています。また、市内医療機関においても肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診を実施しており、特定健康診査と同時に受診することができます。

より多くの人に受診していただけるよう、特定の年齢の人に対して個別受診勧奨通知の実施や、20 歳の女性には子宮頸がん検診無料クーポン券、40 歳の女性には乳がん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診を勧奨しています。その他、新聞折込による「健康だより」やがん検診のちらしの個別配布、広報きしわだや市ホームページへの掲載等を通して受診勧奨に努めています。また、医療機関では、土曜日や夜間の受診が可能であり、保健センターでの集団検診においても、日曜日にがん検診を実施することで、受診しやすい環境を整えるよう努めています。

今後も広く受診勧奨を行うとともに、内容の充実と利便性の向上等に努め、各がん検診の受診率向上を目指します。また、精度管理の充実を図り、がんの早期発見、早期治療に結びつくよう努めます。

④機能訓練

疾病、外傷等により心身の機能が低下している人に対し、機能の維持回復を図るために必要な訓練を行い、日常生活の自立への援助や社会参加を促すことにより、介護を要する状態になることを予防することを目的としています。

◆機能訓練の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
機能訓練	57 人	116 人

※健康増進事業対象の 40 歳以上 65 歳未満の被指導延人数を計上

【現状及び今後の方向性】

福祉総合センターにおいて、40 歳以上の外傷、疾病等の後遺症による障害のある人で、日常生活において不自由をきたしている人を対象に週 2 回「身体障害者矯正及び体力維持講座」を開催しています。自力で通うことが困難な人にはタクシー送迎も実施しています。整形外科医や理学療法士・保健師の相談・指導も行っています。

今後も介護保険における介護予防事業との整合性を図りながら、機能訓練を実施し、日常生活の自立への援助や社会参加を促すことにより、介護予防に努めます。

⑤訪問指導

療養上の保健指導が必要な人やその家族に対し、保健師、看護師、理学療法士等が自宅を訪問し、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的としています。

◆訪問指導の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
訪問指導（実人数）	8 人	0 人

【現状及び今後の方向性】

保健師、看護師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し、生活習慣病予防や介護を要する状態になることを予防する観点から、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行っています。

今後も必要に応じて、訪問指導を行い、心身の機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

（２）地域支援事業

Ⅰ．介護予防事業

① いきいき百歳体操

高知市で開発された介護予防体操で、おもりを使った筋力づくりの運動です。継続することで筋力がついて動きやすくなり、転倒や骨折、寝たきり予防が期待できます。椅子に腰をかけ、準備体操、筋力運動、整理体操の３つの運動を行います。住民主体の自主活動で、週１～２回活動する地域にＤＶＤやおもりの無料貸し出し（期限付き）を行っています。

◆いきいき百歳体操の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
実施箇所数	9 箇所	45 箇所
参加実人数	191 人	992 人

【現状及び今後の方向性】

市及び地域包括支援センターの専門職による導入期支援（４回）を行い、その後も半年ごとに体力測定・介護予防の講話等で継続支援に努めています。

今後も地域包括支援センターと連携しながら、住民主体の通いの場を市内全域に拡大するように引き続き周知・啓発に努めます。

②フレッシュらいふ教室

歯科医師、栄養士、大阪府認知症介護指導者、地域包括支援センター等による、口腔ケアや食生活、認知症予防のための講話や、地域でできる体操や地域資源の紹介を行う事業です。１クール５回、２０名程度を対象に実施しています。

◆フレッシュらいふ教室の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
実施回数	25 回	30 回
参加延人数	342 人	478 人

【現状及び今後の方向性】

各専門職が講義を行い、地域住民に介護予防の正しい知識を啓発しています。地域でできる体操として、いきいき百歳体操を紹介し、教室開催をきっかけに住民主体の通いの場につながる所も出てきています。

今後も各地域包括支援センターと連携しながら、市内各地域で教室を展開していきます。

③二次予防事業対象者把握事業

健康診査や、訪問活動、関係機関からの連絡、要介護認定等により、将来的に要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）を把握する事業です。

◆二次予防事業対象者の把握

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
二次予防事業対象者	4,407 人	4,933 人

④二次予防事業（教室）

◆運動器の機能向上教室

保健センターや公共施設等を利用して、運動器の機能向上のための教室を実施する事業です。教室は 18 人程度を対象に、1 クール 12 回、概ね 3 か月間で実施しました。

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
開催回数	48 回	60 回
参加延人数	720 人	598 人

◆栄養改善教室

管理栄養士が、低栄養状態の予防・改善のため講義や相談を実施する事業です。1 クール 6 回、概ね 6 か月間で実施しました。

	平成 27（2015）年度 （相談形式）	平成 28（2016）年度 （教室形式）
開催回数	6 回	18 回
参加延人数	12 人	122 人

◆口腔機能向上教室

歯科医師または歯科衛生士等が口腔機能の向上に向けた講義と実習を含めた教室を実施する事業です。13 人程度を対象に 1 クール 6 回、概ね 3 か月間で実施しました。

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
開催回数	12 回	18 回
参加延人数	128 人	125 人

【現状及び今後の方向性】

二次予防事業対象者を把握するため、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度にかけて基本チェックリストを郵送にて配布・回収を行いました。回収率は約 90%と高く、二次予防事業対象者の把握が推進されました。

対象となった人へ、各種の予防教室への参加を促し、介護予防の取組みを進めてきました。

総合事業の開始に伴い本事業は廃止となりましたが、今後は、地域支援事業において、すべての高齢者を対象に、いきいき百歳体操のサポートやフレッシュらいふ教室の開催等、一般介護予防の取組みを進めていきます。

⑤二次予防事業（訪問）

閉じこもりや軽度の認知障害、うつ傾向等で通所でのサービスの利用が困難な対象者に、看護師等が訪問して必要な相談を実施する事業です。

◆看護師・保健師等の訪問の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
訪問延人数	16 人	1 人

【現状及び今後の方向性】

看護師等が訪問して必要な相談ケアを実施し、生活支援や社会参加を促しました。

総合事業の開始に伴い本事業は廃止となりましたが、今後は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスCの実施に向けて取組みます。

⑥街かどデイハウス事業

虚弱な自立高齢者を対象に既存施設を活用し、介護予防と生きがいづくりを図るための事業です。地域のボランティアによる介護予防プログラム、健康チェック、給食サービス、健康増進を目的としたレクリエーション等を実施しています。

◆街かどデイハウス事業の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
整備数	5 箇所	5 箇所

【現状及び今後の方向性】

運動や生活改善等を通じ、運動機能の向上、及び認知症予防を図ることにより、自立した生活機能を維持し、要介護状態になることを防ぐため、市内 5 箇所（平成 29（2017）年度は 4 箇所）で実施しています。地域ボランティアの運営により市民参加型のきめ細やかなサービスを提供するとともに、介護予防プログラムを導入しています。

今後は他の介護予防、高齢者の生きがいづくりの事業との調整も進めていきます。

II. 包括的支援事業

①地域包括支援センター

平成 18（2006）年度包括的支援事業を実施する機関として地域包括支援センターが設置されました。地域における高齢者の実態を的確に把握し、早期に必要なサービス（社会資源）につなぐ総合的なマネジメント機能を持ち、地域社会全体を包括的にケアしていくためのネットワーク拠点として運営されています。また、包括的支援事業以外に介護保険法に基づく予防給付のマネジメント業務も実施しています。

【現状及び今後の方向性】

地域における相談業務が増加するなかで、総合的なマネジメントにより、地域社会全体を包括的にケアしていくためのネットワーク拠点として運営されています。また、包括的支援事業以外に介護保険法に基づく予防給付のマネジメント業務や、適正化事業のケアプランチェックも委託により実施しています。

第 7 期計画においても、地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターを機能強化することにより、適切なケアマネジメントに努めます。

②総合相談支援及び権利擁護業務

・各種相談

高齢者や家族に対する総合的な相談を受け、個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行っています。

・権利擁護業務

高齢者の人権や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用し、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図っています。

◆総合相談業務・権利擁護業務の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
総合相談	3,218 回	3,066 回
権利擁護業務	317 件	301 件

【現状及び今後の方向性】

地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等による個別援助活動を中心としながら、必要に応じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度につなげます。また成年後見制度が必要な場合は、親族等がいない場合に、適切に市長申立てを行い、後見人等には、専門職後見と新たな担い手としての市民後見人を養成し、活動支援を行っていきます。

③包括的・継続的マネジメント支援業務

介護支援専門員、主治医をはじめ地域の様々な関係者が連携し、保健・医療・福祉、その他のサービスを含め、地域における様々な資源を活用し（包括的）途切れることなく（継続的）、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。

【現状及び今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、医療機関を含めた関係機関との連携・協力体制の構築、地域でのネットワークの構築に努めています。また、地域の介護支援専門員に対する日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言を行っています。

今後は地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護支援専門員や関係機関との連携を深めながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援に努めます。

III. 任意事業

①給付費通知

給付額や負担額等の記載をすることにより、給付が適正に行われているかを確認します。また、要介護認定者がサービス利用状況を確認でき、今後の健康管理、ケアプランの作成に役立てる事業です。

◆給付費通知の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
発送件数 （1回あたり平均）	8,934 件/回	9,230 件/回
回数	4 回	4 回

【現状及び今後の方向性】

サービス利用者に対して、給付状況等の内容を確認することにより、適正な給付の確保を図るため、介護給付費の通知を実施しています。サービス利用者から架空請求や過剰請求等の情報を受けた場合には、利用者からの確な事実確認を行うとともに、必要に応じて国保連合会に対して過誤申立て等を行います。介護サービス確認用パンフレットを同封することにより、利用者がよりわかりやすくサービス利用できるようにしています。

今後も「第4期大阪府介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化の推進に努めます。

②ケアプランチェック

居宅サービス利用者に係るケアプランの内容とレセプトを精査し、介護支援専門員の資質向上を図り、また、不適切なサービスに対して指導・助言を行う事業です。

◆ケアプランチェックの実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
事業者数	29 事業者	28 事業者
件数	54 件	54 件

【現状及び今後の方向性】

ケアプランチェックを行うことにより、介護支援専門員に気づきを促すとともに、利用者の自由な選択や自立を阻害しないような適正な居宅介護支援を確保します。介護支援専門員の資質向上を図るとともに、真に必要なサービスが提供され、居宅サービス事業者等の不正請求及び不適切な報酬算定を将来にわたって防止する目的で進めています。

今後も居宅サービス利用者に係るケアプランの内容の精査に努めます。

③家族介護慰労金支給事業

在宅の重度の要介護状態にある高齢者を常に介護している低所得世帯の人の経済的負担を軽減し、当該高齢者の在宅生活の維持、向上を図るために、家族介護慰労金を支給する事業です。

◆家族介護慰労金支給事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
利用件数	2 件	3 件
給付額	200,000 円	300,000 円

【現状及び今後の方向性】

慰労金を給付することにより介護者の経済的負担の軽減を図っています。今後は、事業を検証するとともに制度の周知を図り、在宅生活の維持向上に努めます。

④紙おむつ給付事業

在宅の高齢者を常に介護している低所得世帯の経済的負担を軽減し、当該高齢者の在宅生活の継続、向上を図るために、紙おむつ券を給付する事業です。

◆紙おむつ給付事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
利用者数	507 人	591 人
延給付件数	3,675 件	4,406 件
給付額	21,449,846 円	25,652,400 円

【現状及び今後の方向性】

紙おむつ給付券の給付により、在宅の高齢者を介護している人の経済的負担を軽減し、在宅高齢者等の保健衛生の維持向上を図っています。

今後も、経済的負担の軽減、在宅生活の維持向上を図るため事業の継続に努めます。

⑤家族介護教室

高齢者を介護している家族や将来的に介護予定のある人を対象に、高齢者の健康管理や介護予防、介護方法、介護の体験談や介護保険制度、介護者自身の健康管理等について、講義と実習を行っています。1クール5回、20名程度を対象に実施しています。

◆家族介護教室の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
らくらく介護教室 (開催回数)	10 回	10 回
参加延人数	141 人	86 人

【現状及び今後の方向性】

高齢者を介護している家族や将来的に介護予定のある人を対象に、高齢者の健康管理や介護予防、介護方法、介護保険制度、介護者自身の健康管理等について、講義と実習を行っています。特に実習は、口腔編、移動編、排泄編、食事編、清潔編に分けて実施し、好評を得ています。

実施回数は少ないですが、非常に重要な事業なので、今後も実習を取り入れる等工夫をこらして事業の継続に努めます。

⑥介護相談員派遣事業

市長から委嘱された介護相談員が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する相談や意見等を聞き、サービス提供事業所と意見交換をしながら問題の改善や介護サービスの質の向上等を図ることを目的とした事業です。

◆介護相談員派遣事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
介護相談員数	16 人	16 人
施設数	17 施設	18 施設
訪問延回数	286 回	288 回

【現状及び今後の方向性】

介護相談員は、介護老人福祉施設等に定期的に訪問し、介護サービスを受けている利用者やその家族から、介護サービス等に関する疑問や意見等を聞いたり、相談を受けたりし、サービス提供事

業所との橋渡し役を担っています。

今後も、介護サービス利用者の相談に応じるため、訪問施設の増加に努めるとともに、必要な知識や技術の習得の機会を確保し、介護相談員の質の向上を図ります。

⑦住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談や情報提供、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業です。

◆住宅改修支援事業の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
利用者数	18 件	13 件

【現状及び今後の方向性】

居宅介護支援（介護予防支援）を受けていない要介護者（要支援者）へ住宅改修支援を行うことにより、在宅生活の支援に努めています。今後も引き続き、ニーズに応じ住宅改修支援事業を継続します。

⑧成年後見制度利用支援事業

成年後見の申立てをする親族がいない場合に、市が本人に代わって家庭裁判所に審判の申立てを行います。また、成年後見制度の利用促進のためのパンフレットの作成・配布、説明会・相談会の開催等の広報・普及活動を行います。

◆成年後見制度利用支援事業の実績

		平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
利用件数	高齢者	18 件	20 件
	障害者	3 件	1 件

【現状及び今後の方向性】

権利擁護検討会議を毎月開催し、成年後見制度が必要な人のケース検討を行い、平成 27（2015）年度 21 件、平成 28（2016）年度 21 件の市長申立てを行いました。平成 23（2011）年度より市民後見人の養成を実施し、平成 28（2016）年度末現在 35 名がバンク登録、17 名が市民後見人として受任しました。

今後も定期的な連携会議（権利擁護検討会議）をし、親族がいない等で成年後見制度が必要な人の市長申立てを行うとともに、市民後見人の養成及び活動支援を継続していきます。

⑨高齢者等に対する生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、自立し、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する事業です。

◆高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
戸数	24 戸	24 戸

【現状及び今後の方向性】

緊急通報システムを設置した高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に、安否確認や相談業務を行う生活援助員を派遣し、援助員室を入居者同士の団らんの場として開放しています。今後もより一層、民生委員・児童委員、老人クラブ等の関係団体との連携を強化し、安否確認や生活相談等の支援を行うための体制づくりを推進しながら継続して事業を行います。

⑩生きがいと健康づくり推進事業

・高齢者趣味の作品展事業

高齢者が作成した日頃の趣味の作品を展示、出品者に出展賞を贈呈する等により、高齢者の生きがいと文化水準の高揚を図る事業です。

・生きがい健康づくり推進事業

校区老人クラブ単位でスポーツ活動や文化的活動を行うことにより、高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するための事業を行っています。

◆生きがいと健康づくり推進事業の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
高齢者趣味の作品展	1 回	1 回
生きがい健康づくり推進事業	23 校区	23 校区
誰もが集えるリビング	38 箇所	47 箇所

【現状及び今後の方向性】

高齢者の経験と知識を活かすために老人クラブと連携して高齢者が幅広く参加できるスポーツ活動や世代間交流等の活動を行い、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図っています。また、高齢者の趣味の作品を展示する事業の実施により、高齢者の文化水準の向上を図り、生きがいづくり推進を図っています。

今後も、介護予防として高齢者の生きがいづくり・健康づくり推進のため、事業の継続に努めます。

第4章 第7期計画の重点施策

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）のさらなる深化・推進が重要です。

なかでも地域包括支援センターはその中核的な役割を担っているため、高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉サービス等を適切にコーディネートし、供給していくための相談及び支援の体制強化が必要です。

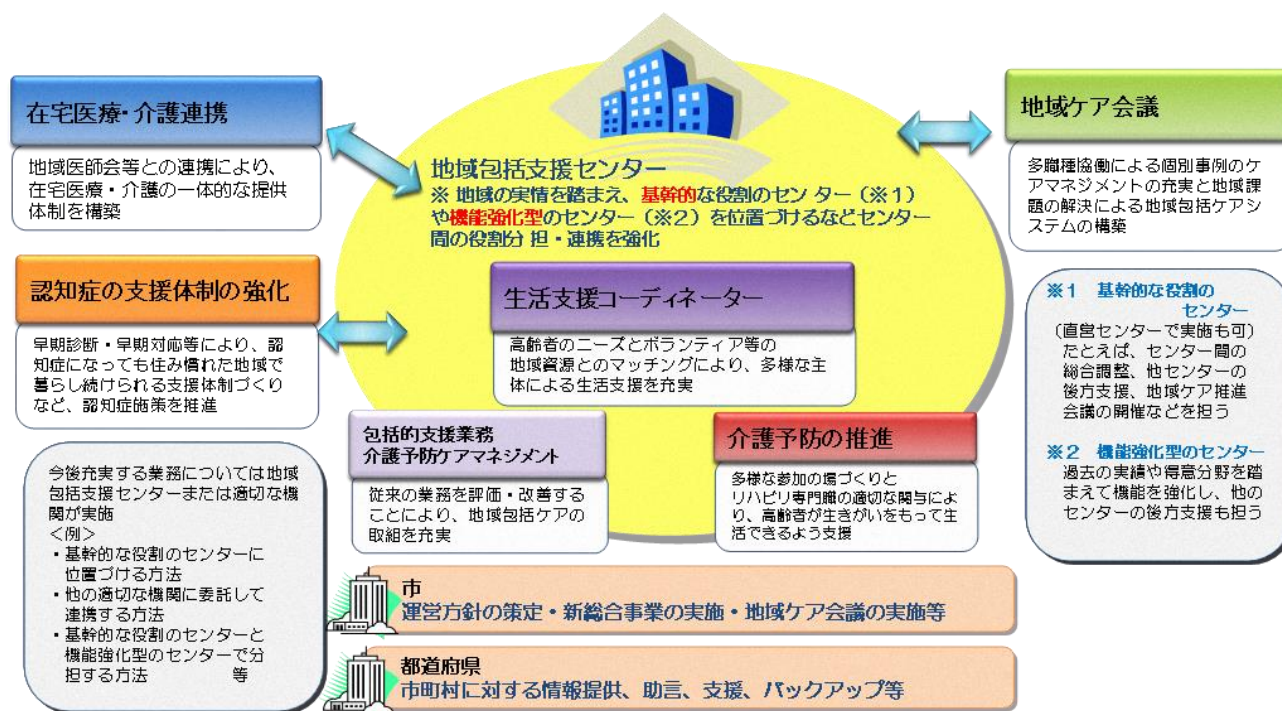
また、地域包括ケアの実現や地域支援事業の効果的な実施のために、地域のネットワークの構築と地域ケアマネジメントの向上が重要となっています。

① 地域包括支援センターとの連携強化

- 市内6圏域の地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。
- 地域包括支援センターが本来機能を十分に発揮できるよう適正な職員配置に努めます。
- 総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等について適切な実施に努めます。
- 平成37（2025）年度に向け、総合事業や医療と介護の連携事業等にしっかりと取り組みます。
- 積極的に地域への出前講座等を行い、地域包括支援センターの周知・啓発に努め、個別課題、地域課題の解決に取り組みます。
- 地域包括支援センターがより充実した機能を果たすため、市が主体となって「地域包括支援センター事業計画」を策定しており、各センターで圏域・地域特性に応じた独自の取り組みを進めています。今後は実施事業について、センター内での自己評価及び市による評価を行い、さらなる質の向上を目指します。
- 基幹型地域包括支援センターは、各センターの後方支援、総合調整等を担っています。今後も役割分担と連携強化を図ります。

主な事業	内容
総合相談支援	支援を必要とする高齢者を把握し、様々な相談を受け、より多職種連携を図りながら、適切なサービスや機関につなげる等高齢者への支援に取組みます。
権利擁護事業	複雑かつ困難な問題を抱えたまま生活している高齢者に対し、尊厳ある生活を維持し安心して生活ができるよう、多職種連携を図りながら、専門的・継続的視点からの支援を行います。
介護予防ケアマネジメント	要介護（支援）状態になる可能性の高い高齢者を対象に、より介護予防や自立支援に注力し、アセスメント、目標設定、モニタリングの実施・評価を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント	地域におけるケア体制の深化・推進に向け、地域のケアマネジャー、主治医、その他関係機関等の多職種が、地域包括ケアの視点を持って連携し協働の体制づくりや個々のケアマネジャーへの支援を行います。

◆地域包括支援センターの機能強化



②地域包括支援センターの職員の確保と資質の向上への取組み

- 地域包括支援センター職員の適正な配置や研修の機会の確保等に努めます。
- 認知症高齢者、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加等に伴う総合相談支援事業や権利擁護事業等の充実、高齢者虐待への対応等、総合的な相談機能を果たすことができるよう職員のスキルアップに努めます。

主な事業	内容
専門職のスキルアップに向けた取組み	3 職種間の連携会議 専門職研修

③地域ケア会議の開催とケアマネジメント力の向上

- 圏域ごとに地域包括支援センターが核となり、地域における支援が必要な人を把握し、その個別の支援について、多職種、地域住民等の関係者でケース検討会議を実施することにより、お互いの顔の見える関係づくり、個別の支援体制づくりを進めるとともに、地域の課題を抽出して関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発等を行い、地域力を高めていきます。
- 地域包括支援センターが中心となり、社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携のもとに、医療、福祉、生活支援、権利擁護、住宅等のサービス情報の収集や発信を行い、介護支援専門員との連携体制を強化します。
- 今後は、介護予防や自立支援に注力していくため、介護支援専門員への研修、自立支援型会議等を行い、介護支援専門員の意識とケアマネジメント力の向上に努めます。
- 高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備の検討を目的とした地域ケア会議を継続し、定例的な開催に取り組みます。会議の開催にあたっては、医療関係者をはじめとする多職種による検討を進めるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、リハビリテーション専門職等との連携を強化します。

主な事業	内容
地域ケア会議	地域の課題や困難事例を多職種で検討することにより、高齢者を支援する地域のネットワークの構築や地域の課題の把握につなげる取組みを行います。また、介護予防・自立支援のため個別事例の検討（＝自立支援型会議）を行い、高齢者の自立に資するケアマネジメント支援を行います。
専門職ネットワーク会議	各日常生活圏域において月 1 回程度専門職の情報共有の場として会議を開催することで、連携を強化し、地域におけるサロンや介護予防体操等の活動につなげていきます。
地域あんしんネットワーク会議	各日常生活圏域にて年に数回、専門職と地域の様々な立場の人々と会議を持ち、多様な内容について、情報交換、協議することで連携強化を図り、地域の通いの場の充実に取組みます。
高齢者の生活実態の把握	地域包括支援センターを中心として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や介護予防アンケート結果等を分析し、総合事業に反映させることで、地域包括ケアシステムの構築に向け、取組みます。
要支援高齢者等へのサービス提供	介護や支援を要する高齢者を地域で支え、生活全般にわたる支援を行うため、地域包括支援センターを軸に、引き続き、定期的に専門職ネットワーク会議や地域ケア会議の開催、医療と介護の連携等を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた連携強化を図ります。

④地域包括支援センター等に関する情報の公表等

- 地域包括支援センターと地域の住民、介護者、介護事業者、福祉関係者、民間企業等が地域の情報や資源を共有し、共通の理解のもとに積極的な取組みが進められるよう、普及啓発に努めます。今後はより積極的に地域ケア会議や出前講座等を行うことで、地域や多職種との連携を強化していきます。

主な事業	内容
運営協議会への報告	定期的に地域包括支援センター運営協議会を開催し、実施方針、運営計画及び運営状況の報告を行います。またその協議の内容について市ホームページにて公表します。
市民への情報提供	地域包括支援センターの活動等について、パンフレット等を作成し、積極的に周知を図っていきます。

⑤地域包括支援センターの運営に対する評価

- 地域包括支援センターの運営、実施事業について、明確な目標値を定め、定期的に自己評価及び市による評価を行うことで、地域包括支援センターの体制・機能強化、資質の向上に努めます。

主な事業	内容
定期的な点検と適切な評価	P D C Aサイクルの充実による効果的な運営の継続という観点から、市及び地域包括支援センターは、運営協議会と効果的に連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行います。事業評価のプロセスの明確化、センター自身による自己評価を容易にする共通の自己評価表や、市による実地指導を容易に行うためのチェック表の作成等、円滑に評価が行われるよう努めます。

（２）在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展により、医療ニーズが高い後期高齢者が増加すると予測され、医療と介護の連携を推進するとともに、在宅医療ニーズに適切に対応していくことが求められています。特に、入院による急性期の治療・リハビリテーションから、退院後の在宅治療に円滑に移行し、途切れることなく一貫して適切な治療・介護サービスが提供されること、さらには在宅でのターミナルケアへの対応が課題となっています。

①在宅医療の充実

- 医師会や地域包括支援センター等、多職種による在宅医療介護連携拠点会議を開催し、在宅医療推進のための取組みについて検討していきます。
- 自宅でのターミナルケアや慢性疾患の療養等に対応するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して訪問（歯科）医や認知症専門医等の地域の医療情報の収集、大阪府から提供される情報データ等を活用し、より積極的に住民セミナー等を開催する等、住民への周知・普及に努めます。また、かかりつけ医の確保や 24 時間体制で往診する在宅療養支援診療所・在宅療養支援歯科診療所・在宅療養支援病院の充実を図ります。
- 自宅での療養生活を支える訪問看護についても、医師会等と連携して在宅医療の充実に努めます。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、医療系サービスを適切に組み合わせたケアプランの作成に関する問題意識の向上を図る取組みや、地域住民に訪問看護サービスの内容等について周知を図る取組みを進めます。

②医療と介護の連携強化

- 連携シートの作成や研修会等を開催し、医療と介護の連携がスムーズに行えるよう、医師会や地域包括支援センター等の関係機関との連携を図ります。
- 在宅での生活を支えるためには、医療情報を適切に取り入れたケアプランの作成が重要になるため、介護支援専門員に対して地域包括支援センターごとに事例検討や研修等を実施し、介護支援専門員のさらなる資質向上に取り組んでいきます。
- 入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するために、多職種連携セミナーや連携シート作成、暮らしの安心プロジェクト等により、市、地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たす医師会等との連携を密にし、在宅医療・介護連携推進事業の新たな取組みについて検討していきます。
- 地域ケア会議等の積極的な開催により、市、地域包括支援センター、在宅医療を担う病院、診療所（かかりつけ医・かかりつけ歯科医）、かかりつけ薬局・薬剤師、栄養士、訪問看護ステーション、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、介護支援専門員、介護事業所等の多職種が必要に応じて、情報を共有しながら、それぞれの役割や機能を分担し、高齢者の在宅療養生活を支えるための連携を強化します。

- 多職種（医療、福祉関係者等）による在宅医療介護連携拠点会議を定期的に開催し、次の事項について実施していきます。

在宅医療・介護連携推進事業

事業	内容
ア. 地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リストまたはマップを作成、活用する。
イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行う。
ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組みを行う。
エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。
オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行う。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う。
カ. 医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行う。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行う。
キ. 地域住民への普及啓発	在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。
ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	複数の関係市区町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。

(3) 地域支え合い体制の整備

地域において様々な課題を抱える高齢者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくためには、小学校区・町会・自治会等の身近な圏域はもとより、中学校区等の日常生活圏域や市域等の広域的圏域、さらには各圏域を結ぶ重層的なネットワークの構築が重要となっています。

複合化・複雑化している地域の課題解決のため、制度や分野を超えて地域がつながり、住民の暮らしと生きがいくりのために地域を共につくっていく地域共生社会を目指します。

①担い手の確保と高齢期の生きがいくり

- 分野や組織形態を超えた連携のためのコーディネート機能の拡充や、企業の社会貢献活動の推進等により、新たな市民活動の担い手の発掘と育成を進めます。
- 地域型組織間の連携やリーダーの育成といった市民活動団体の組織基盤の見直しを進めます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業において住民主体型サービスBへの移行を目指すなか、交通や買物をはじめ、住み慣れた地域で暮らしていくことを前提とした市民の生活支援ニーズについて、地域の様々な資源等を活用した対応を検討します。
- 子どもから大人まで、誰もが地域における支え合いについて学び、参加できるよう、多様な福祉教育・社会貢献学習講座等を開催します。また、市民活動サポートセンターが、ボランティアセンターや地域と連携して市民活動を支援する体制を整備していきます。

主な事業	内容
市民懇談会	第4次地域福祉計画の重点プロジェクトとしている市民懇談会の開催により、地域住民や専門機関が福祉活動のしやすい環境づくりの支援をしています。
市民活動サポートセンター	平成 29（2017）年度より市民活動サポートセンターを設置しています。主要な担い手であったボランティアや市民活動団体といった既存の団体の多くが、高齢化や次世代の担い手の問題を抱えるなかで、既存の支え合いの在り方だけでなく「コミュニティサービス」の実施を見据えた有償での担い手の確保や、社会福祉法人・企業等の社会貢献の推進、また地域のニーズと人材とをつなぐ役割を果たす機能の設置・育成を推進します。
小地域ネットワーク活動	地域における様々な分野の関係者の参画や、多様な組織間の連携等による助け合いの網の目づくりを推進し、小学校区単位に組織されている地区福祉委員会の基盤整備を進めます。 また、小学校区だけではなく、さらに細かい町会単位でも市民懇談会を開催し、住民主体のまちづくりを推進していきます。

ボランティア活動	入門講座や年齢別・課題別講座を開設する一方、ステップアップ講座を実施しボランティア活動の意欲を醸成するとともに、ボランティアサロン（年6回）を開催し、ボランティア相互の交流や情報交換を図ることで課題を共有する活動等を行います。
----------	---

②「見守り」体制の整備

- 地域包括支援センターが中心となって、医療機関や福祉団体等と連携協力のもと、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、家族、近隣住民、小地域ネットワーク活動、町会・自治会、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、介護保険事業者のほか、民間の協力企業等多様な主体が参画したネットワークの整備・充実に取組みます。
- いきいきネット相談支援センターが開催している福祉まると相談や、社会福祉協議会の心配ごと相談等、身近に相談できる窓口の周知を行っていきます。
- 見守り活動等によって得られた地域における高齢者の生活実態等をもとに、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の関係専門機関と十分に意見や情報の交換を図りつつ、適切な社会的支援を提供していきます。
- 地域ケア会議等、行政・専門職・市民等が参加する会議を通じて関係の構築を図り、専門職同士の日常的な情報共有と連携を図り、安否確認や身近に相談できるネットワークづくりを進めます。
- 市、地域包括支援センターと地域の見守りネットワークを構成する主体が双方向に情報を共有し、対応が必要な事案の「発見」、「相談」、「必要なサービスへのつなぎ」等適切に支援するための体制を引き続き行っていきます。

③生活困窮状態にある高齢者の支援

- 貧困の連鎖の解消を視野に、就労困難者や住宅喪失者を含めた生活困窮者の早期発見や支援を行います。
- 生活困窮状態にある高齢者は、その背景に複合的な要因を抱えていることやいわゆる「制度の狭間」に陥っていることが多いことから、地域包括支援センターや自立相談支援機関をはじめ、地域の様々な支援機関が連携して幅広く対応することが重要となっています。
- そのため、生活困窮状態にある高齢者に対しては、生活困窮者自立支援法に定める各種事業やその他の支援制度に適切につなぐことができるよう、コミュニティソーシャルワーカーと連携し、生活困窮世帯の把握から、支援事業につなげていきます。

④高齢者の孤立死防止の取組み

- 地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等が、小地域ネットワーク活動等と連携して、見守り活動を行ったり、新聞や電気・水道・ガス業者等とも連携した自殺や孤立を防ぐための地域のネットワークや、要援護者の早期発見や支援等、誰もが地域とつながることのできる見守り体制を充実します。

⑤介護を行う家族への支援

- 働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐために、介護相談・支援体制の強化を進め、介護者の心身の負担の軽減を図ります。

⑥地域福祉計画との調和

- 要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑で重層化していることから、要介護者等の生活全般の課題を解決するために、障害者等の福祉に関する施策と連携を図ります。
- 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指します。

(4) 地域における自立した日常生活の支援

介護予防アンケートや二次予防事業の内容を踏まえ、平成 29（2017）年度から「総合事業」を開始しています。これまでの予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町村事業である地域支援事業に段階的に移行しており、様々な担い手による多様なサービスを展開する観点から、円滑なサービス提供体制の構築に努める必要があります。

また、地域支え合いの担い手として期待される高齢者が、豊かな経験や知識を活かし社会参加することにより、介護予防にもつながることから、地域の支え合い体制の整備を積極的に進めていくことが重要です。

そのためには、地域における資源開発やネットワーク構築等を行うコーディネート機能の充実が不可欠であり、合わせて多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進することにより、生活支援・介護予防の基盤整備を進めていく必要があります。

①介護予防・生活支援サービス事業の実施

- 平成 29（2017）年度当初からのサービスとして、訪問型サービス、通所型サービスともに、現行相当サービス、緩和型サービスAを実施しています。
- いきいき百歳体操の取組みの拡大に合わせ、短期集中型サービスCを早期に実施し、運動器の機能向上を目指します。
- 住民主体型サービスBについては、地域を回るなかで、制度周知とともに地域課題を聴取しながら制度設計し、早期の実施に向け取組みます。
- 生活援助サービス従事者研修会を定期的に開催し、現在実施中の緩和型サービスAや将来実施予定の住民主体型サービスBの新たな担い手の育成に取組みます。

総合事業	内容
訪問型サービス	対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。 実施中 ●訪問介護（現行の訪問介護相当の生活援助等） ●訪問型サービスA（緩和した基準による生活援助等） ●訪問型サービスA-2（シルバー人材センターによる生活援助等） ○訪問型サービスB（住民主体の自主活動として行う生活援助等） ○訪問型サービスC（短期集中の専門職等による居宅での相談指導等） ○訪問型サービスD（移送前後の生活支援）
通所型サービス	対象者に対し、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を提供 実施中 ●通所介護（現行の通所介護相当の支援等） ●通所型サービスA（緩和した基準によるミニデイや運動等） ○通所型サービスB（住民主体による運動、サロン等の活動） ○通所型サービスC（短期集中の運動器の機能向上や栄養改善等）

②生活支援コーディネーター、協議体の設置

- 多様化するニーズに対応した、より効果的な事業の構築に取り組んでいきます。また、電球交換や買物代行等のインフォーマル・サービスは、地域住民の幅広い互助活動によって支えられる部分が多いため、本市としては、社会福祉協議会とともに、住民が気軽にかつ継続的に参加できるボランティア活動の仕組みの構築や、NPO・ボランティア等との積極的な協働に取組み

ます。

- 生活支援コーディネーターについては、今後各日常生活圏域に配置できるよう取組んでいきます。また、生活支援コーディネーターを中心とした協議体についても、圏域ごとに設置し、制度設計に向けた取組みを行います。生活支援コーディネーターや協議体は地域資源の掘り起こしやマッチング等を推進していきます。

名称	内容
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進していくことを目的とし、コーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を配置しています。 今後、地域における生活援助ニーズの高まりに合わせ、生活支援コーディネーターの各圏域への配置を行います。
協議体	市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークを圏域ごとに設置し、制度設計に向けた取組みを行います。

（５）権利擁護の推進

高齢者に対する虐待防止については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護及び養護者（家族等）に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制を推進する必要があります。

また、高齢化が進むなかで、認知症等により判断能力が低下した高齢者や金銭管理の補佐が必要な高齢者が増加しています。地域で自立した生活が送れるよう、権利擁護の視点に立った支援が必要になっています。

①高齢者虐待防止のための取組み

- 高齢者虐待の防止、早期発見に努めるとともに、虐待されるおそれのある、もしくは、虐待を受けた高齢者や養護者（家族等）に対する迅速かつ多面的な支援について、市と地域包括支援センター等が中心に関係機関との連携のもと適切に対応します。
- 実務対応者のスキルアップのため、研修の機会を充実させていきます。また、実務者会議の開催等により関係機関との連携を図り、虐待防止ネットワークの強化・充実を推進します。
- 防止・早期発見、被害者への支援を行うため、相談窓口の周知や関係機関との連携とともに、意識啓発を図ります。
- 虐待にあった人の一時保護のための居室を確保し、被虐待者の安全確保を図っていきます。また、保護した後には、関係機関と連携しながら、安心・安全な生活に向けた支援の充実を図ります。

主な事業	内容
高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議を継続して開催します。 実務者会議の開催等により関係機関との連携を図り、虐待防止ネットワークの強化・充実を推進します。

◆地域見守り関係機関

地域住民や介護保険事業者等から構成され、高齢者との普段の関わりや住民の生活に密着した位置から相談等を受けるなかで、虐待の防止、早期発見、見守り機能を担い、また、現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するかをチームで検討し、具体的な支援を行っています。

メンバー	ボランティア連絡会、介護者家族の会「みずの輪」、老人クラブ連合会、人権擁護委員協議会岸和田市地区委員会、民生委員児童委員協議会、介護相談員連絡会、介護保険事業者連絡会、いきいきネット相談支援センター、社会福祉協議会
------	---

◆市関係機関

高齢者虐待に関する情報が、それぞれの部署によって個々に管理・対応することなく、日常的に連携を図り、互いに情報を共有して対応を行います。

メンバー	人権・男女共同参画課、福祉政策課、障害者支援課、生活福祉課、健康推進課、介護保険課、広域事業者指導課
------	--

◆専門機関

保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応を必要とされる場合に協力を行っています。警察・消防等の専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図ります。

メンバー	医師会、法務局、警察署、保健所、消防本部、市民病院、消費生活センター
------	------------------------------------

②日常生活自立支援と成年後見制度

- 判断能力が低下した人や生活に不安がある人に対する支援には、本人との契約に基づいて日常的な生活援助の範囲内で支援を行う「日常生活自立支援制度」と、財産管理や福祉施設の入退所等生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を援助する「成年後見制度」があります。
- 「日常生活自立支援事業」は社会福祉協議会において、福祉サービス等の利用援助、金銭管理サービス、預金通帳等の書類等預かりサービスを実施しています。
- 成年後見制度利用促進基本計画が国で定められたことから、動向に注目しつつ、事業を進めていきます。権利擁護支援会議に参画し、ケースの把握や対応について検討し、関係機関との連携により親族がいない人等の支援や市長申立てを進めていきます。申立て費用の負担や後見人の報酬助成等、制度の利用促進を図ります。
- 細かな見守り活動を兼ねた新たな後見活動として、市民・行政・民間・司法との協働による市民後見人養成と活動を推進していきます。大阪府社会福祉協議会と連携し、市民後見人の養成、市民後見人バンク登録者のサポート研修等活動しやすい環境の整備に努めます。

2. 認知症高齢者支援策の充実

(1) 認知症への早期発見・早期対応の推進

認知症高齢者を地域で支えるためには、医療と介護の連携による適切な支援が不可欠です。特に、認知症については、早期の発見と対応が重要であるため、関係機関が連携を図りながら、認知症高齢者を支援する体制の確立に取り組む必要があります。

- 新オレンジプランに掲げられている事業の進捗状況の報告、意見交換の場として、2か月に1回、認知症支援関係機関の代表が集まる認知症支援ネットワーク会議を継続して開催します。
- 家族の負担を軽減するための取組みを含め、介護が必要な人や認知症の人を地域で支えるための仕組みづくりを進めます。
- かかりつけ医認知症対応力向上研修を通じて、身近なかかりつけ医における相談対応の向上を図るとともに、必要に応じて専門医に相談できるよう、医療体制の充実を引き続き図ります。
- 地域包括支援センターを地域の総合相談・権利擁護の中心として位置づけ、認知症疾患医療センター、保健所、医療機関等の関係機関との連携を図るほか、困難事例への対応を行う等相談体制の充実を図り、認知症の早期発見・早期対応に努めます。
- 認知症の早期発見に向け、「もの忘れ相談プログラム」を活用した福祉まるごと相談会の実施に加え、認知症の初期症状がある対象者に対する、専門職による認知症初期集中支援チームによる早期対応に努めていきます。
- 認知症と疑われる症状が発生したときや認知症の人を支える場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければいいのか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを定めた「認知症ケアパス」を広く市民に周知していきます。また、適切な対応が継続的に可能となるよう、支援を行う関係者の情報共有の取組みにも活用します。

主な事業	内容
かかりつけ医や専門医との連携	認知症の人や家族を支援するため、地域包括支援センター等が、地域のかかりつけ医と連携して、認知症の早期発見から医療機関への相談、診断、治療へつなぐとともに、専門医との連携も進めていきます。また、介護専門職等、医療と介護の連携を推進していきます。 医療介護連携拠点会議において、多職種連携研修会の開催、病院と介護保険事業所の連携シートの作成等連携強化を継続して実施します。
初期集中支援チーム	平成 29（2017）年 4 月から、認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応に努めています。複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえ、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

認知症地域支援推進員	認知症地域支援推進員は、地域包括支援センターや介護事業所等と連携し、認知症支援ネットワークづくりや、病院との連携を進め、入院している患者の地域での生活に向けた支援体制づくり等を検討します。認知症支援ネットワーク会議を継続して開催し、関係機関との連携を深め、支援の充実を図ります。（市職員が兼務しています。）
------------	---

（２）認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加しています。認知症高齢者ができる限り自立した生活を送り、家族等の負担の軽減を図るためには、認知症に対する正しい理解が地域全体に広まるとともに、認知症の進行に対応したサービスが継続的に提供されることが重要です。

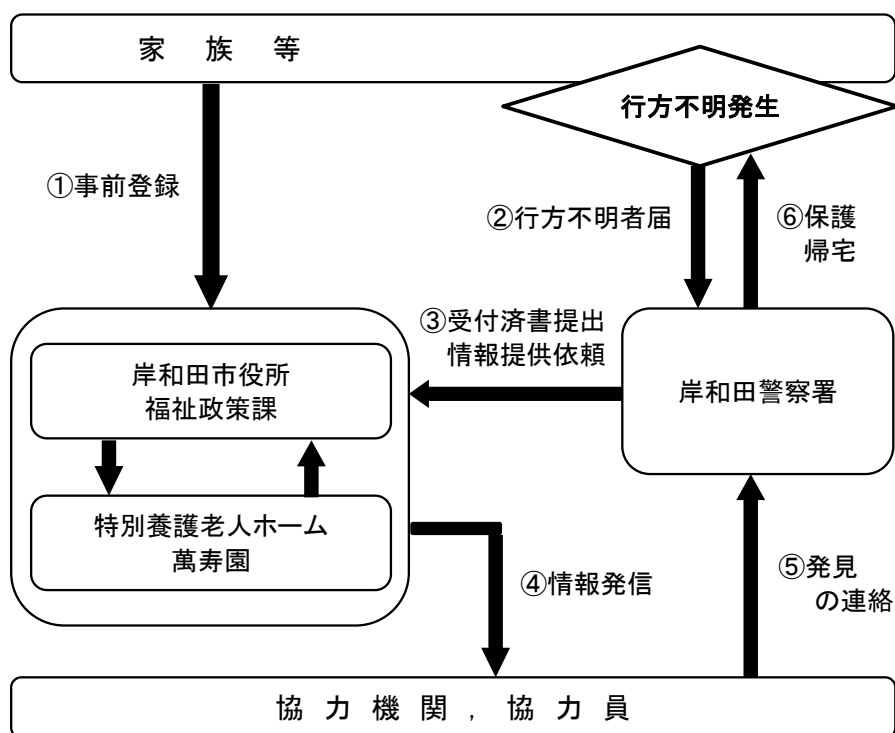
また、地域で認知症高齢者とその家族を支えるためには、見守りネットワーク体制の構築が不可欠であり、関係機関が情報交換や連携を行い、多様な支援を行う必要があります。

- 認知症サポーター養成講座や、専門職対象のサポーター講座、認知症ケア研修、高齢者虐待防止研修等実施し、認知症に対する理解や対応能力の向上に努めます。
- 認知症支援事業の企画調整を担う「認知症支援ネットワーク会議」について、各関係団体の代表者に引き続き参加を依頼し、認知症支援の企画会議として引き続き開催することで、「本人・家族への支援」、「認知症の理解」、「専門職の研修」等の取組みにおける連携を図っていきます。
- 認知症家族の支援として、医療機関等の紹介や認知症に関する情報の提供、徘徊高齢者等見守りネットワークの整備等、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援していきます。
- 地域包括支援センターを中心に、見守りから早期発見・早期診断、適切なケアの提供まで、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、町会・自治会、ボランティア等の地域資源を活用する等、地域における支援体制の充実に取組みます。
- 環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者の特性に配慮し、認知症高齢者が尊厳を保ちながら身近な場所で切れ目のないサービスを継続的に利用できるよう、認知症高齢者グループホーム等、地域密着型サービスの充実を図ります。
- 行政、専門職、企業、地域住民等多くの社会資源が参画した徘徊高齢者等見守りネットワークの整備や広域化の取組みに努めるとともに、警察等関係機関との身元不明者に関する情報交換、その他の連携の強化を進めます。

主な事業	内容
認知症サポーター	地域住民や介護事業所、医療関係、企業等を対象に認知症サポーター講座を継続して実施し、認知症の理解促進、地域の見守り強化を推進していきます。小・中学校等の授業の一環として、認知症サポーター養成講座を取り入れ、福祉教育が受けられる機会を確保していきます。

市民後見人養成及び活動推進	法律や福祉の専門家による成年後見以外に、一般市民を対象とした市民後見養成講座を継続して実施していくとともに、市民後見人が活動できるよう支援体制づくりを継続して実施していきます。大阪府社会福祉協議会と連携し、市民後見人の養成、市民後見人バンク登録者のサポート研修等活動しやすい環境の整備に努めます。
認知症カフェ	認知症の本人や家族が気軽に集まり、相談を受けたり、お互いが悩み等を話し合える場である認知症カフェや地域のサロン等の全日常生活圏域での開催を目指し、地域密着型事業所等を中心とした委託の件数を増やします。 また若年性認知症の相談、支援を地域包括支援センター等を中心に関係機関が連携して行い、交流会等を通して地域で安心して暮らし続けられるように進めます。
徘徊高齢者等見守りネットワーク	行方がわからなくなった認知症高齢者の早期発見のためにＳＯＳネットワークを構築し、当該高齢者等の情報を協力機関や協力員に発信し、早期発見を目指していくとともに、見守りできる地域づくりを進めていきます。今後、警察とも連携し、保護された高齢者の情報提供を受け、地域包括支援センター等が対象高齢者を訪問、確認することにより、徘徊の予防につなげていきます。
家族のつどいや、若年認知症の人と家族の交流会の開催	介護者家族の会「みずの輪」と連携し、家族同士の交流を進める家族のつどいを行ったり、若年性認知症の人や介護する家族の交流の場をつくり、情報交換できる場を提供しながら、できるだけ孤立しないように努めていきます。
地域住民等への認知症理解の促進	認知症サポーター養成講座を実施して、地域や家族の認知症の理解を深めるとともに、専門職を対象にサポーター講座や認知症ケア研修、高齢者虐待防止研修等を実施していきます。

◆徘徊高齢者等見守りネットワーク



3. 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

(1) 住まいとまちづくりに関する施策の推進

高齢化が進むなかで、高齢者が住み慣れた地域で安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくりが重要となっています。

増加するひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯のニーズに対応した住まいの確保のため、公的賃貸住宅の的確な供給や、民間賃貸住宅への円滑な入居の支援、また、高齢者住まい法に基づき登録制になったサービス付高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の情報提供を行うとともに、良質なサービスが適切に提供されるよう指導・監督をしていく必要があります。

また、高齢者が安心してまちに出かけられるようバリアフリー化を推進していきます。

① 高齢者の居住の安定確保

- 高齢者の住宅確保に関する相談においては、公的賃貸住宅の入居募集状況や、大阪あんしん賃貸支援事業を活用した民間賃貸住宅の情報を提供するとともに、住宅セーフティネット法に基づき居住の安定を図るよう努めていきます。

② 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備

- 市営住宅の建て替え時、50 戸に 1 戸以上の割合で福祉住宅（車椅子常用者向特別設計住宅）を整備しています。平成 27（2015）年度に 2 戸が整備され、平成 31（2019）年度に新たに 2 戸を整備する予定となっています。
- 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣しています。高齢者の生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、高齢者の生活を支援していきます。
- 軽費老人ホームについては、現在市内にケアハウス 3 施設（125 床）、経過的軽費老人ホーム 1 施設（50 床）が整備され、家庭環境や経済的理由により在宅生活が困難になった低所得高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っていることから、適切にサービスが提供されるよう努めるとともに、住まいについて希望する情報が高齢者に届くよう、情報の把握と周知に努めます。
- 高齢者向け住宅におけるサービスが、良質で適切に提供されるよう指導・監督をしていく必要があります。特に、介護保険サービスが提供される場合、ケアプランチェックや指導・監督の実施、介護給付の適正化に取り組むよう努めます。

③ バリアフリー化の促進

- 公共住宅や民間建築物において新築、改築する場合には、関係法令等に基づき、エレベーターやスロープの整備等バリアフリー化を推進しています。
- 市営住宅の空き家改修時、手すりを設置しています（平成 27（2015）年度 10 件、平成 28（2016）年度 9 件）。また、高齢者の居宅における手すりの取り付けや段差の解消等、住宅改修を促進するための相談、支援を実施しています。

- 府や公社・UR住宅に対して、高齢者に配慮した公共住宅の整備を要望していくとともに、公共住宅等の充実を図ります。
- 高齢者が安心してまちに出かけられるよう「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、高齢者に配慮したまちづくりを推進します。

（２）災害時における高齢者支援体制の確立

ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加するなか、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震や近年多発している局地的な集中豪雨等の災害に対して、支援が必要な高齢者が増加しています。災害時への備えを充実強化するため、高齢者支援体制の確立が課題となっています。

①災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備

- 平成 27（2015）年 2 月に策定された「避難行動要支援者支援プラン」に基づき作成した「避難行動要支援者名簿」を、本人同意のもと、町会・自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ配布し、日頃の見守りや声かけ、避難訓練等に活用してもらい、災害時に備えます。（名簿登録者 4,488 名、うち同意者 3,052 名 平成 29（2017）年 3 月現在）
- 平成 27（2015）年 2 月に策定された「福祉避難所ガイドライン」に基づき協定を締結した市内 17 箇所の社会福祉施設等が、災害時に避難行動要支援者への適切な支援ができるよう各施設の収容可能状況等を確認する等の体制づくりに取組みます。また、現在指定している施設以外にも新たに福祉避難所を増やす等検討していきます。

②災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携

- 発生が予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備えを充実強化するため、本市の地域防災計画や地域福祉計画に基づき、高齢者支援体制の構築に取り組めます。
- 介護サービス事業者に対しても、高齢者支援に係るマニュアルの整備等、対応意識の醸成や体制の整備を進めるよう指導に努めます。
- 出前講座等による防災についての啓発活動は、今後も引き続き取り組んでいきます。

4. 介護予防と健康づくりの推進

(1) 介護予防の推進

これからの介護予防の推進にあたっては、従来までの機能訓練を中心とした介護予防ではなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりと高齢者の生活機能の維持を推進する等、新たな視点に立った介護予防事業を推進する必要があります。

①一般介護予防事業の推進

- 住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進しつつ、介護予防の機能強化を図っていきます。

主な事業	内容
介護予防把握事業	介護予防アンケートや二次予防事業の内容を踏まえ、平成 29 (2017) 年度から総合事業を開始しています。収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を継続して実施し、自主的な介護予防活動につながるよう推進していきます。
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を継続して実施し、参加者や通いの場の拡大を図っていきます。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。より成果指標に基づいた事業評価を検討します。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

②いきいき百歳体操の推進

- 本市は、地域のつながりが従来から強く、既に町会・自治会、老人クラブ、婦人会等住民主体により運営されている通いの場が多く、引き続きその充実に努めるとともに、平成 26 (2014) 年度から「地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業」として、徒歩 15 分圏内の通える場で取組む「いきいき百歳体操」の普及啓発に努めています。さらに、介護予防に効果的な口腔機能向上のため、「かみかみ百歳体操」も合わせて推進していきます。

主な事業	内容
いきいき百歳体操の普及啓発	筋力強化等機能向上に一定の評価が出ている「いきいき百歳体操」の普及・啓発に努め、地域における活動の実施・継続を支援していきます。平成 29（2017）年度は 95 箇所までの拡大を目標に進めています。近い将来、市域全域に拡大するように、引き続きの周知・啓発に努めていきます。
かみかみ百歳体操の普及啓発	口腔機能の向上に効果のある「かみかみ百歳体操」の普及・啓発を進め、「いきいき百歳体操」と合わせて実施することで、地域における活動の発展・継続を支援していきます。

③自立支援・重度化防止の取組み

- 高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減、悪化の防止に関して、取組むべき施策とその目標を定め、PDCAサイクルに基づいた取組みを行います。

（２）健康づくり・生活習慣病予防の推進

壮・中年期死亡を減少させ、高齢期に活力ある生活を送る（健康寿命の延伸）には、若年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防が大切です。栄養・食生活の改善、運動・身体活動の習慣化及び禁煙等による健康づくりは介護予防の基礎であることから、「第２次大阪府健康増進計画」の趣旨を踏まえつつ、岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ２次計画・岸和田市食育推進計画の推進に努める必要があります。

①岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ２次計画・岸和田市食育推進計画の推進

- 岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ２次計画・岸和田市食育推進計画の目標達成に向け、地域住民組織、関係機関及び行政が連携協力を図りながら、個人の取組む健康づくりをバックアップする地域全体の健康づくり運動として推進していきます。

②健康に関する基本的な知識の普及啓発等の拡充

- 岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ２次計画・岸和田市食育推進計画中間評価に基づき、住民ニーズに沿った内容への見直しと充実を図り、正しい生活習慣の確立と栄養・食生活、運動、禁煙等の生活習慣の改善へとつながる知識の普及啓発とともに、地域との連携を深め参加しやすい事業の実施に努めます。また、市ホームページ等様々なチャンネルを通じて積極的に情報の発信を行います。

（３）高齢者の生きがいの推進

少子高齢化が進むなかで、高齢者の生きがいづくりや地域の活性化の観点から高齢者の社会参加が重要となっています。また、高齢者の就労は、高齢者自身の働き続けたいという希望を満たすだけでなく、労働力として経済社会を維持するという意義があります。

①雇用・就業対策推進

- 高齢者に臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの運営に対する支援に努めます。

主な事業	内容
雇用対策の推進	急速な少子高齢化が進むなか、労働力不足が深刻となり、高齢者も労働の担い手として期待されています。仕事を生きがいとしている高齢者も多く、高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能を就労に活かしながら、社会を支えていく体制づくりが大切です。今後も高齢者が就労による社会参加と生きがいづくりを促進するため、大阪府や関係機関との連携を進め、企業と求職者のマッチングに努めます。
シルバー人材センターの充実	昭和 56（1981）年に設置された公益社団法人岸和田市シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的またはその他軽易な就労の機会を提供し、高齢者の生きがい増進を促進する役割を担ってきました。団塊の世代が定年退職を迎え、高齢化が進むなか、就労を通じた生きがいづくりのため、今後、益々その役割が大きくなります。今後もシルバー人材センターの活用を通じて、働く場の確保に努めます。 総合事業においては、生活援助サービス（訪問型サービス）の提供事業所として地域支援を担っています。

②高齢者の主体的な活動の支援

- 老人クラブやボランティア等様々な団体・グループ等の育成・支援を行っていきます。

主な事業	内容
誰もが集えるリビング	地域住民が主体となって、多世代が集い、交流しながら、課題の予防や早期発見につなげることができる地域の居場所づくりを進めています。

5. 介護サービスの充実と基盤の強化

(1) 介護サービスの基盤整備と質の向上

二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設された介護保険制度は、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を迎えるにあたり、制度の持続可能性を維持しつつ、医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針に基づき、利用者の視点に立った切れ目のないサービス基盤整備を進めていく必要があります。

①介護サービスの充実

- 高齢化の進展に伴い、24 時間対応や医療ニーズの高い要介護者、認知症高齢者等の増加が見込まれます。介護サービスの充実にあたっては、高齢者が主体的に必要なサービスを利用できるよう、日常生活圏域における地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、在宅サービス、施設サービスをどのように充実していくのか、中長期的な視点に立って計画的な基盤整備に努めます。
- サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析し、住民に対して運営状況を開示することで、介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保します。

主な事業	内容
居宅サービス	市内に現在約 400 の事業所（予防を除く）が存在し、利用者のニーズに応じ在宅サービスの提供に努めています。
地域密着型サービス	市内に 7 サービス、25 箇所の整備が完了し、今後とも各圏域における利用者のニーズに応じた整備を検討していきます。 また、事業者の指定、独自報酬の設定等については、利用者や被保険者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス等運営委員会」の意見を反映させ、公平・公正な運営を確保するよう努めています。
施設サービス	市内に介護老人福祉施設 5 箇所（313 床）、介護老人保健施設 3 箇所（294 床）、介護療養型医療施設 1 箇所（8 床）が整備されています。 介護老人福祉施設への入所希望者が多く、また、他市町村の施設への入所も多くみられます。整備にあたっては、中長期的な施設入所希望者の動向や、他市町村の整備計画等も確認しつつ検討を行います。また、平成 29（2017）年度末に介護療養病床の存続の一部見直しを行うことから、施設の動向について、引き続き情報収集を行います。

②新たなサービスの検討

- 高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられます。
- 今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要

な重度介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」が創設されます。本施設の基準を満たすことで、病院または診療所から現在の名称を引き継いで転換することができます。

- 現行の介護療養病床の経過措置期間については、平成 35（2023）年度末まで延長されます。

③大阪府保健医療計画及び大阪府地域医療構想との調和

- 平成 26（2014）年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により医療法が改正され、大阪府においても患者の状態に応じた医療機能の分化・連携や在宅医療の充実等を図るための「大阪府地域医療構想」が策定され、同構想に基づく平成 37（2025）年の介護施設、在宅医療等の追加的必要量を踏まえ、大阪府と市が協議し、第 7 期計画における整合的な整備目標及び見込み量を検討することとなります。本市においても大阪府と協議を行い、平成 37 年（2025 年）における医療ニーズの高い利用者を念頭に置きつつ、整備を行う必要があります。

④介護人材確保の取組み

- 急激な少子高齢化の進展でますます増大・多様化していく福祉・介護ニーズに対応していくため、大阪府が開催する「地域介護人材確保連絡会議」へ参画し、介護の魅力発信、多様な人材確保や職場定着支援の取組みを進めていきます。
- 総合事業の介護予防生活支援サービス事業における従事者を養成するため、「生活援助サービス従事者研修会」を今後も定期的に開催していきます。
- 成年後見人等の新たな担い手となる市民後見人について、養成・確保に努めるとともに、市民後見活動のサポートを行います。
- 従来より進めてきた認知症サポーター養成をより推進するなかで、小・中学校等の授業の一環として認知症サポーター養成講座を取り入れ、福祉教育が受けられる機会を確保していきます。

（２）介護保険制度の適正・円滑な運営

適切な要介護認定のため、認定調査では、調査の質の維持、向上に取り組む必要があります。また、公平・公正の観点からも適切な要介護認定の実施が行われるよう、研修等の取り組みを進めていく必要があります。

介護給付の適正化は、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、公平・公正なサービス提供を通じて、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。本市としても、大阪府の「第４期大阪府介護給付適正化計画」（平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度）の趣旨を踏まえて実施計画を策定し、着実に取り組みを進める必要があります。

①適切な要介護認定の実施

- 認定調査時に、調査対象者の日頃の状態や生活面での困難を的確に説明できる者の同席を求める等、認知症や障害のある高齢者も一人ひとりの状態を正確に反映できるよう努めます。認定調査の特記事項には、心身の状況や障害の特性についての的確に記載するとともに、介護認定審査会において、その記載内容が審査・判定に正しく反映されるよう審査会委員及び認定調査員の研修において周知徹底を図り、公平・公正で適切な要介護認定の実施に努めています。
- 調査票の内容の検証を継続するとともに、調査員への研修等により技術向上を図り、調査の質を確保していきます。

主な事業	内容
要介護認定の適正化	・認定調査票を点検し、基本調査の選択肢に誤りがないか、介護の手間や頻度等が適切に特記事項として記載されているか等を確認します。主治医意見書についても記入もれ・不備等を確認します。 ・認定調査員研修を実施します。（全調査員対象年 1 回、市調査員対象 2 か月に 1 回） ・介護認定審査会委員研修を実施します。（年 1 回） ・認定調査について、新規申請分は全件、更新・区分変更申請分についても 40％程度は市調査員が実施します。

②介護給付適正化の取り組み

- 介護給付の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、制度運営の円滑化を推進します。
- 介護サービス事業者が必要なサービスを適切に提供するよう、サービスの質の向上を目指した適正化 5 事業（認定訪問調査の点検、ケアプラン点検、住宅改修等の適正化、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）を柱に、福祉用具購入・貸与に係る適正化等も実施していま

す。平成 30（2018）年度からの事業実施にあたっては、大阪府が新たに策定する「第 4 期大阪府介護給付適正化計画」に基づく取組みを積極的に推進し、関係機関と連携した事業展開や適正化システム等を活用し、適正化事業を推進していきます。

主な事業	内容
ケアプラン点検	訪問型ケアプランチェックの点検を実施します。（1 圏域につき 8 件（6 圏域で年間 48 件）） 利用者の自立につながる、真に必要なサービスが適切に位置づけられているか確認します。また必要に応じて介護支援専門員よりサービス内容等の説明を求めます。（サービス付高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプランの点検を含みます。）
住宅改修等の適正化	事前事後の訪問調査を実施します。（事前調査 10 件、事後調査 20 件） 事前調査については、利用者の状態から見た必要性や写真等だけでは確認できない等疑義のある場合について調査を行います。 事後調査については、利用者の状態から見た必要性や、適正な施工が行われたかどうかの確認について、申請の中から無作為、または必要に応じて調査を行います。
医療情報との突合・縦覧点検・給付実績の活用	医療と介護の重複請求がないか、大阪府国保連合会の給付情報システムや市独自システムを活用して 2 か月に 1 回程度点検します。さらに必要に応じて、請求の内容と、給付状況や提供されたサービスの整合性を確認し、疑義のあるものについては事業所等に照会の上、国保連合会に対し過誤申立等を行います。
介護給付費通知	利用しているサービスの種類・回数・費用額等を受給者に年 2 回通知することにより、介護給付状況を確認してもらうとともに、適正な給付に向けた抑制効果の向上に取り組めます。なお、通知内容の説明・目的を記載したチラシを同封しています。
福祉用具購入・貸与に係る適正化	介護給付適正化支援システムにより、軽度者では貸与できない福祉用具が貸与されている被保険者を抽出し、申請の有無、ケアプランや認定調査票を確認（必要に応じて訪問調査も実施）し、未提出や非承認の場合は過誤申立を行います。特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具及び体位変換器、移動用リフト、車いす申請の全ケースが対象です。

(3) サービス事業者への指導・助言

保険者の立場から、介護サービス事業者に対して指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、各施策を進めていく必要があります。

また、利用者の状態、生活環境等に応じて、介護保険サービス、在宅医療、NPO等様々な社会資源によるインフォーマル・サービスを組み合わせた適切なケアマネジメントを行うため、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上が求められています。

①事業者への指導・助言

- 利用者からの相談・苦情があった場合は、必要に応じ事業者からの報告を求めるとともに指導や助言を行うことにより、苦情の解決と適切なサービス及びサービスの質の向上につながるように努めます。
- 指定権者として地域密着型サービス事業者や大阪府から権限移譲を受けた居宅サービス事業者等に対して、より質の高い適切なサービスの提供を求めるとともに、基準を満たさない実態や不正請求があった場合は、大阪府とも連携して指導や監査を行い、必要に応じて行政処分も含めた厳正な対応を行っていきます。
- 介護サービスの質の向上といった観点から、引き続きサービス事業者自らが行う自己評価システムや外部評価としての第三者評価について、事業者に対し導入・受審の働きかけを行い、市民にとって利用しやすいシステムの確立に努めます。

②施設等における虐待防止の取組み

- 引き続き要介護施設従事者による虐待や身体拘束を防止するため、職員のストレス対策、知識・介護技術の向上を図る等、職員の意識改革やサービスの質的向上への支援に取り組めます。
- 各事業者に対して、集団指導や個別指導等を通じ、決して虐待や不適切なサービスの提供等が行われることがないように研修等の取組みを求めています。また虐待等が疑われるケースがあった場合は、速やかに通報するように依頼しています。

③介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

- 地域包括支援センターと連携し、困難事例を抱えた介護支援専門員に対する相談対応や、介護支援専門員全体の質の向上を目指したより実践的な研修会や事例検討会の充実に取り組むとともに、事業者連絡会とも連携して、事業者間の連携体制を構築し支援していきます。

④個人情報の適切な利用

- 高齢者の権利擁護の取組みのなかで収集・提供される個人情報の取扱いについては、関係法令等に従い適切に取り扱われるよう、集団指導・ホームページ等で周知するとともに、実地指導にて利用者及び利用者家族の同意をあらかじめ文書にて得ているかの確認を行います。

(4) 介護サービスの利用者と介護者への支援

高齢者等が適切に事業者を選択し、安心してサービスを利用するためには、多様な情報が周知され、本人が必要なサービスを選択した上で、個々の状況に応じたサービス提供に努める必要があります。また、経済的格差によるサービス利用のしにくさが出ないように、低所得者対策に取り組めます。

また、在宅生活の継続を支援するため、家族が介護のために仕事を辞めることを防止する取り組みが必要です。サービスの利用にあたって、利用者や介護者が身近な地域で気軽に相談できるよう、関係機関等の連携・協力のもとに相談支援体制を構築する必要があります。

①情報提供の推進

- 広報きしわだや市ホームページへの掲載をはじめ、出前講座を積極的に行い、制度の確実な定着が図れるよう趣旨及び内容について周知に努めています。また、保険証交付時等の機会に制度やサービスの内容を紹介し、手続きについても案内しています。

今後も引き続き制度の周知に努めるとともに、働きながら介護に取り組む介護者への支援のため、土曜日の相談会開催等、相談体制の充実に努めていきます。

②相談・苦情対応体制の構築

- 圏域ごとに社会福祉協議会・地域包括支援センター・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等が参加し、あんしんネットワーク会議を開催し、地域の困難事例等の解決に向け支援しています。
- 個別支援の相談については、相談が入ってくるルートは様々であり、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、民生委員や地区福祉委員会等が周知されてきたため、社会福祉協議会や介護保険事業者とともに、地域から入る相談件数が増加しています。今後とも地域との連携を進めるとともに、様々な事業所（水道、ガス、電気、配達関係）等と連携して、地域の要援護者の早期発見、支援に努めます。
- 近隣市町との情報交換会議を活用しながら、窓口等に寄せられた相談・苦情内容を分析し適切な制度運営に努めます。また、利用者の苦情全般に対して、大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会等と連携を図りながら、苦情や相談に関する情報の集約・調整を行い、事業者に対する調査、指導助言を行います。
- 相談支援体制の充実を図るため、現在実施している「介護相談員派遣事業」を活用し充実させていきます。

③社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進

- 低所得者対策として、社会福祉法人が運営する施設等で提供する介護サービスの利用者負担額を軽減する制度で、施設と連携して制度の周知、利用の促進に努めています。
- 現在市内すべての社会福祉法人が実施しています。新たな社会福祉法人の開設があった場合には、他の法人同様、軽減制度が実施されるよう働きかけます。

④介護離職防止に向けた取組み

- 必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く家族に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎます。

第5章 介護保険事業の見込み

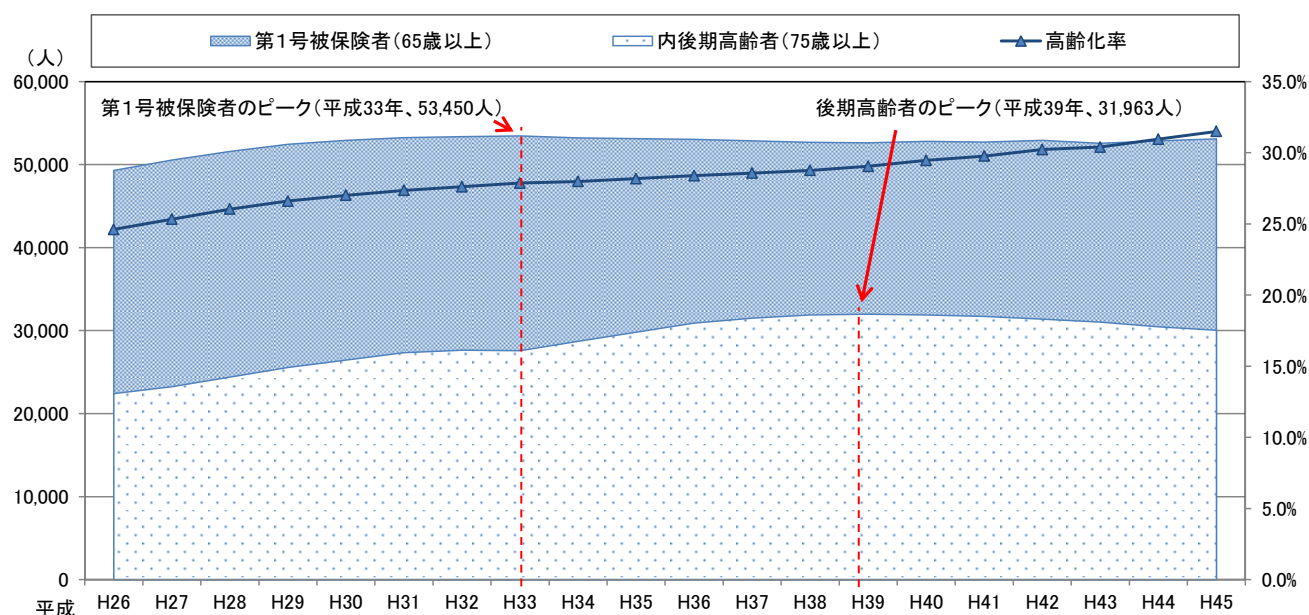
1. 施設整備の考え方

(1) 平成 37 (2025) 年度に向けた方向性

第7期計画では、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成 37 (2025) 年に向けて、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービス等の地域包括ケアシステムの実現に必要な取組みをより一層発展させていくため、在宅医療・介護連携の推進等の地域支援事業や総合事業に積極的に取組み、保険者である市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進めるための計画とする必要があります。

本市においても、今後の被保険者数の動向、在宅サービスや施設サービスの充実の方向性を踏まえつつ、平成 37 (2025) 年の介護需要やそのために必要となる保険料水準を推計し、その上で、平成 37 (2025) 年に向けた段階的な充実の方針と第7期計画における具体的な施策を展開していく必要があります。高齢化のピーク等を踏まえ、在宅と施設サービスのバランスに配慮した整備を進めていきます。

◆高齢化のピーク予想



（２）第７期計画における施設整備の考え方

①施設・居住系サービス

ア）整備の方向性

- 第６期計画に引き続き、第７期計画以降も平成 37（2025）年度の地域包括ケアシステムの実現を目指し、医療・介護・予防・生活支援・住まいについて連携及び充実を図り、地域での生活の支援を推進していきますが、要介護者の増加に加え、独居世帯や高齢者のみの世帯及び認知症の増加が見込まれる現状から、介護保険施設への入所が真に必要とされる方の適正な把握にも努め、その必要量を見込んでいきます。
- 現在、本市の介護保険施設におけるユニット化は、854 床中、191 床であり、約 22.4%です。またそのうち、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設におけるユニット化は 450 床中、191 床であり、約 42.4%です。平成 37（2025）年度に向け、サービスの質を確保しつつ、ニーズに沿った整備を進めていきます。
- 本市においても有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加しています。それらの施設はバリアフリー化された見守り付きの施設としての役割が期待できます。
第７期計画においては高齢者の多様な住まいのニーズに応える一類型である特定施設入居者生活介護について、今後も利用者の増加が予想されることから必要量を見込み、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の特定施設への指定も検討していきます。

イ）第７期計画における施設整備計画

- 第７期計画においては、地域医療構想に基づく病床の機能分化による介護需要の増加や、施設の待機者数等を勘案し、広域型の「介護老人福祉施設」（50 床）を整備します。

②居宅サービス・地域密着型サービス

ア）整備の方向性

- 平成 37（2025）年为目标年次とし、段階的に地域包括ケアシステムの整備を進めるため、第７期計画期間中における整備方針を踏まえ、重度の要介護者の在宅での生活を支えるため、24 時間対応のサービス基盤整備について、検討をしていきます。

イ）本計画期間中における整備計画

- 第７期計画においては「小規模多機能型居宅介護」２箇所を整備します。

2. 介護サービス必要量及び供給量の見込み

(1) 推計手順

第7期計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年の地域包括ケアシステムの実現を念頭に置いて整備を進める必要があります。

このため、第7期計画におけるサービス量の見込みにあたっては、今後の被保険者数の動向や在宅、施設・居住系のサービスの充実の方向性を踏まえつつ、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までのサービス量を見込んでいます。

手順1. 被保険者数、認定者数の推計

過去の人口推移の実績から、コーホート変化率法を用いて、平成37(2025)年度までの本市の将来推計人口を予測した上で、推計人口と要介護認定者発生率を掛け合わせて、第7期計画期間の各年度における要介護認定者数を算出します。

推計のポイント

※最新の認定者の動向を把握するとともに、平成37(2025)年度までの推計を行います。

手順2. 介護保険施設・居住系サービス量の見込み算出

推計された要介護・要支援認定者数見込に対する、施設・居住系サービス利用者数の見込み、過去の利用実績単価、制度改正の影響等を勘案しサービス別事業量を算出します。

推計のポイント

※他市における施設整備の影響や、市の施設居住系サービスの整備方針を反映します。

※大阪府保健医療計画や大阪府地域医療構想との整合性を確保するため、大阪府と協議し、推計しています。

手順3. 在宅(居宅)サービス等の量の見込み算出

要介護・要支援認定者数から施設居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、在宅サービス対象者数を推計します。

在宅サービス対象者数に、過去のサービス別利用実績(利用率、日数、回数、給付費等)、制度改正の影響を勘案し、在宅サービス等の事業量を推計します。

推計のポイント

居宅サービスのうち、特定施設は手順2で見込みます。

※市の地域密着型サービス等の整備方針を反映します。

※総合事業の実施を踏まえ、介護予防サービスへの影響を考慮し推計しています。

※認知症高齢者の増加や、介護離職防止及び医療ニーズへの対応を考慮し推計しています。

（２）サービス量の見込み

①居宅サービス

平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの利用実績、一人あたりのサービス利用の伸びを踏まえ、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度及び平成 37（2025）年度におけるサービス量を次のように見込んでいます。

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
介護予防訪問入浴介護	(人/年)	0	0	0	0
	(回/年)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	(人/年)	1,608	1,656	1,680	1,812
	(回/年)	12,590	12,967	13,156	14,176
介護予防訪問リハビリテーション	(人/年)	216	228	240	252
	(回/年)	2,221	2,350	2,460	2,588
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	576	588	600	660
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	1,776	1,812	1,836	1,992
介護予防短期入所生活介護	(人/年)	48	60	60	60
	(日/年)	278	380	380	380
介護予防短期入所療養介護	(人/年)	0	0	0	0
	(日/年)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	12,408	12,708	12,900	14,028
特定介護予防福祉用具販売	(人/年)	216	216	216	240
介護予防住宅改修	(人/年)	336	324	336	372
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	108	144	180	180
介護予防支援	(人/年)	15,480	16,032	16,584	19,692

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
訪問介護	(人/年)	40,860	41,568	42,444	48,108
	(回/年)	1,242,845	1,261,790	1,289,862	1,477,354
訪問入浴介護	(人/年)	1,608	1,632	1,656	1,920
	(回/年)	9,566	9,695	9,842	11,416
訪問看護	(人/年)	12,792	13,020	13,260	15,192
	(回/年)	109,021	110,936	113,003	129,625
訪問リハビリテーション	(人/年)	2,052	2,088	2,124	2,412
	(回/年)	24,901	25,332	25,783	29,286
居宅療養管理指導	(人/年)	15,252	15,504	15,840	18,156
通所介護	(人/年)	29,004	29,532	30,144	34,104
	(回/年)	313,931	319,681	326,350	369,650

通所リハビリテーション	(人/年)	7,836	7,992	8,160	9,240
	(回/年)	69,862	71,266	72,778	82,454
短期入所生活介護	(人/年)	3,828	3,900	3,984	4,572
	(日/年)	49,235	50,136	51,256	59,116
短期入所療養介護	(人/年)	1,152	1,164	1,200	1,380
	(日/年)	7,568	7,664	7,877	9,083
福祉用具貸与	(人/年)	46,836	47,688	48,684	55,332
特定福祉用具販売	(人/年)	720	720	732	828
住宅改修	(人/年)	696	708	720	804
特定施設入居者生活介護	(人/年)	2,040	2,460	2,880	2,880
居宅介護支援	(人/年)	68,832	70,080	71,508	80,496

②地域密着型サービス

平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの利用実績、一人あたりのサービス利用の伸びを踏まえ、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度及び平成 37（2025）年度におけるサービス量を次のように見込んでいます。

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
介護予防認知症対応型 通所介護	(人/年)	24	24	24	36
	(回/年)	106	106	106	158
介護予防小規模多機能型 居宅介護	(人/年)	120	144	192	192
介護予防認知症対応型 共同生活介護	(人/年)	0	0	0	0

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(人/年)	336	336	348	540
夜間対応型訪問介護	(人/年)	744	756	768	1,176
認知症対応型通所介護	(人/年)	1,176	1,236	1,296	1,776
	(回/年)	13,957	14,620	15,364	21,106
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	600	840	1,080	1,080
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	1,404	1,404	1,404	1,404
地域密着型特定施設入居者生 活介護	(人/年)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(人/年)	1,044	1,044	1,044	1,044
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	204	240	288	300
地域密着型通所介護	(人/年)	11,916	12,144	12,372	13,980
	(回/年)	114,854	117,118	119,346	134,960

ア) 地域密着型サービスの整備数

地域密着型サービスの平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度における整備数は以下のとおりです。第 7 期計画においては、小規模多機能型居宅介護を 2 事業所整備する予定となっています。

	平成 30（2018） 年度	平成 31（2019） 年度	平成 32（2020） 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	2
夜間対応型訪問介護	1	1	1
認知症対応型通所介護	6	6	6
小規模多機能型居宅介護	4	6	6
認知症対応型共同生活介護（ユニット数）	13	13	13
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1

イ) 地域密着型サービスの必要利用定員総数

◆認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）

定数（ユニット数）

	現 状	平成 30（2018） 年度		平成 31（2019） 年度		平成 32（2020） 年度	
		整備数	総数	整備数	総数	整備数	総数
都市中核地域	18(2)	—	18(2)	—	18(2)	—	18(2)
岸和田北部地域	18(2)	—	18(2)	—	18(2)	—	18(2)
葛城の谷地域	18(2)	—	18(2)	—	18(2)	—	18(2)
岸和田中部地域	9(1)	—	9(1)	—	9(1)	—	9(1)
久米田地域	18(2)	—	18(2)	—	18(2)	—	18(2)
牛滝の谷地域	36(4)	—	36(4)	—	36(4)	—	36(4)
計	117(13)	—	117 (13)	—	117 (13)	—	117 (13)

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定数（ユニット数）

	現 状	平成 30（2018） 年度		平成 31（2019） 年度		平成 32（2020） 年度	
		整備数	総数	整備数	総数	整備数	総数
都市中核地域	—	—	—	—	—	—	—
岸和田北部地域	29	—	29	—	29	—	29
葛城の谷地域	29	—	29	—	29	—	29
岸和田中部地域	—	—	—	—	—	—	—
久米田地域	29	—	29	—	29	—	29
牛滝の谷地域	—	—	—	—	—	—	—
計	87	—	87	—	87	—	87

③施設サービス

従来からの施設利用者の動向に加え、他市町での整備計画等を勘案し推計しています。

(単位：人/年)

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
施設利用者数		10,128	11,040	11,340
	うち要介護４・５	8,352	9,144	9,420
	うち要介護４・５の割合	82.5%	82.8%	83.1%
介護老人 福祉施設	[合計]	5,256	5,856	5,856
	[非転換分] (計画分)	5,256	5,856	5,856
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護老人 保健施設	[合計]	3,912	3,912	3,912
	[非転換分] (計画分)	3,912	3,912	3,912
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護療養型 医療施設	[非転換分＋転換分]	660	660	660
	[非転換分]	660	660	660
	[他施設、医療療養への転換分]	0	0	0
介護医療院	[合計]	300	612	912
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
	[その他]	300	612	912

3. 地域支援事業の事業量の見込み

平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度における介護予防・日常生活支援総合事業の事業量の見込みは以下のとおりです。

また、包括的支援事業については、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業について、事業内容や事業量の見込みを定めます。

◆介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

		平成 30（2018） 年度	平成 31（2019） 年度	平成 32（2020） 年度
介護予防・生活支援サービス事業				
	訪問型サービス	14,544 人	14,904 人	15,264 人
	通所型サービス	11,148 人	11,508 人	11,868 人
	介護予防ケアマネジメント	28,656 人	29,724 人	30,792 人
一般介護予防事業				
フレッシュらいふ教室（運動・栄養・口腔・認知症）				
	開催回数	30 回	30 回	30 回
いきいき百歳体操				
	活動箇所数	125 箇所	135 箇所	145 箇所
	参加人数	2,500 人	2,700 人	2,900 人
かみかみ百歳体操				
	活動箇所数	45 箇所	95 箇所	125 箇所
	参加人数	900 人	1,900 人	2,500 人
街かどデイハウス事業				
	整備数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
生きがいと健康づくり推進事業				
	高齢者趣味の作品展	1 回	1 回	1 回
	生きがい健康づくり推進事業	23 校区	23 校区	23 校区

◆包括的支援事業の見込み

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
①地域包括支援センターの運営				
設置箇所		6 箇所	6 箇所	6 箇所
総合相談支援		3,400 件	3,500 件	3,600 件
権利擁護業務		350 件	400 件	450 件
地域ケア会議の開催（圏域全体）＊ 個別ケースは必要に応じ随時開催		2 回／圏域	2 回／圏域	2 回／圏域
②在宅医療・介護連携推進事業				
多職種研修	全体	1 回	1 回	1 回
	圏域	1 回／圏域	1 回／圏域	1 回／圏域
住民啓発セミナー	全体	1 回	1 回	1 回
	圏域	1 回／圏域	1 回／圏域	1 回／圏域
出前講座		2 回／圏域	2 回／圏域	2 回／圏域
包括・ケアマネへの支援		2 回／圏域	2 回／圏域	2 回／圏域
医療介護連携拠点会議		1 回／月	1 回／月	1 回／月
③認知症総合支援事業				
認知症初期集中支援チーム の設置		2 チーム	2 チーム	2 チーム
認知症地域支援推進員の配置		1 名	1 名	1 名
認知症サポーター 養成講座	回数	24 回	24 回	24 回
	人数	1,800 人	1,800 人	1,800 人
認知症カフェ		6 箇所	6 箇所	6 箇所
④生活支援体制整備事業				
生活支援コーディネーターの配置		3 人	6 人	6 人
協議体の設置		6	6	6
生活援助サービス従事者 研修会の開催		4 回	4 回	4 回

◆任意事業の見込み

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
①給付費通知			
発送件数	14,800 件/回	14,800 件/回	14,800 件/回
回数	2 回	2 回	2 回
②ケアプランチェック			
事業者数	24 箇所	24 箇所	24 箇所
件数	48 件	48 件	48 件
③家族介護慰労金支給事業			
利用件数	5 件	5 件	5 件
給付額	500,000 円	500,000 円	500,000 円
④おむつ給付事業			
延べ給付件数	5,500 件	5,750 件	6,000 件
⑤家族介護教室　らくらく介護教室			
開催箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
⑥介護相談員派遣事業			
介護相談員数	16 人	16 人	16 人
施設数	20 施設	22 施設	24 施設
訪問回数（延）	288 回	288 回	288 回
⑦住宅改修支援事業			
理由書の作成	50 件	50 件	50 件
⑧成年後見制度利用支援事業			
※計画値については必要に応じて対応するため目標値を定めない。			
⑨高齢者等に対する生活援助員派遣事業			
	24 戸	24 戸	24 戸

第6章 保険財政の見込み

1. 保険財政

(1) サービス給付費

①介護予防給付費

介護報酬改定を考慮後の平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度及び平成 37 (2025) 年度における介護予防給付費の見込みは次のようになります。

(単位：千円/年)

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	47,847	49,300	50,016	53,904
介護予防訪問リハビリテーション	6,769	7,168	7,495	7,890
介護予防居宅療養管理指導	6,903	7,071	7,194	7,935
介護予防通所リハビリテーション	50,959	52,122	52,805	57,126
介護予防短期入所生活介護	1,631	2,246	2,246	2,246
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	111,792	114,510	116,238	126,378
特定介護予防福祉用具販売	5,707	5,707	5,707	6,341
介護予防住宅改修	28,034	26,964	28,034	31,068
介護予防特定施設入居者生活介護	11,225	13,636	17,045	17,045
介護予防支援	71,814	74,408	76,970	91,395
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	852	853	853	1,279
介護予防小規模多機能型居宅介護	8,073	9,574	13,159	13,159
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
小計	351,606	363,559	377,762	415,766

②介護給付費

介護報酬改定を考慮後の平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度及び平成 37（2025）年度における介護給付費の見込みは次のようになります。

（単位：千円/年）

	平成 30（2018） 年度	平成 31（2019） 年度	平成 32（2020） 年度	平成 37（2025） 年度
居宅サービス				
訪問介護	3,262,481	3,312,933	3,386,427	3,879,936
訪問入浴介護	118,760	120,405	122,239	141,780
訪問看護	456,327	464,274	472,870	542,961
訪問リハビリテーション	75,011	76,349	77,716	88,271
居宅療養管理指導	232,625	236,454	241,605	277,268
通所介護	2,469,984	2,516,232	2,569,575	2,918,566
通所リハビリテーション	642,406	655,536	669,995	761,809
短期入所生活介護	412,478	420,062	429,435	495,855
短期入所療養介護	83,729	84,691	87,131	100,482
福祉用具貸与	603,465	613,960	627,135	716,789
特定福祉用具販売	24,190	24,190	24,813	28,034
住宅改修	59,663	60,626	61,663	68,862
特定施設入居者生活介護	406,790	472,427	553,653	553,653
居宅介護支援	1,018,352	1,037,431	1,058,857	1,193,550
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	58,942	58,969	62,150	123,295
夜間対応型訪問介護	16,167	17,045	16,637	25,646
認知症対応型通所介護	149,966	156,604	164,884	227,336
小規模多機能型居宅介護	113,910	159,942	204,792	204,792
認知症対応型共同生活介護	362,576	362,738	362,738	362,738
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	290,479	290,609	290,609	290,609
看護小規模多機能型居宅介護	48,526	57,848	70,121	72,310
地域密着型通所介護	851,899	869,314	885,800	1,004,567
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	1,295,150	1,443,741	1,443,741	1,443,741
介護老人保健施設	1,082,424	1,082,909	1,082,909	1,082,909
介護療養型医療施設	238,882	238,989	238,989	
介護医療院	107,651	220,313	328,991	770,045
小計	14,482,833	15,054,591	15,535,475	17,375,804

③総給付費

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
介護給付費	14,482,833	15,054,591	15,535,475	17,375,804
予防給付費	351,606	363,559	377,762	415,766
総給付費	14,834,439	15,418,150	15,913,237	17,791,570

(2) 地域支援事業費

介護報酬改定を考慮後の平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度及び平成 37 (2025) 年度における地域支援事業費の見込みは次のようになります。

◆本市標準給付費見込額に対する地域支援事業費の割合

(単位：%)

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	3.54	3.49	3.38	3.45
包括的支援事業、任意事業	1.21	1.18	1.16	1.15

※算定対象審査支払手数料を除く

◆地域支援事業の事業費（報酬改定後）

(単位：千円)

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	552,443	570,936	577,540	657,720
包括的支援事業、任意事業	188,179	193,274	197,686	218,783
地域支援事業費	740,622	764,211	775,225	876,502

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

(3) 報酬改定について

平成30 (2018) 年度の介護報酬改定においては、社会保障審議会の介護給付費分科会において、(1) 地域包括ケアシステムの推進、(2) 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、(3) 多様な人材の確保と生産性の向上、(4) 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保の4つの基本的視点から様々な検討を重ねた結果、平成29 (2017) 年12月に+0.54%の改定が決定されました。各年度3月サービス分から翌年2月サービス分までの給付費に反映されますが、平成30 (2018) 年度については、改定前の3月サービス分を除く11か月に改定率を乗じるため、+0.495%となります。

（４）標準給付費見込額と地域支援事業費の見込み

報酬改定を考慮後の平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度及び平成 37（2025）年度における総給付費（調整前）に一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を勘案して総給付費（調整後）を算出しています。

また、特定入所者介護サービス費等給付額（調整後）は補足給付の見直しに伴う財政影響額を勘案して算出しています。

その他の高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えた標準給付費見込額、また地域支援事業費との合計は、以下のようになります。

（単位：千円）

	平成 30（2018） 年度	平成 31（2019） 年度	平成 32（2020） 年度	平成 37（2025） 年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	14,824,503	15,587,848	16,279,333	18,200,535
総給付費（調整前）	14,834,439	15,418,150	15,913,237	17,791,570
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	9,936	15,320	15,821	18,032
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	185,018	381,918	426,998
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	327,062	335,917	343,584	380,252
特定入所者介護サービス費等給付額（調整前）	327,062	335,917	343,584	380,252
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	357,187	366,858	375,231	415,276
高額医療合算介護サービス費等給付額	79,192	81,336	83,193	92,071
算定対象審査支払手数料	15,026	15,433	15,785	17,470
審査支払手数料支払件数	326,658 件	335,502 件	343,160 件	379,782 件
標準給付費見込額（A）	15,602,970	16,387,393	17,097,128	19,105,604
地域支援事業費（B）	740,622	764,211	775,225	876,502
標準給付費見込額と地域支援事業費の合計（A）＋（B）	51,367,549			19,982,106

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

◆消費税の見直しについて

平成31（2019）年10月の消費税の引き上げ（8％→10％）に伴い、総給付費に対して平成31（2019）年度は約0.2％、平成32（2020）年度は約0.4％を乗じた影響額を勘案します。併せて、介護職員の処遇改善に伴う介護報酬改定に係る財政影響額についても、総給付費に対して平成31（2019）年度は約1％、平成32（2020）年度は約2％を乗じた額を勘案します。

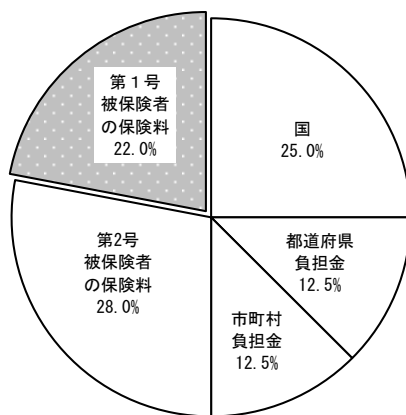
2. 費用額・保険料額の算出方法

(1) 財源構成

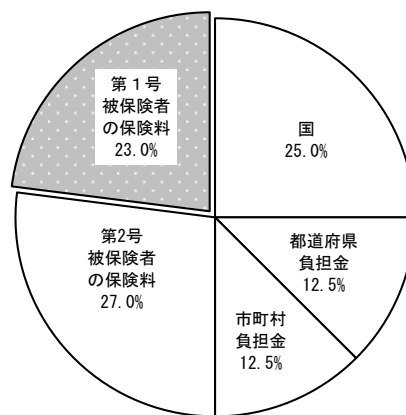
介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が 50% ずつを占めています。第 7 期計画では、被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により変更され、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の 23% を第 1 号被保険者（65 歳以上の方）、27% を第 2 号被保険者（40～64 歳の方）が負担することになりました。

また、公費における負担割合は、基本的には国が 25%（うち、調整交付金として 5%）、府が 12.5%、市が 12.5% となっていますが、府が指定権限を有する施設分の給付については、国が 20%（うち調整交付金として 5%）、府が 17.5%、市が 12.5% となります。

◆第 6 期計画における介護保険の財源



◆第 7 期計画における介護保険の財源



※施設サービスを除く

(2) 費用負担に関する事項等

①現役並みの所得者の利用者負担割合の見直し（平成 30（2018）年 8 月施行）

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合を 2 割から 3 割に引き上げられます。対象者は第 1 号被保険者の 3% に該当する合計所得金額 220 万円以上で、かつ同一世帯の第 1 号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が、単身世帯の場合 340 万円以上、2 人以上世帯の場合 463 万円以上の人です。

②介護納付金における総報酬割の導入（平成 29（2017）年 7 月施行）

第 2 号被保険者（40 歳～64 歳）の保険料は、各医療保険者が加入者である第 2 号被保険者の負担すべき費用を介護納付金として一括納付しています。これまで医療保険者は、介護納付金を第 2 号被保険者である加入者数に応じて負担してきましたが、医療保険者の負担能力に応じた負担とする観点から、これを被用者保険等保険者間では総報酬額に応じた負担とする総報酬割が導入されました。

③介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し（平成 30（2018）年 4 月施行）

介護保険施設等の所在する市町村の給付費の負担が過度に重くならないようにするため、障がい者支援施設等を退所して、介護保険施設等に入所した場合の保険者が見直され、障がい者支援施設等に入所する前の市町村とすることになります。

④高額介護（予防）サービス等の見直し（平成 29（2017）年 8 月施行）

利用者負担割合の見直しと同様に、介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、高額介護（予防）サービス費について、住民税課税対象者が世帯にいる人の月額上限が37,200円から44,400円に引き上げられました。ただし、世帯にいる65歳以上の人がすべて1割負担者である場合には、年間の上限（446,400円）が設定されています。

下記条件に該当した場合	→	下記の見直しが適用されます。
住民税課税対象者が世帯にいる	→	月々の上限額が、 37,200 円→44,400 円に引き上げ
+		
世帯にいる 65 歳以上の人がすべて 1 割負担者	→	年の上限が 446,400 円 （3 年間の経過措置）

⑤調整交付金の見直し

現行の調整交付金は、地域における第 1 号被保険者に占める後期高齢者の加入割合や、所得段階別加入割合の違いにより生じる格差を平準化することを目的に交付されています。今後、全国的に 75 歳以上人口が急増し、市町村間の後期高齢者加入割合のばらつきが縮小することから調整交付金を算定する基礎となる年齢区分について、特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して重点的に配分するため、現行の①65～74 歳、②75 歳以上の 2 区分から、①65～74 歳、②75～84 歳、③85 歳以上の 3 区分に細分化されます。なお、激変緩和措置として、第 7 期計画期間においては、各年度において 2 区分と 3 区分を 2 分の 1 ずつ組み合わせることになります。

（３）基金の取崩し

準備基金とは、市町村の介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取崩して充当するために設置されている基金です。

本市では第 6 期計画において、約 8 億円を積み立て、第 7 期計画においては 4 億円を取崩すことにより、保険料基準額の上昇を約 223 円抑制しています。

(4) 保険料段階の設定

◆第7期計画における所得段階

第7期計画 所得段階	対象者	第6期計画 所得段階
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・ 生活保護受給者	第1段階
	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	
第2段階	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	第2段階
第3段階	・ 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方	第3段階
第4段階	・ 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方（前各段階対象者を除く）	第4段階
第5段階	・ 市町村民税非課税の方（前各段階対象者を除く）	第5段階
第6段階	・ 市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	第6段階
第7段階	・ 市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	第7段階
第8段階	・ 市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	第8段階
	・ 市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	第9段階
第9段階	・ 市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	
	・ 市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上300万円未満の方	第10段階
第10段階	・ 市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	
第11段階	・ 市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	第11段階
第12段階	・ 市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上	第12段階

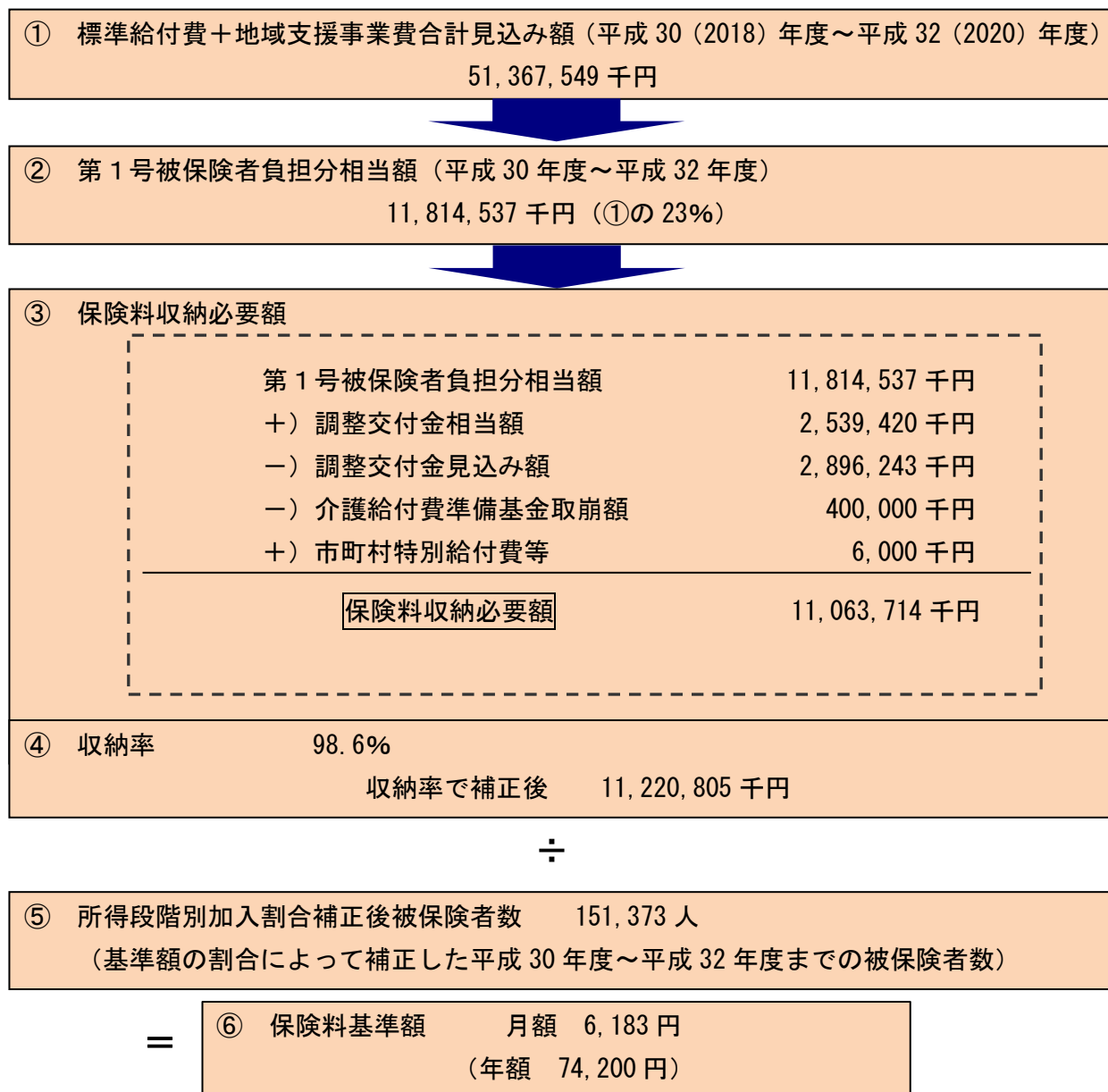
◆所得段階別加入者数（第 1 号被保険者）の見込み

所得段階	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
第 1 段階	12, 712	12, 794	12, 819	12, 698
第 2 段階	4, 436	4, 464	4, 473	4, 431
第 3 段階	4, 801	4, 831	4, 841	4, 795
第 4 段階	7, 094	7, 140	7, 154	7, 087
第 5 段階	5, 410	5, 444	5, 455	5, 404
第 6 段階	2, 743	2, 761	2, 767	2, 740
第 7 段階	3, 328	3, 349	3, 356	3, 324
第 8 段階	6, 759	6, 802	6, 816	6, 751
第 9 段階	2, 793	2, 811	2, 817	2, 790
第 10 段階	1, 609	1, 620	1, 623	1, 608
第 11 段階	478	481	482	478
第 12 段階	750	755	756	749
合計	52, 913	53, 252	53, 359	52, 855
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	50, 209	50, 531	50, 633	50, 155

（５）第１号被保険者保険料基準額の算定

第１号被保険者の負担割合（23%）、予定保険料収納率（98.6%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、財政安定化基金取崩しによる交付額、市町村特別給付費等の影響を試算した結果、第７期計画における第１号被保険者の保険料基準月額は6,183円となります。

◆介護保険料算出プロセス



※端数処理を行っているため、算出結果が一致しない場合があります。

＊平成37年度の保険料は、8,000円程度になると予想されます。

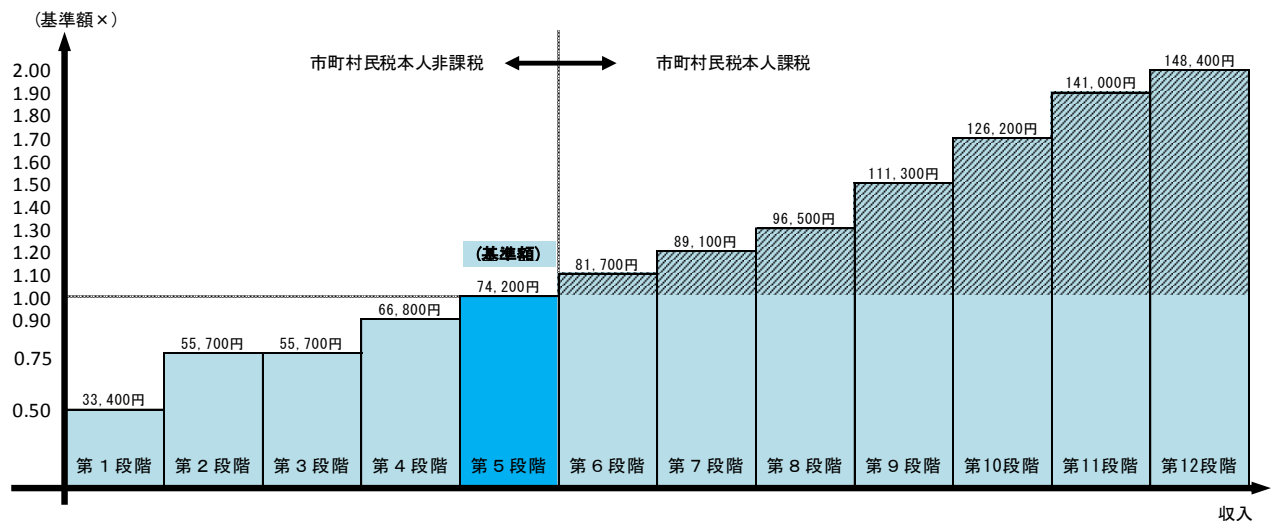
平成 30（2018）年度からの第 7 期計画の所得段階ごとの介護保険料月額と第 6 期計画の保険料月額を比較すると、次のようになります。

◆第 7 期計画の保険料段階（第 6 期計画との比較）

第 7 期計画				第 6 期計画		
段階	対象者	比率	年額保険料	段階	比率	年額保険料
第 1 段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金受給者または前年 の合計所得金額+課税年金収入 額が 80 万円以下の方	0.45	33,400 円	第 1 段階	0.45	31,100 円
第 2 段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金 収入額が 80 万円超 120 万円以下 の方	0.75	55,700 円	第 2 段階	0.75	51,700 円
第 3 段階	・世帯全員が市町村民税非課税で 前年の合計所得金額+課税年金 収入額が 120 万円超の方	0.75	55,700 円	第 3 段階	0.75	51,700 円
第 4 段階	・本人が市町村民税非課税で、前 年の合計所得金額+課税年金収 入額が 80 万円以下の方（前各段 階のいずれにも該当しない方）	0.90	66,800 円	第 4 段階	0.90	62,100 円
第 5 段階	・本人が市町村民税非課税で、前 各段階のいずれにも該当しない 方	1.00 (基準額)	74,200 円 (月額 6,183 円)	第 5 段階	1.00 (基準額)	69,000 円
第 6 段階	・本人が市町村民税課税で、前年 の合計所得金額が 80 万円未満の 方	1.10	81,700 円	第 6 段階	1.10	75,900 円
第 7 段階	・本人が市町村民税課税で、前年 の合計所得金額が 80 万円以上 120 万円未満の方	1.20	89,100 円	第 7 段階	1.20	82,800 円

第 8 段階	・ 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	1. 30	96, 500 円	第 8 段階	1. 30	89, 700 円
	・ 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 200 万円未満の方			第 9 段階	1. 50	103, 500 円
第 9 段階	・ 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 290 万円未満の方	1. 50	111, 300 円	第 10 段階	1. 70	117, 300 円
	・ 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 300 万円未満の方					
第 10 段階	・ 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の方	1. 70	126, 200 円			
第 11 段階	・ 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	1. 90	141, 000 円	第 11 段階	1. 90	131, 100 円
第 12 段階	・ 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上の方	2. 00	148, 400 円	第 12 段階	2. 00	138, 000 円

◆第 7 期計画介護保険料の所得段階イメージ



【参考】第6期介護保険事業特別会計の決算状況

平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度における第6期介護保険事業特別会計の決算状況ですが、確定している平成 27（2015）年度及び平成 28（2016）年度について記しています。

単位：円

科目		平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
歳入	介護保険料	3,232,990,200	3,311,648,300
	国庫支出金	3,478,139,252	3,599,749,760
	支払基金交付金	3,948,656,000	4,067,041,464
	府支出金	1,972,362,021	2,016,782,586
	一般会計繰入金	2,198,112,794	2,237,677,333
	繰越金	340,030,766	136,820,483
	その他収入	1,443,226	2,143,033
	歳入計	15,171,734,259	15,371,862,959
歳出	介護給付費	14,090,688,745	14,369,268,568
	居宅介護サービス費（※1）	9,801,697,152	10,094,275,607
	居宅予防サービス費	821,059,452	838,235,833
	施設サービス費（※2）	2,773,527,213	2,730,471,655
	その他費用（※3）	694,404,928	706,285,473
	地域支援事業費	205,456,462	212,748,350
	総務費	369,204,652	362,048,368
	財政安定化基金拠出金	0	0
	給付準備基金積立金	185,623,721	132,367,118
	公債費	0	0
	諸支出金	183,940,196	22,972,149
	歳出計	15,034,913,776	15,099,404,553
	翌年度繰越金	136,820,483	272,458,406

（※1）福祉用具購入費、住宅改修費、居宅介護支援事業費を含めた合計

（※2）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の合計

（※3）高額介護サービス費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス等費の合計

資料編

1. 岸和田市介護保険事業運営等協議会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	団体における 役職
大谷 悟	学識経験者（大阪体育大学）	元教授
岩井 恵子	学識経験者（関西医療大学）	教授
原田 和明	学識経験者（中部学院大学・大阪成蹊短期大学）	非常勤講師
出水 明	岸和田市医師会	理事
木村 正也	岸和田市歯科医師会	会長
杉浦 恵美	岸和田市薬剤師会	副会長
古石 寛治	岸和田市町会連合会	相談役
徳久 貴男	岸和田市社会福祉協議会	事務局長
杉本 充恵	岸和田市民生委員・児童委員協議会	副会長
磯辺 輝子	岸和田市老人クラブ連合会	女性部会長
山本 一美	岸和田女性会議	世話人
泉 厚子	公募委員	
鈴木 八恵	公募委員	
和田 裕	介護サービス事業者（居宅サービス）	代表
太下 悦子	介護サービス事業者（施設サービス）	代表
野内 清幸	介護サービス事業者（施設サービス）	代表

2. 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは次のとおりです。

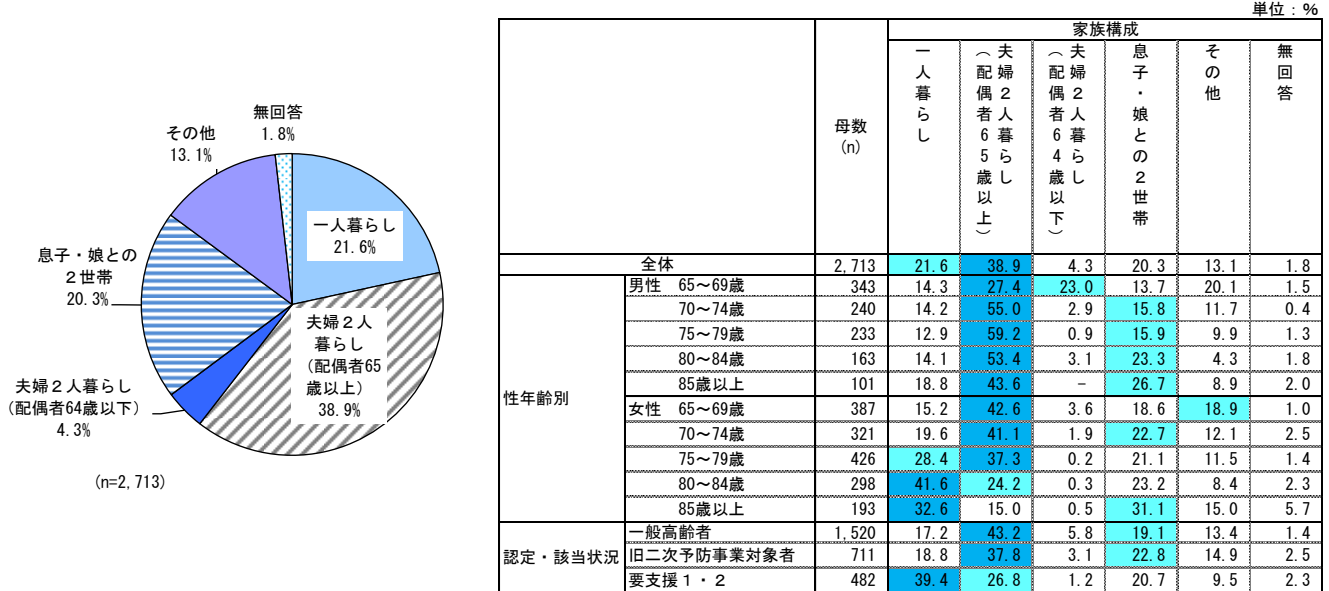
開 催 日	主 な 審 議 内 容
平成 28 (2016) 年 10 月 27 日～ 平成 29 (2017) 年 3 月 31 日	在宅介護実態アンケート調査の実施
平成 28 (2016) 年 12 月 13 日～ 平成 29 (2017) 年 1 月 13 日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
平成 29 (2017) 年 5 月 23 日	平成 29 年度第 1 回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・第 7 期介護保険事業計画について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告 ・在宅介護実態アンケート調査報告
平成 29 (2017) 年 9 月 26 日	平成 29 年度第 2 回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・平成 28 年度介護保険事業状況について ・介護保険事業計画について ・第 6 期計画の取組みの現状及び課題 ・介護保険事業の実施状況 ・第 7 期計画の概要と基本方針
平成 29 (2017) 年 9 月 27 日	大阪府ヒアリング
平成 29 (2017) 年 12 月 1 日	平成 29 年度第 3 回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画について
平成 30 (2018) 年 1 月 4 日～ 平成 30 (2018) 年 2 月 3 日	パブリックコメントの実施
平成 29 (2017) 年 12 月 18 日	介護報酬改定（単価、額）の発表
平成 30 (2018) 年 2 月 16 日	平成 29 年度第 4 回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・パブリックコメント結果について ・第 7 期計画最終案の提示
平成 30 (2018) 年●月	大阪府との事前協議
平成 30 (2018) 年●月	介護保険条例改正
平成 30 (2018) 年●月	大阪府との法定協議

3. アンケート結果

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

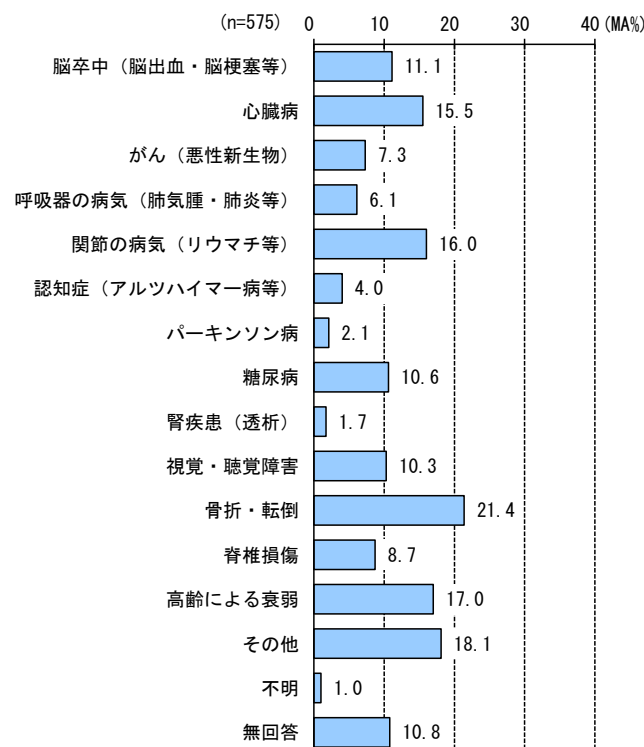
① 家族構成

「一人暮らし」、「夫婦2人暮らし」を合わせた高齢者のみの世帯が64.8%を占めています。特に、女性の80～84歳、要支援1・2では「一人暮らし」の割合が高くなっています。



② 介護・介助が必要になった原因

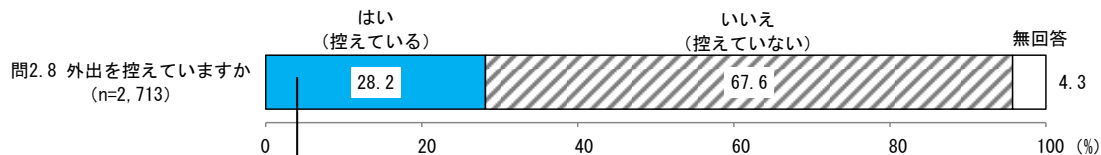
介護・介助が必要になった原因については、「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」の割合が高くなっています。



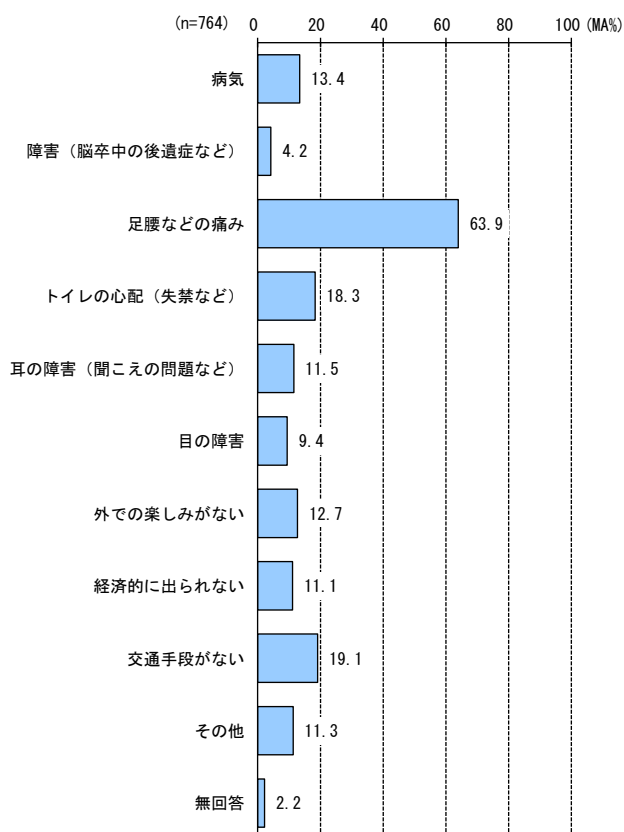
③外出の状況

「外出を控えている」人は28.2%となっています。

外出を控えている理由としては、「足腰等の痛み」が63.9%と最も高く、次いで「交通手段がない」が19.1%となっています。



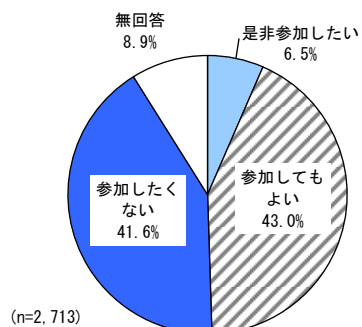
◆外出を控えている理由



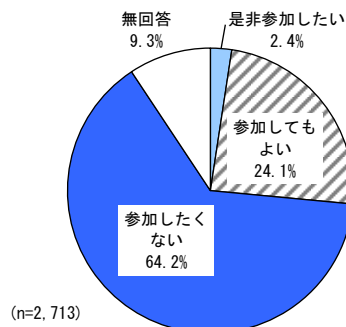
④地域づくり活動への参加意向

地域づくり活動について、参加者として参加意向がある人は49.5%であるのに対し、企画・運営(お世話役)として参加意向がある人は26.5%と少なくなっています。

◆参加者としての参加意向



◆企画・運営(お世話役)としての参加意向

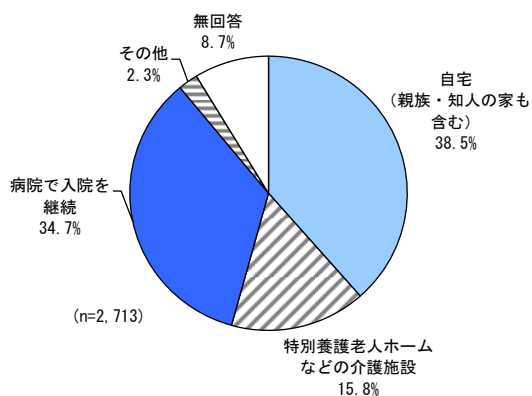


⑤医療や介護が必要になった時に過ごしたい場所、最期を迎えたい場所

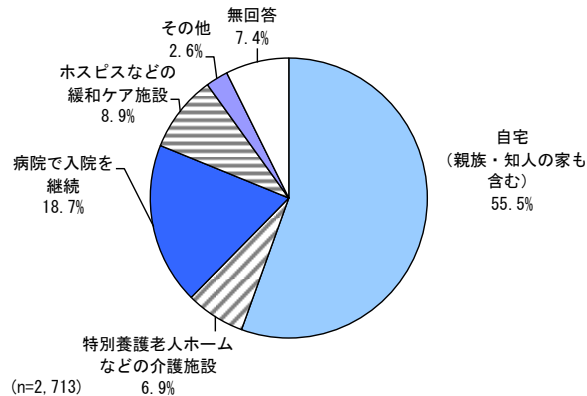
医療や介護が必要になった時に過ごしたい場所について、「自宅（親族・知人の家も含む）」が38.5%で最も多くなっています。最期を迎えたい場所についても同様に、「自宅（親族・知人の家も含む）」が55.5%で最も多くなっています。

◆医療や介護が必要になった時に

過ごしたい場所



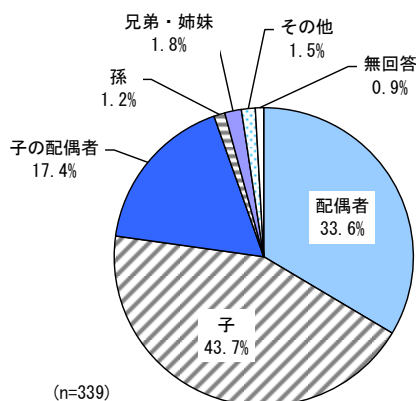
◆最期を迎えたい場所



（２）在宅介護実態アンケート調査

①主な介護者

主な介護者については、「子」が43.7%と最も高く、次いで「配偶者」が33.6%、「子の配偶者」が17.4%となっています。

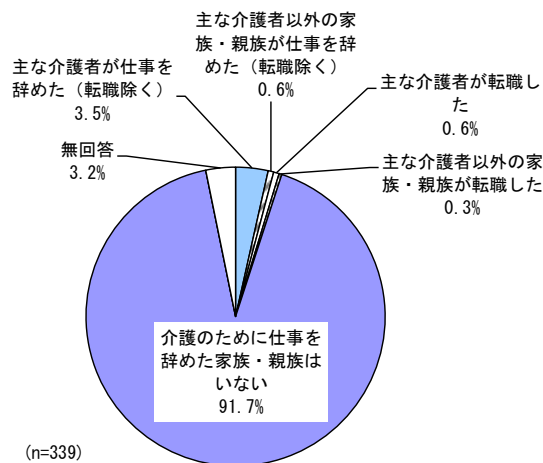


②介護離職

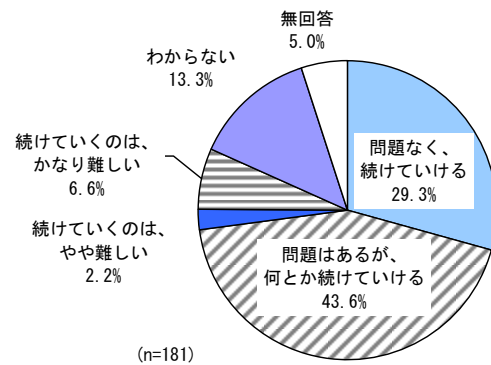
介護離職の状況については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が91.7%を占めています。

主な介護者の就労継続の可否に係る意識については、「問題はあるが、何とか続けていける」が43.6%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が29.3%となっています。

◆介護離職の状況

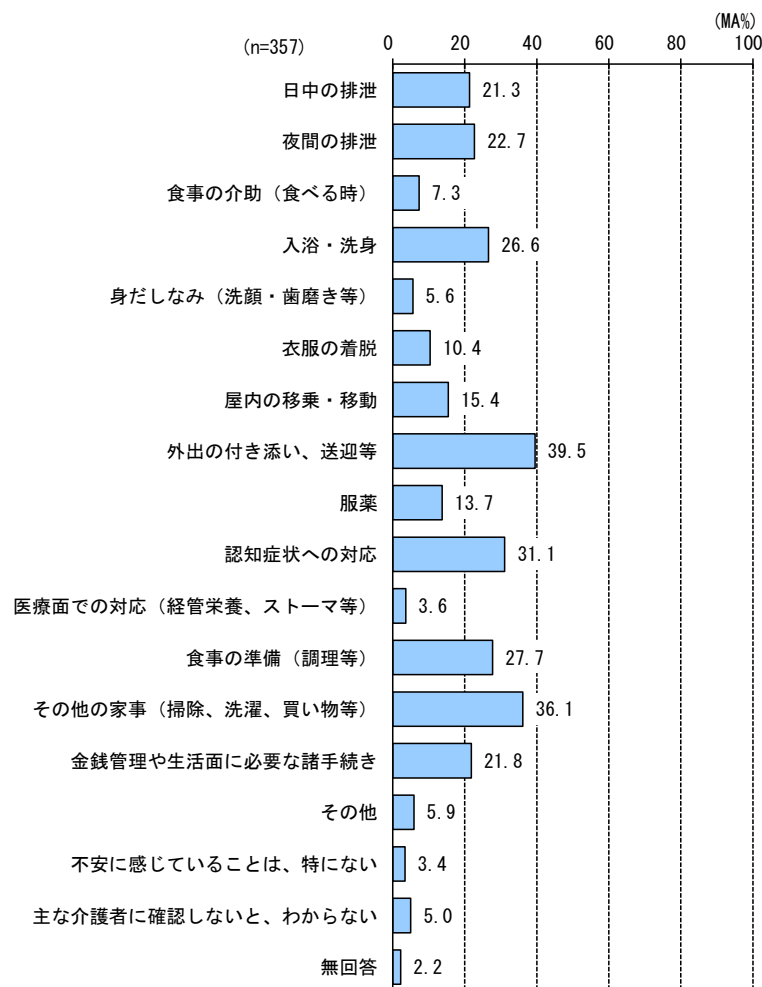


◆主な介護者の就労継続の可否に係る意識



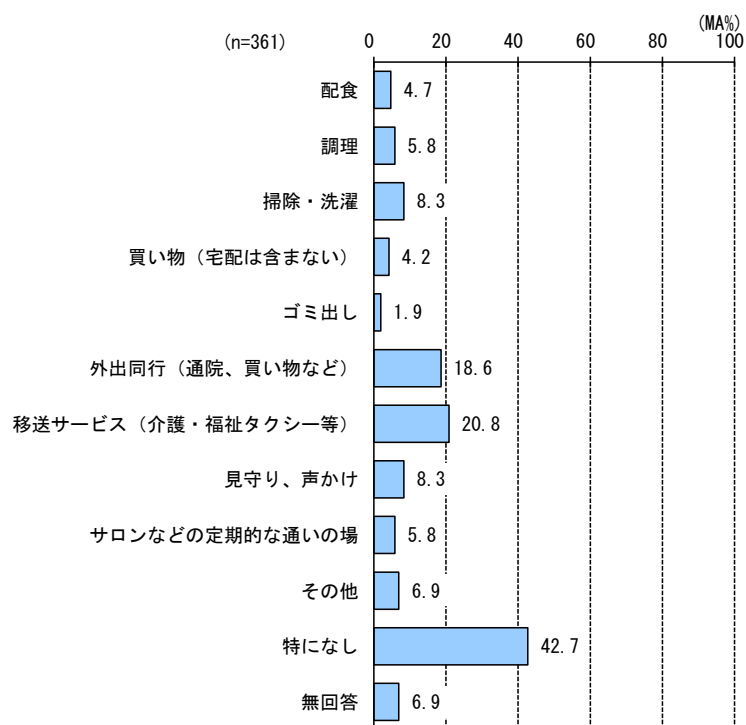
③不安に感じる介護

不安に感じる介護については、「外出の付き添い、送迎等」が 39.5%と最も高く、次いで「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が 36.1%、「認知症状への対応」が 31.1%となっています。



④在宅生活の継続に必要なサービス

在宅生活の継続に必要なサービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「外出同行（通院、買い物等）」の割合が高くなっています。



4. 用語集

【あ行】

◆医療介護総合確保推進法

平成 26（2014）年 6 月に施行。正式名称は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」という。高齢化が進行するなかで、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築等を行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進することを目的とする。

◆NPO（Non-Profit Organization）

民間の非営利組織のことで、ボランティア活動等を行う民間の営利を目的としない団体で、財団法人や社会福祉法人、生協等も含まれる。

◆大阪府保健医療計画・大阪府地域医療構想

大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画。大阪府地域医療構想は、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年に向け、病床の機能分化・連携を進めるため、医療計画（大阪府保健医療計画）の一部として、医療機能ごとに平成 37（2025）年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めている。

【か行】

◆介護支援専門員（ケアマネジャー、ケアマネ）

介護を受ける高齢者等の心身の状況・希望等を踏まえて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスが円滑に提供されるよう調整する人。医療・保健・福祉・調剤等の実務経験を持ち、国の要綱等に沿って都道府県が実施する試験に合格した上で、都道府県が実施する実務研修を受講し介護支援専門員証の交付を受けた人がこの資格を有する。

◆介護認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関で、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成される。

◆介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の 3 つの施設の総称。

◆介護予防

介護が必要な状態にならないよう、あるいは要介護状態が重たくなならないように、運動や食事、コミュニケーションや社会参加等を通じて、心身の健康の維持促進に努めること。

◆介護療養型医療施設（介護療養病床）

主として積極的な「治療」が終了し、リハビリ等の在宅へ向けての療養を担うための施設。「介護保険」での対応。

◆岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画

「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」は、1次計画の推進活動の評価と今後の課題を取りまとめ、さらに、すべての市民が生涯健康で生き生きと暮らすことを目指すために、また、健康増進計画に関係の深い「食育推進基本計画」と一体的に策定し、「食」に関する施策の総合的な推進を図るとともに、がん対策推進基本計画、歯科口腔保健の推進する基本的事項等健康増進計画に関連する諸計画等の方向性も踏まえ、包括的な健康増進をはかることを目的とした計画。平成25（2013）年3月に策定し、計画期間は10年間。

◆QOL

Quality Of Life（生活の質）の略。身体的な状態だけに着目するのではなく、精神面や社会的な活動等を含めた総合的な活力や生きがい、満足度。

◆協議体

市町村が主体となり、各地域にけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワーク。

◆居宅介護支援

居宅で介護を受ける高齢者等の心身の状況・希望等を踏まえて、介護サービス利用に関する居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスが確実に提供されるようにサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービス。介護保険の給付対象。

◆居宅療養管理指導

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅医療管理指導に相当するものを行う保健師、看護師、准看護師を含む）また管理栄養士が、通院困難な利用者の居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図るもの。

◆緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等で、急病・事故・災害時等に不安が大きい家庭に対して、緊急時にあらかじめ組織された緊急通報協力員が駆けつけるような連絡システム。

◆グループホーム

5～9人程度の少人数の認知症高齢者が、一般の住宅に近い施設で介護職員と一緒に生活する施設。居室は個室を原則とし、家庭的な雰囲気のなかで介護サービスを受けることで、認知症の緩和を促すことを目的としたサービス。介護保険の給付対象。

◆ケアプラン

居宅で介護を受ける高齢者等の心身の状況・希望等を踏まえて、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が作成する保健・医療・福祉サービスの利用計画。居宅サービス計画ともいう。

◆ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

◆軽費老人ホーム

老人福祉法第5条の3に基づく老人福祉施設。原則として60歳以上（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）で、家庭環境や住宅事情により、自宅での生活が困難な高齢者が低額で入所する施設。施設にはA型とB型、ケアハウスがあり、A型は給食サービスがついており、B型は原則として自炊型となっている。

なお、平成20(2008)年6月1日より、A型とB型は「経過的軽費老人ホーム」に、ケアハウスは「軽費老人ホーム」として規定された。

◆健康寿命

心身共に健康で過ごせる人生の長さで、平均寿命から病気やけが等の期間を差し引いて算出する。

◆健康増進法

「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環として平成15(2003)年5月に施行された法律。

◆後期高齢者医療制度

国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者(65～74歳)で障害のある人を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度。

◆高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合。

◆高齢者虐待防止法

平成18(2006)年4月に施行。正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」という。国と地方公共団体、国民の責務、被虐待高齢者の保護措置、養護者への相談、指導、助言等の支援措置を定め、施策の促進と権利擁護を目的とする。同法では、養護者による高齢者虐待を、養護者がその養護する高齢者に対して行う行為として、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つを規定している。

◆国保連合会

国民健康保険団体連合会の略。国民健康保険の診療報酬明細書の審査と診療報酬の支払いが主な業務。介護報酬の支払いや審査機能のほか、サービスに関する苦情処理やサービスの質の向上に関する調査、指定サービス事業者及び施設に対する指導・助言等の役割が与えられている。

◆コミュニティ

共同体、共同生活体のこと。地域社会そのものをさすこともある。

◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人々に対して、地域を基盤としたインフォーマルな支援を発見し、それらを結びつけたり、新たなサービスを開発したりする等制度的な社会資源（福祉施設、サービス、制度、人材等）との関係の調整を行う「地域のつなぎ役」の役割を担っている。本市には中学校区を標準とした区域に「いきいきネット相談支援センター」が11箇所開設され、それぞれ1名の担当者が配置されている。

【さ行】

◆財政安定化基金

保険者である市町村の介護保険財政が不足した際に、一般会計から特別会計への繰り入れを回避させ、保険財政の安定化に必要な費用を交付・貸与するため都道府県が設置する基金。

◆サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅の名称。平成23（2011）年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設される。

◆3職種

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士。

◆歯科衛生士

国家資格の歯科衛生士試験に合格し、歯科医師の指示のもとに、診療補助・予防処置・保健指導等を行う専門職。

◆事業者連絡会

市内において介護サービスを提供している事業者により構成・運営され、サービスの質の向上のための研修会や意見交換等を行っている。

◆社会福祉協議会

社会福祉法にもとづき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくり等の援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

◆住所地利例

介護保険においては、住所地の市町村が保険者となるのが原則だが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、特例として、入所者は入所前の市町村の被保険者となる仕組み（住所地利例）を設けている。

◆住宅改修費の支給

在宅で介護をするために、手すりの取り付け、段差の解消等必要な住宅改修についての費用の支給を行う。介護保険の給付対象。

◆小地域ネットワーク

社会福祉協議会が中心となって形成してきた、小学校区を単位としたコミュニティ活動の核となるネットワークのこと。

◆シルバーハウジング

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの夫婦を入居対象とし、30戸に1人程度の生活援助員を配備した集合住宅。バリアフリーの設計等高齢者向けの構造や設備を持ち、緊急通報システムが組み込まれている。

◆新オレンジプラン

平成27(2015)年1月に公表。正式名称は「認知症施策推進総合戦略」という。団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、必要としていることの確に添えていくことを旨としつつ、総合的に施策を推進するとの基本的な考え方が示されている。

◆生活困窮者自立支援法

平成27(2015)年4月に施行。生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援し、自立の促進を図る法律。生活困窮者とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者のことをいう。法律では福祉事務所設置自治体の実施主体となり、自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを規定している。

◆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

◆生活習慣病

食生活、喫煙、飲酒等による生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）等が代表的な生活習慣病である。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方々について、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に後見人がその契約を取り消すことにより、これらの人を保護し、支援する制度。

◆前期高齢者・後期高齢者

65 歳以上の「高齢者」のうち 65 歳から 74 歳までを「前期高齢者」、75 歳以上を「後期高齢者」と呼ぶ。

◆総合計画

長期的な観点から、岸和田の地域全体で目指す将来像や、地域社会づくりの指針を明らかにするための計画。現在の「第 4 次総合計画」は平成 34(2022)年度の将来構想を目指す 12 ヶ年計画である。

【た行】

◆第 1 号被保険者・第 2 号被保険者

介護保険では、第 1 号被保険者は 65 歳以上、第 2 号被保険者は 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者のことをいう。第 1 号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第 2 号被保険者のサービス利用は、要介護状態になる可能性の高い特定の疾病により要介護認定を受けた場合に限定される。

◆第 4 期大阪府介護給付適正化計画

適切な介護サービスの確保と制度の信頼感を高めるとともに、不適切な給付や保険料の増大を抑制し、持続可能な制度の構築を図ることを目的としている。同計画に基づき本市でも平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度まで施策を推進する。

◆ターミナルケア

末期がん等、回復の見込みのない患者の苦痛を緩和し、精神的に支え、生を全うできるように行う介護・医療。終末医療。

◆団塊の世代

昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年までに生まれた世代。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。

◆地域ケア

保健・医療・福祉等の関係機関や民生委員、住民組織等が密接な連携を保ち、援助を必要としている人が、いつでも安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域全体で見守り、支援していくこと。また、その体制を地域ケア体制、もしくは地域支援体制という。

◆地域ケア会議

地域のニーズや社会資源を的確に把握し、地域課題への取組みを推進するための多職種連携による会議。

◆地域福祉計画

本市の高齢者・身体障害者・母子等の保健・福祉の全体方針を定める計画。現在の計画は平成 29 (2017) 年度から平成 34 (2022) 年度までとしている。

◆地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域での体制をいう。

◆地域包括支援センター

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の平成 17 (2005) 年の改正に基づき創設される、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。

◆地域密着型サービス

認知症高齢者の方々が、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活を続けられるように、地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で介護サービスが提供される仕組み。これまで介護保険の事業指定は、都道府県が指定・監督を行ってきたが、地域密着型サービスについては事業所指定とともに、指導・監査についても市町村が行うこととなる。原則として、当該市町村の被保険者のみが利用できる。

◆地域密着型サービス等運営委員会

地域密着型サービスの指定や指定基準及び介護報酬の設定、サービスの質の確保、運営評価等適正な運営を確保するために介護保険法に規定された運営委員会。

◆超高齢社会

高齢者（65 歳以上）の割合が 21%を超える社会のこと。7 %を超える社会は「高齢化社会」、14%を超える社会は「高齢社会」という。

◆通所介護（デイサービス）

日帰りの介護施設等に通って、施設において介護を受けながらの入浴や食事等のサービスを利用したり、機能訓練等を行ったりするサービスのこと。通所介護とも言われる。介護保険の給付対象。

◆通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院等に通って、施設において理学療法・作業療法等必要なリハビリテーションを行うサービス。デイケアとも言われる。介護保険の給付対象。

◆特定施設

都道府県知事から「特定施設入居者生活介護」の事業者指定を受けた施設で、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、適合高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームの4種類が存在する。要支援・要介護認定者のみが利用でき、食事、入浴等の介護や機能訓練（特定施設入居者生活介護）を受けることができる。

◆特別養護老人ホーム

身体上または精神上に著しい障害があるために常時介護を必要とする高齢者（いわゆる寝たきり高齢者）であり、居宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者が入所して必要な介護や日常生活上の世話を受けるための施設。介護保険制度下では「介護老人福祉施設」と分類される。

【な行】

◆二次予防事業対象者

要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の高齢者。

◆認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力等が徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。

◆認知症ケアパス

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、状態に応じた適切なサービス提供の流れを規定し作成される。地域の実情に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいか、具体的な機関名やケアの内容等が、あらかじめ認知症の人とその家族に提示されるよう、普及を進める。

◆認知症サポーター

認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受け、講座を通じて認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアのこと。

◆認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

◆認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を果たす者。

◆認定調査（員）

要介護認定または要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が行う認定に必要な調査。また、認定調査員は要介護認定または要支援認定を受けようとする被保険者を訪問し、その心身の状況、その置かれている環境等について調査する人。

【は行】

◆パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令等の類のものを制定しようとするときに、広く公に意見・情報・改善案等を求める手続きのこと。

◆バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去。また、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をしようという考え方。

◆PDCAサイクル

Plan（目標を決め、それを達成するために必要な計画を立案）、Do（立案した計画の実行）、Check（目標に対する進捗を確認し評価・見直し）、Action（評価・見直しした内容に基づき、適切な処置を行う）というサイクルを回しながら改善を行っていくこと。

◆避難行動要支援者支援プラン

災害対策基本法の改正を受け、大規模な災害が発生したときに、自力での避難が難しい障害者や高齢者の方等の安否確認や避難支援等の支援の仕組みについて、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として平成27（2015）年2月に作成したもの。

◆福祉用具

高齢者や障害者の自立に役立ち、介護するかたの負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車いす、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器等。

◆福祉用具貸与

福祉用具の補助を必要とする高齢者等に対して福祉用具を貸与するサービス。対象としては介護用ベッド・特殊寝台・マットレス・エアーマット、車いす、歩行器、徘徊探知器等。介護保険の給付対象。

◆訪問介護（ホームヘルプ）

高齢者や障害者等の介護を必要とする方の自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の家事援助を通して、日常生活全般の世話をを行うサービスのこと。

◆訪問看護

訪問看護師等が、介護を必要とする高齢者等の家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診察の補助を行うサービス。介護保険の給付対象。

◆訪問入浴介護

浴槽のついた巡回入浴車等で介護を必要とする高齢者等の家庭を訪問して、入浴の介護を提供するサービス。介護保険の給付対象。

◆訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等がリハビリを必要とする高齢者等の家庭を訪問して、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションや機能回復訓練を指導して行うサービス。介護保険の給付対象。

◆保健師

保健所や保健センター等で、集団健診や健診後の保健指導、健康教育、健康相談、訪問活動等を行い、地域住民に病気の予防や健康に関する助言や指導を行う専門職。

◆ボランティア

自ら進んで福祉活動等に技能や労力を無償で提供し奉仕する人やその活動のこと。

【ま行】

◆街かどデイハウス

生活支援の必要な自立高齢者を対象に介護予防を図るため提供する柔軟な日帰り介護サービス。既存施設を活用し、住民の協力を得て健康チェックや昼食、レクリエーション等が行われている。

【や行】

◆有料老人ホーム

住むための居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能の2つの機能が一体として提供される高齢者向けの住居。入居については、経営者側と入居希望者との自由な契約により、各種サービスを受ける費用は、全額入所者の負担となる。

◆要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護１～５）のいずれかに該当する。

◆要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援１・２、要介護１～５、非該当のいずれかに分類される。

◆養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅における生活が困難な方を措置する施設。

【ら行】

◆理学療法士

身体に障害がある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

◆リハビリテーション

障害者や事故・疾病で後遺症が残った人等を対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。

◆レセプト

介護保険では、要支援・要介護認定者が受けた介護サービスについて、サービス提供事業者が公的介護保険の運営者に請求する介護給付費請求書（介護報酬請求書）及び介護給付費明細書のこと。医療保険では、診療報酬請求書を示す。

岸和田市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画

編集・発行／平成●年●月

岸和田市保健部

〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号

電話 072-423-2121

平成29年度上半期介護保険事業運営状況について

◇ 被保険者数等の状況……1

要介護認定等の状況……2

サービス利用の状況……3

介護給付費の見込み……4

その他の事業等状況……5

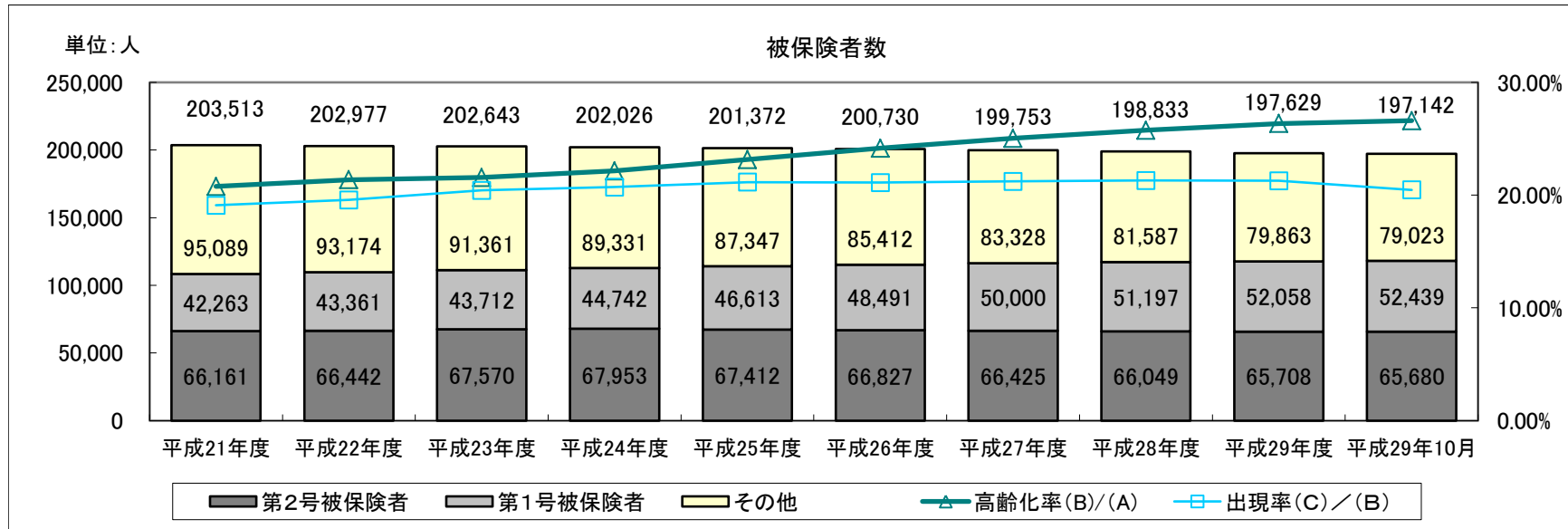
◇ 総合事業について

被保険者数等の状況

(1)被保険者数

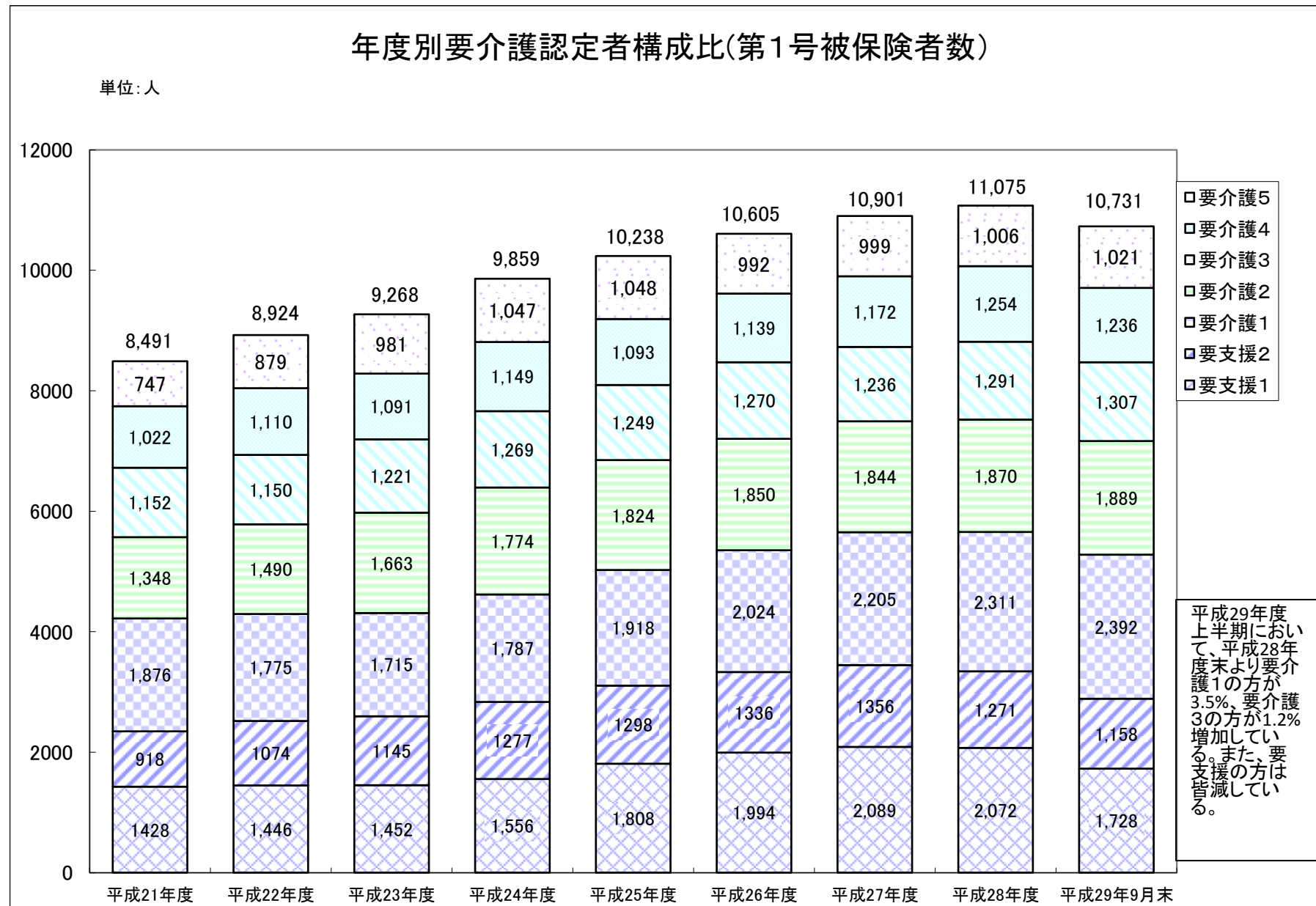
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度 10月
総人口(A)	203,513人	202,977人	202,643人	202,026人	201,372人	200,730人	199,753人	198,833人	197,629人	197,142人
第2号被保険者	66,161人	66,442人	67,570人	67,953人	67,412人	66,827人	66,425人	66,049人	65,708人	65,680人
第1号被保険者(B)	42,263人	43,361人	43,712人	44,742人	46,613人	48,491人	50,000人	51,197人	52,058人	52,439人
(65～74歳)	24,126人	24,481人	23,898人	24,048人	25,061人	26,231人	27,090人	27,314人	26,940人	26,900人
(75歳～)	18,137人	18,880人	19,814人	20,694人	21,552人	22,260人	22,910人	23,883人	25,118人	25,539人
高齢化率(B)/(A)	20.77%	21.36%	21.57%	22.15%	23.15%	24.16%	25.03%	25.75%	26.34%	26.60%
要介護高齢者(C)	8,070人	8,491人	8,924人	9,268人	9,859人	10,238人	10,605人	10,901人	11,075人	10,731人
出現率(C)／(B)	19.1%	19.6%	20.4%	20.7%	21.2%	21.1%	21.2%	21.3%	21.3%	20.5%

※各年度4月1日現在の状況・人口及び被保険者数は住民登録(外国人含む)による



平成29年度当初と比較して平成29年度上半期は第1号被保険者は381人の増加、要介護高齢者は344人減少している。

要介護認定の状況

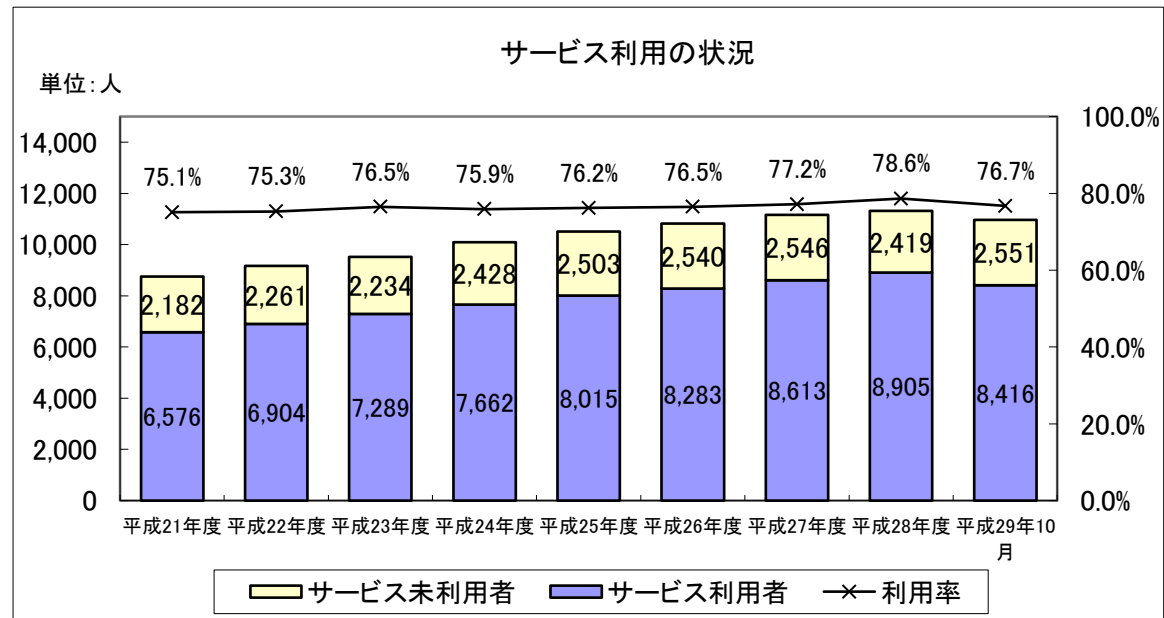


サービス利用の状況

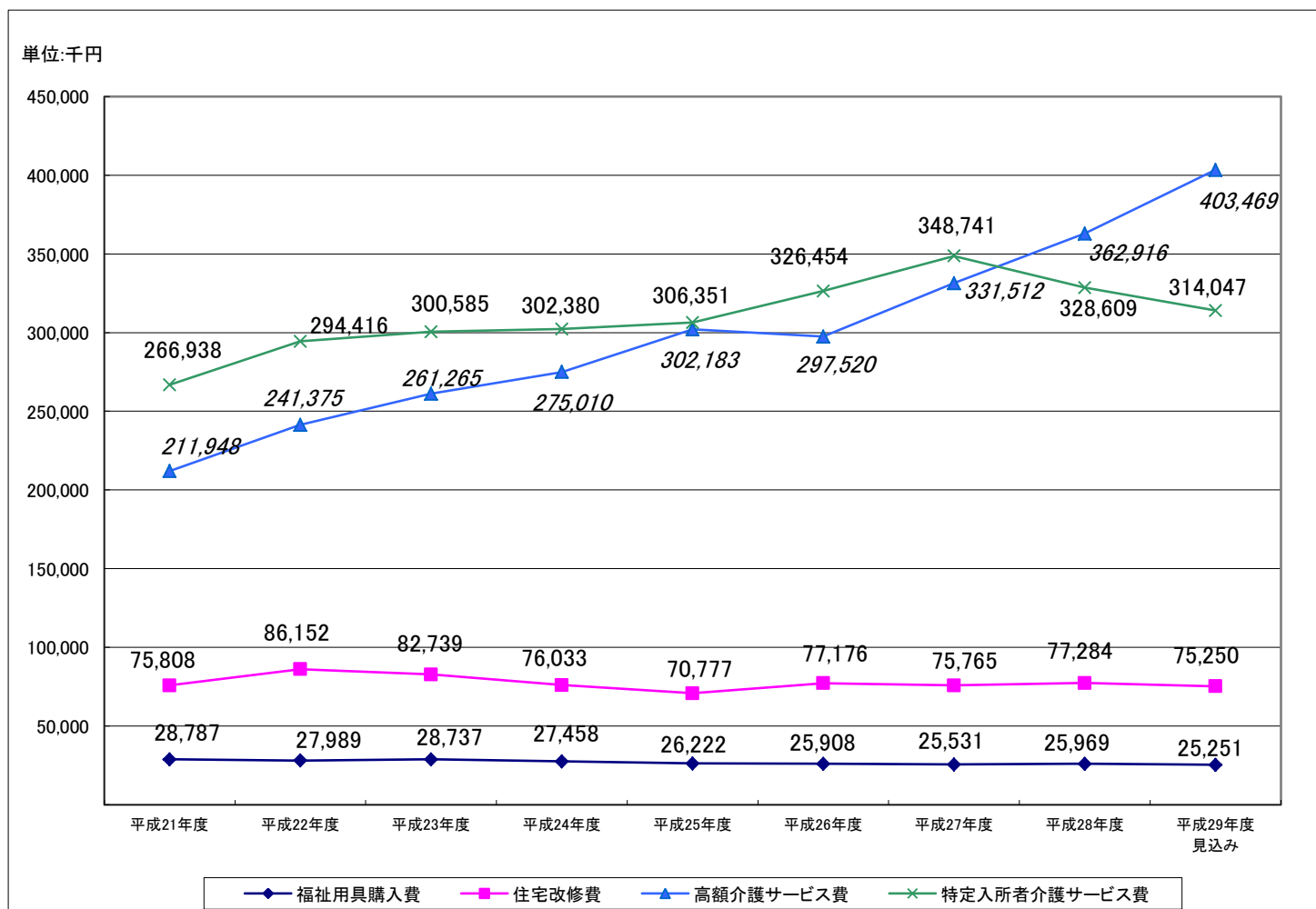
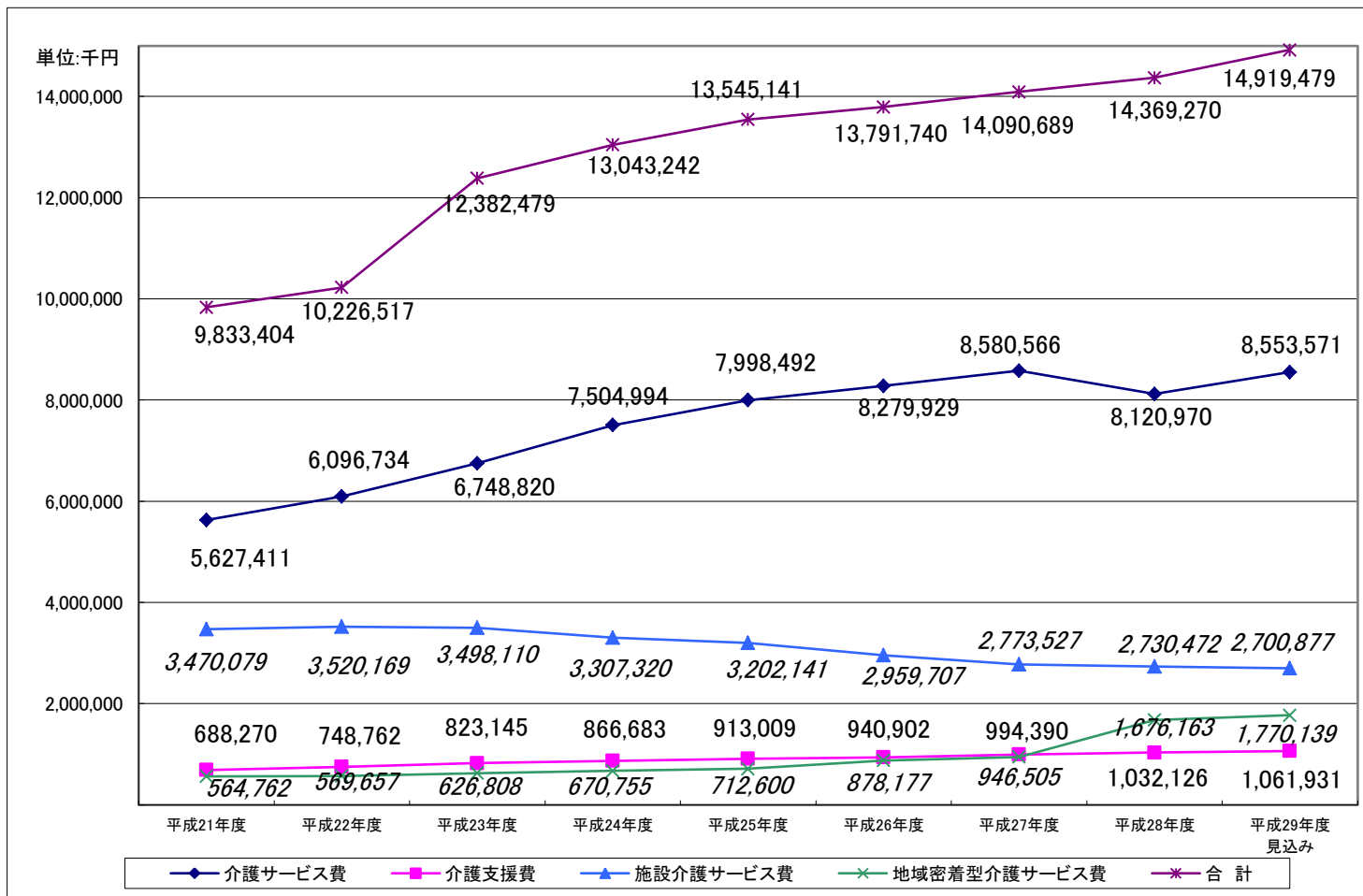
サービス利用者数と利用率

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年10月
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
要介護認定者数	8,758	9,165	9,523	10,090	10,518	10,823	11,159	11,324	10,967
サービス利用者	6,576	6,904	7,289	7,662	8,015	8,283	8,613	8,905	8,416
居宅サービス	5,601	5,954	6,347	6,797	7,154	7,486	7,821	7,774	7,676
施設サービス	1,001	1,003	1,012	938	945	854	853	827	811
介護老人福祉施設	386	393	396	391	407	468	480	469	394
介護老人保健施設	340	336	344	353	341	313	322	327	308
介護療養型医療施設	282	276	276	196	203	141	139	121	110
地域密着型サービス	332	360	374	379	397	457	462	1,427	1,371
利用率	75.1%	75.3%	76.5%	75.9%	76.2%	76.5%	77.2%	78.6%	76.7%

※各年度2月実績(2号被保険者含む)



介護給付費の見込み



在宅サービス費である介護サービス費(上図)、施設サービス・在宅サービスを含む高額介護サービス費(下図)が大きく伸び、施設介護サービス費(上図)、特定入所者介護サービス費(下図)が低下する見込みである。
 全体の給付費(上図)では、約149億1,948万円の決算見込みである。(約155億3,864万円 対計画比 96.0%)

その他の事業等状況

介護保険給付費状況

(単位:千円)

	H25	H26	H27	H28	H29見込
実績	13,545,141	13,791,740	14,090,689	14,369,269	14,919,479
計画	13,732,229	14,299,700	14,601,537	15,247,022	15,538,643

実績で前年度比約3.8%の伸びの見込み

事業所・施設数状況

居宅系サービス事業所数

	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H29.10
訪問介護	109	109	109	116	121
訪問入浴介護	5	4	4	3	3
訪問リハ	7	8	7	7	7
訪問看護	14	17	20	22	29
通所介護(地域密着型含む)	82	88	87	92	95
通所リハ	11	11	11	12	12
居宅介護支援	90	91	93	94	96

訪問介護、訪問看護サービス事業所の増加が著しい

高齢者施設数(介護保険施設除く)

	H25.11	H26.11	H27.11	H28.11	H29.11
有料老人ホーム(住宅型)	17	17	19	19	22
軽費老人ホーム	5	5	5	5	5
サービス付き高齢者向け住宅	10	14	14	17	19

その他実施事業

介護予防健康づくり教室	内容	運動教室(2回) 歯科口腔ケア教室(1回) 栄養改善教室(1回) 認知症予防教室(1回)を組み合わせた複合プログラムを実施
	場所	市内6ヶ所実施(6圏域で実施)
	参加人数	20人/ヶ所
介護予防・健康づくり体操教室	内容	町会館等身近な場所で転倒予防のための筋カトレーニング等を行うことで、運動器機能の向上と高齢者が集まる拠点づくりを目的とした事業(12回)
	場所	市内14ヵ所実施(市内全域の町会館等)
	参加人数	20人/ヶ所
介護予防自主活動継続サポート事業	内容	年間を通じて自主活動を行う自主グループに対し、定期的に体操、脳トレ、レクリエーション、体力測定などの様々な内容の支援をすることで、継続をサポートする事業(3回)
	場所	市内16ヵ所実施(市内全域の町会館等)
	参加人数	20人/ヶ所
介護予防体操自主教室フォロー教室	内容	介護予防サポーターがDVDを用いた自主的な体操教室を実施する場所に運動指導員を派遣し、支援や指導を実施する事業(8回・3回)
	場所	市内1ヶ所実施
	参加人数	20人/ヶ所

◆総合事業で岸和田市が目指すところ

①介護予防の強化

②自立支援の促進

③介護人材の確保

①介護予防の強化

●いきいき百歳体操を市域全域に拡げる！

○地域の通いの場
○住民主体の体操

○高知市でつくられた筋力づくり運動

○体操時間は約30分

○週1～2回継続する

○転倒や骨折、寝たきり予防

○専門職による技術支援



○半年毎に体力測定（5m最大歩行速度、TUG、開眼片足立ち、握力）

○全国的な拡がりを見せており、効果も立証済み

○現在、市内93カ所で、約2,200人が活動中



都市中核地域(32ヶ所)

北町、筋海町、五軒屋町、宮本町、南町、
岸城町北、岸城町南、上町、上野町東、
南公園*(南上町1丁目)、浜地区*、
大北町、ふれあい朝陽、岸野町、宮前町、
堺町・魚屋町、コーポラス(下野町)、
下野町1丁目、下野町2丁目、
下野町5丁目、別所町、中北町、
西之内町、加守町1丁目、加守町4丁目
野田町、岸和田聖書教会(別所町)、
本町、南上町2丁目、沼町

岸和田中部地域(17ヶ所)

福田町、光明地区公民館、八阪町、
門前町、下松町、常盤台、桜ヶ丘町、尾生町
上松町、運動テイハート、上松町個人宅
上松台東町、上松台西町、星和上松台、
桜台市営住宅、桜台市民センター、山下町

葛城の谷地域(9ヶ所)

マスターズマンション(土生町)、太田町、
畑町、山下住宅(土生町)、流木町、作才町、
行遇町、土生住宅、土生町

☆百歳体操実施地域☆

岸和田北部地域(16ヶ所)

春木若松町、春木大小路町、大道町、中井町、
春木宮川町、荒木町、神弥町、八幡町、
春木年番本部*、磯上町第1老人会、春木旭町、
おひさまクラブ(荒木町)、若葉ヶ丘、星ヶ丘、
春木旭町ビレッジハウス

久米田地域(11ヶ所)

大町、紅葉ヶ丘町、
西大路町、五月ヶ丘町、
新小松里町、額町、
八木市民センター、
桃ヶ丘町、下池田東
東大路町、松ヶ丘町

牛滝の谷地域(8ヶ所)

田治米団地、岡山町、
黄金塚第II期、
東ヶ丘町、内畑町、
積川町、大沢町、
田治米町

93ヶ所

*:2グループあり

H30.2.16現在

◆岸和田市いきいき百歳体操 体力測定結果

開眼片足立ち		
	初回	6ヶ月後
平均	36.1	44.2
有意確率	<0.01	

5m歩行		
	初回	6ヶ月後
平均	3.4	3.1
有意確率	<0.01	

TUG		
	初回	6ヶ月後
平均	7.4	6.8
有意確率	<0.01	

すべての項目で改善！

※体力測定を初回、半年後に実施した19か所(484名参加)のうち、体操前後の体力測定データがそろっている296名の分析結果

②自立支援の促進

●緩和型サービスへの参入状況(平成30年2月1日現在)

訪問型サービスA	訪問型サービスA-2	通所型サービスA
市内49事業所(40%) 市外15事業所	シルバー人材センター に委託し実施	市内38事業所(41%) 市外8事業所

●自立支援型地域ケア会議と短期集中予防サービスC

◇介護予防活動普及展開事業(平成28年度～)

- ・平成29年度 モデル市・・・堺市、羽曳野市、泉南市、吹田市、能勢町
- ・平成30年度 モデル市・・・岸和田市、ほか

目的:高齢者の自立支援を念頭においた
自立支援型介護予防ケアマネジメントの実施

内容:自立支援型地域ケア会議、短期集中予防サービスC など

◇自立支援型地域ケア会議(案)

- ・対象者:要支援者、事業対象者
- ・参加者:市、地域包括支援センター、
助言者(リハ職、歯科衛生士、管理栄養士等)、
事例提供者(担当ケアマネ、サービス事業所など)
- ・場 所:市役所内
- ・時 期:平成30年夏頃から
- ・頻 度:調整中



○**地域ケア会議**は、個別事例の課題検討を目的とした「地域ケア個別会議」と、地域に必要な取組を明らかにして施策や政策の立案・提言を目的とした「地域ケア推進会議」に分類される。

○**地域ケア個別会議**では、多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、課題解決や自立支援の促進、ひいてはQOLの向上を目指している。これからの自立支援・介護予防においては、介護予防等の観点を踏まえて地域ケア個別会議等を活用し、要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立に促すことが重要である。

○上記のような地域ケア個別会議を実施するためには、運動・口腔・栄養等に関して幅広い知識が求められ、多職種からの専門的な助言を得ながら実施する必要がある。

通所型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より抜粋

◇短期集中予防サービスC(案)

- ・対象者: 要支援者、事業対象者
退院直後や骨関節疾患、廃用症候群等で、
集中的に生活機能訓練を行うことで改善の見込みのある人
- ・時 期: 平成30年秋頃から
- ・期 間: 3か月(最長でも6か月)
- ・回数、時間、定員、利用者負担、送迎などは、今後調整



○通所介護とどう違うの？

- ・生活課題、特にIADL(買い物、掃除、調理、洗濯など)の課題解決を取り組みます。
- ・必要に応じて、専門職が自宅に訪問して生活課題の解決に向けた助言を行います。
- ・期間(3か月、最長でも6か月)を設定して、短期集中的に専門職が関わります。
- ・短期集中して関わることを利用者が理解した上で行うことで、目標が明確化されます。
- ・終了後は、地域活動に参加できるよう調整していきます。

③介護人材の確保



●生活援助サービス従事者研修会

2/13、14	7/25、26	11/29、30
研修修了者:40人	研修修了者:14人	研修修了者:10人

次回開催

- 3/13(火)、15(木)、16(金)
いずれも10時～15時(3日間12時間の研修)
福祉総合センター3階 研修室2
- 平成30年度も年3、4回開催予定



③介護人材の確保

●住民主体サービスB

- 生活支援コーディネーターと連携し、地域への周知と課題聴取
 - ・積極的な出前講座の実施
 - ・29回実施、1,100人参加



今後は...



- 協議体を開催し、地域の助け合い制度や、通いの場を検討

平成29年度上半期岸和田市地域包括支援センター運営状況

○所在地

名称	所在地	担当圏域
地域包括支援センター社協	野田町1-5-5	都市中核(城内・浜校区を除く)
地域包括支援センター社協久米田	下池田町3丁目7-30	久米田
地域包括支援センター萬寿園中部	尾生町808	岸和田中部、城内・浜校区
地域包括支援センター萬寿園葛城の谷	土生町2丁目30-12-302	葛城の谷
地域包括支援センターいなば荘北部	春木本町9-5	岸和田北部
地域包括支援センターいなば荘牛滝の谷	稲葉町1066	牛滝の谷

○職員の配置状況(平成29年4月現在)

センター名	社会福祉士	保健師等	主任 ケアマネ	介護支援 専門員	生活支援 コーディネー ター	その他	計
社協	1	2	3		1	1	8
社協久米田	3	1	1			1	6
萬寿園中部	1	1	2	1	1		6
萬寿園葛城の谷	1	1	2	1			5
いなば荘北部	2	1	3	1	1		8
いなば荘牛滝の谷	2	2	2				6

(1)介護予防支援事業

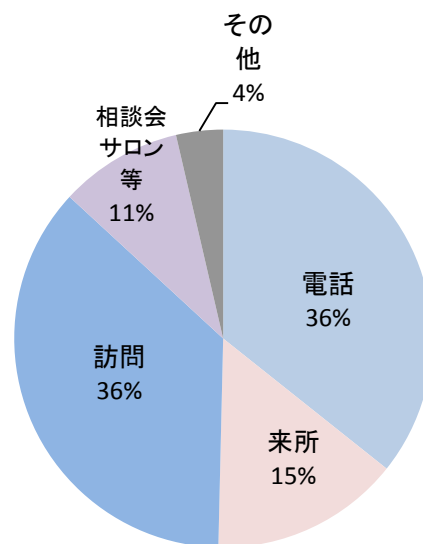
介護予防プラン作成件数

センター名	直接作成	委託作成	上半期計	月平均
社協	729	1,957	2,686	448
社協久米田	533	1,151	1,684	281
萬寿園中部	912	1,370	2,282	380
萬寿園葛城の谷	717	1,146	1,863	311
いなば荘北部	1,085	2,101	3,186	531
いなば荘牛滝の谷	589	882	1,471	245
計	4,565	8,607	13,172	2,195
平成28年度	8,769	18,008	26,777	2,231
平成27年度	8,176	17,677	25,853	2,154

(2)総合相談業務・権利擁護業務の実施

①相談方法

センター名	電話	来所	訪問	相談会 サロン等	その他	計
社協	169	42	91	10	13	325
社協久米田	72	28	70	15	1	186
萬寿園中部	118	29	128	21	4	300
萬寿園葛城の谷	109	43	100	7	6	265
いなば荘北部	119	113	202	96	41	571
いなば荘牛滝の谷	92	24	103	32	4	255
計	679	279	694	181	69	1,902
平成28年度	2,320	468	432		248	3,468
平成27年度	2,490	487	411		330	3,718



*平成29年度から相談方法に「相談会・サロン等」を加えています。

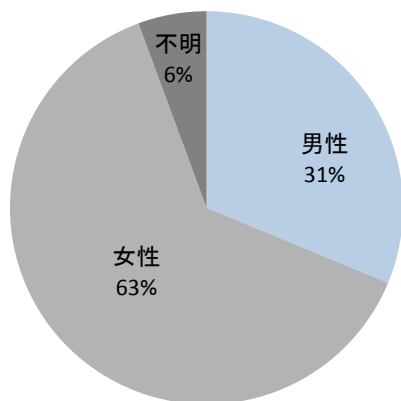
②相談経路

センター名	本人	親族	民生委員・町会・自治会等	関係機関	医療機関	介護支援専門員	その他	計
社協	65	133	7	52	33	24	11	325
社協久米田	34	65	10	26	11	35	5	186
萬寿園中部	53	72	21	34	23	93	4	300
萬寿園葛城の谷	48	85	14	40	18	58	2	265
いなば荘北部	158	142	27	63	78	94	9	571
いなば荘牛滝の谷	62	67	20	24	32	47	3	255
計	420	564	99	239	195	351	34	1,902
平成28年度	795	1,031	144	631		627	378	3,606
平成27年度	918	1,122	172	690		626	236	3,764

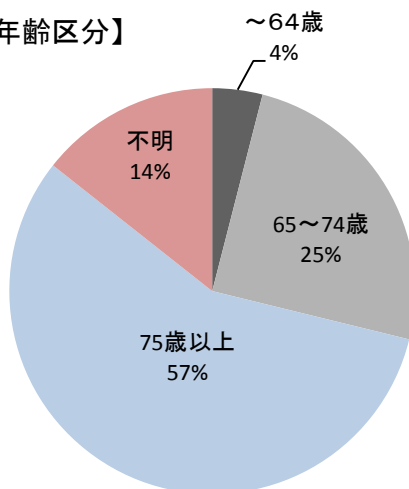
*平成29年度から相談経路に「医療機関」を加えています。

③対象者の状況

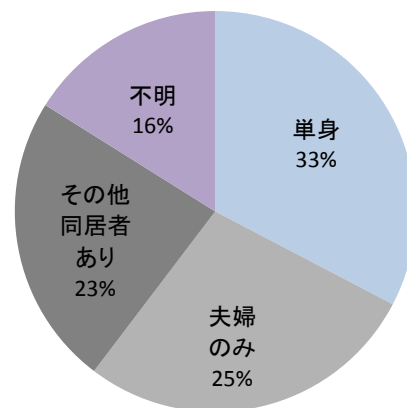
【性別】



【年齢区分】



【世帯類型】

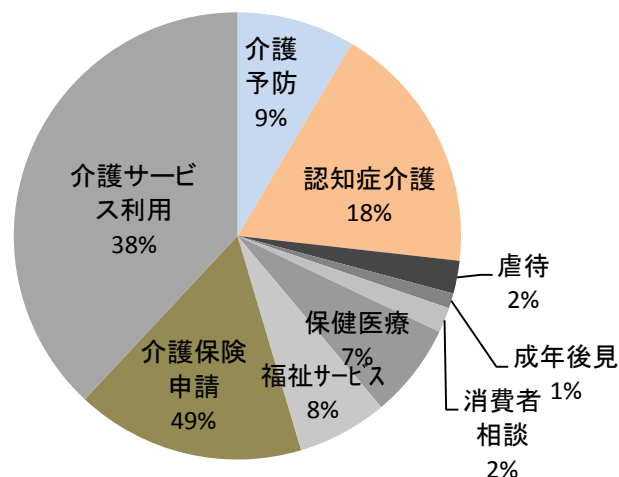


④相談の主たる内容

※複数選択可能

センター名	身体介護	介護予防	認知症介護	虐待	成年後見	消費者相談	保健医療	福祉サービス	介護保険申請	介護サービス利用
社協		29	63	13	2	7	29	40	57	153
社協久米田		20	54	3	2	0	20	17	40	80
萬寿園中部		41	45	8	2	0	8	7	38	133
萬寿園葛城の谷		8	40	9	3	0	27	22	48	129
いなば荘北部		52	113	12	9	23	35	31	104	188
いなば荘牛滝の谷		23	54	3	4	7	19	15	48	87
計		173	369	48	22	37	138	132	335	770
平成28年度	149	363	472	140			366	403	1,825	
平成27年度	200	312	493	121			440	453	1,564	

センター名	苦情	その他	計
社協	12	72	477
社協久米田	4	35	275
萬寿園中部	3	74	359
萬寿園葛城の谷	7	47	340
いなば荘北部	13	67	647
いなば荘牛滝の谷	6	45	311
計	45	340	2,409
平成28年度		996	4,714
平成27年度		1,133	4,716



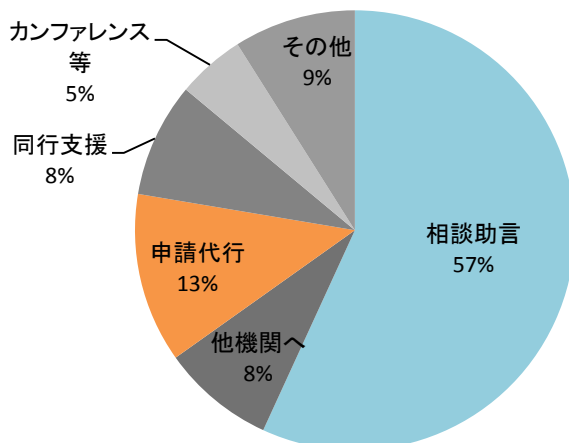
*平成29年度から相談内容のうち「身体介護」を除き、「成年後見」「消費者相談」「介護サービス利用」「苦情」を加えています。

⑤対応状況

※複数選択可能

センター名	相談助言	訪問	他機関へ	申請代行	同行支援	カンファレンス等	その他	計
社協	227		66	36	49	10	92	480
社協久米田	120		20	58	20	7	40	265
萬寿園中部	284		12	21	7	8	0	332
萬寿園葛城の谷	252		14	21	2	6	14	309
いなば荘北部	297		46	104	82	52	35	616
いなば荘牛滝の谷	132		34	48	34	32	26	306
計	1,312		192	288	194	115	207	2,308
平成28年度	1,860	1,641	537	364		135	272	4,809
平成27年度	1,843	1,332	472	341		134	419	4,541

*平成29年度から対応状況のうち「訪問」を除き、「同行支援」を加えています。



平成29年度上半期 岸和田市地域包括支援センター事業報告

(1)介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み

① 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

平成29年度重点項目

- 1.総合事業の制度内容・方針等の地域(市民)への周知
- 2.介護予防ケアマネジメント基本方針に基づくケアプラン作成のため介護支援専門員を支援
- 3.住民主体サービスBなどその他の総合事業のサービスの検討

② 一般介護予防

平成29年度重点項目

- 1.「いきいき百歳体操」の実施団体・グループの開拓
- 2.「いきいき百歳体操」の実施団体・グループへの支援(自主活動継続のためのサポート)

全体

市役所・包括介護予防会議	6回/年
包括支援センター保健師看護師部会	隔月
サービス選択検討会議	毎月
生活支援コーディネーター会議	随時
生活支援サービス従事者研修	7/25 7/26
サービス選択検討会議	月2回
岸和田市事業者連絡会研修(総合事業におけるサービス利用と給付管理)	7月21日

<いなば荘北部>

いきいき百歳体操 神弥町(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	4月～
いきいき百歳体操 春木泉町(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	4月～
いきいき百歳体操 中井町(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	4月～
いきいき百歳体操 磯上町第一(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	7月～
いきいき百歳体操 大道町(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	8月～
いきいき百歳体操 星ヶ丘(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	9月～
いきいき百歳体操 春木宮川町(6か月後測定・フィードバック)	7月～
いきいき百歳体操 荒木町(6か月後測定・フィードバック)	8月～
いきいき百歳体操 おひさまクラブ(6か月後測定・フィードバック)	9月～
フレッシュらいふ教室(春木市民センター)全5回	6月～
健康づくり体操教室 大道町	4月～
健康づくり体操教室 磯上町第一	4月～
健康づくり体操教室 春木年番本部A	5月～
健康づくり体操教室 春木年番本部B	5月～
健康づくり体操教室 春木団地	7月～
大阪ええまちプロジェクト 第1回ブロック会議	7月3日
大芝地区 八幡町老人クラブ第1回食事会(総合事業出前講座)	8月12日
春木地区 春木元町老人クラブクオリティ(総合事業出前講座)	8月23日
北部地域開放⑫【みずいろ】いきいき百歳体操	8月30日

新条地区 若葉ヶ丘元気ひろば(総合事業出前講座・いきいき百歳体操説明)	9月10日
介護予防アンケート未回収者訪問	9月14日
城北地区 元気ひろば(総合事業出前講座)	9月27日
介護予防アンケート未回収者訪問	随時

<いなば荘牛滝の谷>

いきいき百歳体操 田治米団地(6か月後測定・フィードバック)	6月～
いきいき百歳体操 東ヶ丘町(6か月後測定・フィードバック)	6月～
いきいき百歳体操 黄金塚Ⅱ期(6か月後測定・フィードバック)	8月～
いきいき百歳体操 内畑町(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	7月～
いきいき百歳体操 積川町(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	7月～
いきいき百歳体操 大沢町(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	7月～
いきいき百歳体操 田治米町(事前説明・4回支援・自主活動サポート)	8月～
いきいき百歳体操 岡山町(6か月後測定・フィードバック)	9月～
健康づくり体操教室 田治米町	4月～
健康づくり体操教室 久米田池交流資料館①	4月～
健康づくり体操教室 翠ヶ丘町	7月～
健康づくり体操教室 久米田池交流資料館②	9月～
健康づくり体操教室 山直中町	9月～
山滝地区 大沢町筋トレ教室	隔月奇数月
山滝地区 内畑町筋トレ教室	隔月偶数月
摩湯町 自主体操サポート	適宜
今木町 自主体操サポート	適宜
大芝地区 弥栄大学(いきいき百歳体操・総合事業出前講座)	9月19日
城東地区 田治米団地(総合事業出前講座)	9月28日
山直北地区 福祉委員会研修会(総合事業出前講座)	9月28日
介護予防アンケート未回収者訪問	随時

<萬寿園中部>

南上町1丁目ボランティアへ 介護保険 総合事業の話	6月1日
上町 市役所より総合事業説明	6月23日
生活支援コーディネーター 民生委員紹介 常盤・光明	6月30日
生活支援コーディネーター 民生委員紹介 城内・浜	7月3日
生活支援コーディネーター 市民協議会紹介	7月11日
生活支援コーディネーター 民生委員紹介 葛城の谷	7月12日
七福庵いきいき百歳体操 立ち上げ支援	7月24日
南町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
上松町東:いきいき百歳体操サポート支援	随時
岸城町北:いきいき百歳体操サポート支援	随時
上松町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
星和上松町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
下松町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
桜が丘:いきいき百歳体操サポート支援	随時
浜地域:いきいき百歳体操サポート支援	随時

門前町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
桜台市営住宅:いきいき百歳体操サポート支援	随時
上松町西:いきいき百歳体操サポート支援	随時
八坂町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
運動デイ・ハート:いきいき百歳体操サポート支援	随時
南公園・小会議室:いきいき百歳体操サポート支援	随時
福田町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
光明地区公民館:いきいき百歳体操サポート支援	随時
岸城町南:いきいき百歳体操サポート支援	随時
光明地区公民館②:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回
光明地区公民館②:いきいき百歳体操サポート支援	随時
桜台市民センター:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回
桜台市民センター:いきいき百歳体操サポート支援	随時
大北町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回
大北町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
南公園体育館:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回
南公園体育館:いきいき百歳体操サポート支援	随時
尾生町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回
尾生町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
中北町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回
中北町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
花日和:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回
花日和:いきいき百歳体操サポート支援	随時
山下町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回
山下町:いきいき百歳体操サポート支援	随時
南上町2丁目:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回
紙屋町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	2回

<萬寿園葛城の谷>

土生住宅筋トレ教室 → いきいき百歳体操へ移行(1回/週へ)	1回/月
土生町筋トレ教室 → いきいき百歳体操へ移行(1回/週へ)	1回/月
畑町筋トレ教室 → いきいき百歳体操へ移行(1回/週へ)	1回/月
八田町筋トレ教室	1回/月
北阪町筋トレ教室	1回/月
土生滝町筋トレ教室	1回/月
阿間河滝町筋トレ教室	1回/月
神須屋町筋トレ教室	1回/月
葛城町筋トレ教室	1回/月
修斉校区筋トレ教室(有真香会館)	1回/月
畑町:いき百の新規開拓の為の説明(老人会会長へ)	4月3日
流木町:いき百サポート支援	4月12日
太田町:いき百開催について町会長へ説明	4月25日
極楽寺町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	6月15日
フレッシュらいふ開催について土生町会長、役員へ説明	6月28日

山下住宅:いき百サポート支援:(測定の日程調整)	7月14日
有真香会館:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	7月18日
流木町:いき百サポート支援	7月26日
八田町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	7月27日
太田町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	8月3日
土生滝町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施	8月4日
山下住宅:いき百サポート支援:9月の測定日の調整:9/15測定	8月25日
マスターズマンションいき百サポート支援:次回測定日の調整:9/25測定	8月28日
行遇町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施:11/4より実施	9月2日
畑町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施:9/25より実施	9月4日
山下住宅:いき百サポート支援	9月7日
作才町:いき百の新規開拓の為の説明といき百体験実施:10/12より実施	9月14日
太田町:いき百サポート支援	9月14日
介護予防アンケート未回収者訪問	随時

<社協>

大宮・光明・常盤校区民協(総合事業説明)	6月30日
中央・城内・浜校区民協(総合事業説明)	7月3日
上野町東いきいき百歳体操体験会	8月29日
加守町1丁目いきいき百歳体操PR	9月26日
加守町2丁目いきいき百歳体操PR	6月24日
加守町4丁目いきいき百歳体操PR	6月15日
加守町3丁目いきいき百歳体操PR	6月22日
岸野町いきいき百歳体操	6月11日
北野町いきいき百歳体操	5月11日
事業者連絡会サービス部会 総合事業についての説明会	7月21日
北野町茶話会	月1回
北町いきいき百歳体操	月1回
五軒屋町いきいき百歳体操	月1回
堺町・魚屋町介護予防体操(3か月)	月4回
下野町1丁目いきいき百歳体操	月1回
下野町2丁目・岸野町いきいき百歳体操	月1回
下野町5丁目いきいき百歳体操	月1回
総合事業説明会(中央地区)	月1回
茶居夢 いきいき百歳体操	月1回
西之内町いきいき百歳体操	月1回
沼町いきいき百歳体操	月1回
野田町いきいき百歳体操	月1回
野田町介護予防教室(3か月)	月4回
ふれあいセンター朝陽いきいき百歳体操(1部・2部)	月1回
ふれっしゅライフ教室(並松町)の説明・全5回	全5回
別所 教会 いきいき百歳体操	月1回
本町いきいき百歳体操	月1回
宮前町いきいき百歳体操	月1回

宮本町いきいき百歳体操	月1回
-------------	-----

<社協久米田>

小地域ネットワーク活動のサロンへ看護師・保健師が出向き情報提供(19町のうち10町)	月1回または隔月
大町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
額町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
紅葉ヶ丘町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
五月ヶ丘町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
西大路町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
八木市民センター いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
新小松里町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
桃ヶ丘町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
下池田東町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
東大路町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜
松ヶ丘町 いきいき百歳体操(測定・評価/月1回の定期訪問)	適宜

(2)総合相談支援事業

平成29年度重点項目

- 1.地域におけるネットワーク構築
- 2.援助が必要な高齢者等への個別支援と地域課題の把握
- 3.相談体制の充実・強化

全体

地域支援専門職ネットワーク会議(定例会・全体会)	圏域による
事業者連絡会 総会	4月20日
いのちをつなぐ絆ネットワーク会議	8月10日
民生委員児童委員協議会 高齢者部会「包括支援センターの役割と民生委員との連携に	1回

<いなば荘北部>

新条地区 星ヶ丘ランチミーティング	月1回
城北地区 福祉委員会総会・定例会	月1回
新条地区 福祉委員会なかよし新条 総会・定例会	月1回
大芝地区 SC(シニアクラブ)会議	月1回
北部圏域 専門職ネットワーク会議(社協・CSW・包括参加)	月1回
春木団地 福祉なんでも相談会	月1回
春木団地ふれあいひろば なごみ	月1回
ラパーク岸和田 福祉相談会	月1回
第22回【25名】第23回【22名】第24回【35名】第25回【21名】第26回【23名】第27回【32名】	月1回
城北地区 春木旭府営住宅福祉会『絆』	隔月に1回
岸和田北特別養護老人ホーム 運営推進会議	隔月に1回
大芝地区 にこにこ大芝活動報告会(個別見守り活動ボランティア報告会)	適宜
春木年番本部 リビングねんばんカフェ	適宜
岸和田北特別養護老人ホーム カフェ磯のカメ	適宜
新条地区 リビングほしがおか	適宜
新条地区 星が丘ハッピーランチ	適宜
春木団地 茶話会	適宜
春木団地 お花見会	4月12日
春木団地 地域活動運営会議(UR住宅・社協・自治会との協議)	4月27日
岸和田市民フェスティバル	5月3日
新条地区 福祉委員会懇親会(グランドホール)	5月17日
介護者家族のつどい『みずの輪』定例会:「介護予防みんなで実践しよう」講義	6月3日
春木市民センター女性学級『介護予防・介護保険利用について』講義	7月4日
春木団地独居見守り訪問(災害時要支援希望者宅の訪問)	7月12日
これからの新条校区のまちづくりを考える会	7月15日
若葉ヶ丘小地域ネットワーク会議	8月23日
春木団地自治会会議(春木団地自治会入会・春木団地まつりについて)	9月30日
北部地域開放①開始 水曜日【みずいろ】健康体操:レクリエーション	6月7日
北部地域開放② 水曜日【みずいろ】栄養指導・おやつづくり・いきいき百歳体操	6月14日

北部地域開放③ 水曜【みずいろ】小物づくり	6月21日
北部地域開放④ 水曜日【みずいろ】ウェルネスダンス	6月28日
北部地域開放⑤ 水曜日【みずいろ】理学療法士による運動指導	7月5日
北部地域開放⑥ 水曜日【みずいろ】たこやき・健康体操	7月12日
北部地域開放⑦ 水曜日【みずいろ】フラダンス	7月19日
北部地域開放⑧ 水曜日【みずいろ】ハンドマッサージ・フラワーアレンジメント)	7月26日
北部地域開放⑨ 水曜日【みずいろ】映画鑑賞会	8月2日
北部地域開放⑩ 水曜日【みずいろ】流しそうめん	8月9日
北部地域開放⑪ 水曜日【みずいろ】小物づくり	8月23日
北部地域開放⑫ 水曜日【みずいろ】いきいき百歳体操	8月30日
北部地域開放⑬ 水曜日【みずいろ】オカリナ・ハンドベル・指体操	9月6日
北部地域開放⑭ 水曜日【みずいろ】理学療法士による運動指導(聖祐病院)	9月13日
北部地域開放⑯ 水曜日【みずいろ】歌ごえ喫茶	9月27日

<いなば荘牛滝の谷>

福祉まるごと相談会(山直市民センター)	月1回
山滝地区 福祉委員会	月1回
城東地区 福祉委員会	月1回
カフェ山滝 大沢(大沢山荘)	隔月(偶数月)
カフェ山滝 内畑(内畑町公民館)	隔月(奇数月)
さくらの苑 運営推進会議	隔月奇数月
やまだいふれあいの家 運営推進会議	年2回
徒然 運営推進会議	年2回
ひとやすみ 運営推進会議	年2回
オレンジ 運営推進会議	年2回
黄金塚二期 きらきら喫茶	適宜
岸和田市民フェスティバル	5月3日
介護者家族のつどい『みずの輪』定例会:「介護予防みんなで実践しよう」講義	6月3日
山直南地区 末広大学(包括・CSWの啓発)	7月14日
山滝地区 内畑大学(包括・CSWの啓発)	7月19日
山滝地区 大沢大学(包括・CSWの啓発)	7月20日
山直北地区 黄金塚 地域交流会	7月28日
黄金塚Ⅰ期リビング見学会	8月4日

<萬寿園中部>

光明地区福祉委員会	隔月
民生委員・ボランティア同行訪問	随時対応
大北町福祉委員会 総会	4月15日
大工町福祉委員会	4月21日
光明地区福祉委員会総会 発達障害児への対応	4月22日
地域ケア会議 南上町 認知症高齢者 近隣トラブル	5月30日
光明地区福祉委員会総会	7月11日
常盤地区ボランティア研修会「ボランティアの役割について 社協・包括との連携」	7月23日
地域ケア会議 浜地区お風呂問題について 第2回目	8月17日

コラボレーションボランティア(コラボラ)	8月26日
大北町役員会 サロン支援 空家問題	8月26日
運動デイ・ハート運営推進会議	2回/年
やすらぎGH運営推進会議	6回/年

<萬寿園葛城の谷>

天神山地区福祉委員会	1回/月
修斉校区地区福祉委員会	1回/月
民生委員・ボランティア同行訪問	随時対応
畑町:第2回地域ケア会議開催:地域の現状課題の抽出	5月16日
太田町:独居高齢者見守り活動参加	6月18日
土生住宅:地域ケア会議開催:認知症、徘徊、地域の見守り、後見人との連携	8月2日
天神山荘運営推進会議出席	6回/年
アルケルデイサービス運営推進会議出席	2回/年
なごみ屋デイサービス運営推進会議出席	2回/年
ひかりデイサービス運営推進会議出席	2回/年
結び家デイサービス運営推進会議出席	2回/年
樹楽団らんの家デイサービス運営推進会議	2回/年

<社協>

地域密着型通所介護運営推進会議(マエダケア・中央デイサービス)	年2回
上野町西婦人会サロン	年2回
北野町(コーポラス)茶話会	年2回
見守り活動(五軒屋町・下野町1丁目・宮本町・北町)	月1回

<社協久米田>

八木南地区福祉委員会 定例会 参加	年2回
八木北地区福祉委員会 定例会 参加	年2回
八木地区福祉委員会 定例会 参加	年2回
アムール岸和田 運営推進会議 参加	隔月に1回
小規模多機能型施設 つばらつばら 小規模特養ひまわり 推進会議 参加	隔月に1回
地域密着型デイサービス 阪南医療生協ひまわり 運営推進会議 参加	年1回
地域密着型デイサービス OKハウス 運営推進会議 参加	年1回
久米田圏域 地域あんしんネットワーク会議	隔月に1回
徘徊SOS家族の交流会	隔月に1回
ふれあいリビング巡回訪問(11か所)	月1回
紅葉ヶ丘町 福祉健康相談	月1回

(3) 包括的・継続的マネジメント(ケアマネ支援等)

平成29年度重点項目

- 1.医療と介護の連携体制の構築
- 2.介護支援専門員同士のネットワークの構築
- 3.介護支援専門員の実践力向上のための支援(研修会の開催等)
- 4.介護支援専門員に対する個別支援

全体

泉州地区地域包括支援センター連絡会	1回/年
圏域別 介護支援専門員研修会開催	6回/年
介護支援専門員に対する苦情相談対応	随時対応
介護支援専門員からの困難ケース相談対応	随時対応
地域包括支援センター 主任介護支援専門員部会	隔月
指定居宅サービス事業者等集団指導	5月12日
地域包括支援センター主催 介護支援専門員研修会(全体会)	5月25日
新人介護支援専門員研修	6/23、7/27、8/24
大阪介護支援専門員協会岸和田・忠岡支部通常総会・記念講演会	7月20日
地域リハケア会議	各包括年2回
介護支援専門員相談会	毎月
地域包括支援センター主任介護支援専門員部会	隔月

<いなば荘北部>

介護支援専門員交流会(ランチミーティング)	月1回
包括だより作成(奇数月・年6回)	隔月に1回
地域ケア会議【新条地区星ヶ丘(内容:精神疾患を持った方の地域生活について)	4月19日
地域活動運営会議(ケアマネの団地訪問時の駐車場確保について)	4月27日
北部圏域 ケアマネ交流会	年2回
介護支援専門員のための介護予防活動普及展開事業研修会	8月28日

<いなば荘牛滝の谷>

牛滝の谷 ケアマネ相談会	月1回
包括だより作成(奇数月・年6回)	隔月に1回
牛滝の谷 ケアマネ交流会	6月20日
牛滝の谷 ケアマネ勉強会	6月28日
地域ケア会議【城東地区田治米団地 (内容:自動車免許返上と地域の繋がり)】	8月25日
介護支援専門員のための介護予防活動普及展開事業研修会	8月28日

<萬寿園中部>

圏域別介護支援専門員研修会開催	隔月
包括だより作成	4回/年

＜萬寿園葛城の谷＞

事業者連絡会介護支援専門員研修:総合事業についての研修を実施(居宅部会)	7月21日
主任介護支援専門員研修会(貝塚支部):運営管理におけるリスクマネジメント	9月19日
包括だより作成	4回/年

＜社協＞

北町ケースカンファレンス	6月2日
楠部先生の研修(保健所)	8月22日
自立支援型ケアマネジメント作成会議	毎月1回
都市中核圏域ケアマネ研修 消費者被害について他	年6回
ケアマネ現任研修実習生受け入れ(10人)	随時
都市中核圏域ケアマネ事例検討会	毎月2回
地域ケア会議	年2回
包括だより作成	4回/年

＜社協久米田＞

久米田圏域 ケアマネ勉強会	毎月1回
久米田圏域 ケアマネ事例検討会	隔月に1回
自立支援型ケアマネジメント作成会議	毎月1回
包括だより作成	4回/年

(4)在宅医療・介護連携推進事業

全体

在宅医療介護連携拠点会議	1回/月
第10回岸和田緩和ケア地域ネットワーク多職種講演会	7月8日
暮らしのあんしんプロジェクト(医師会・薬剤師会)	随時対応
各病院にて退院時のカンファレンス参加	随時対応

<いなば荘北部>

大阪府訪問リハビリテーション振興会・勉強会	6月23日
ケアネット徳洲会 介護・医療連携推進会議	8月10日
北部住民啓発セミナー【中嶋整形外科(心と体の健康づくり)春木市民センター】	9月28日
久禮三子雄医師【くれクリニック】包括だより掲載インタビュー	4月号第42号
久田昇一医師【久田内科医院】包括だより掲載インタビュー	5月号第43号
久米川雅之医師【くめがわ医院中井町診療所】包括だより掲載インタビュー	7月号第44号

<いなば荘牛滝の谷>

大阪府訪問リハビリテーション振興会・勉強会	6月23日
牛滝の谷医療出前講座【山口医院(老後を元気に暮らすために)大沢山荘】	6月28日
第10回岸和田緩和ケア地域ネットワーク多職種講演会	7月8日
和田希美医師・蘭広太郎医師【和田病院】包括だより掲載インタビュー	9月号第45号

<萬寿園中部>

第1回中部・葛城の谷 圏域別ケアマネ研修会 新生会病院 高齢者のアルコール問題につ	7月12日
出前講座 市営桜台住宅 桜台クリニック 木村医師 循環器の疾患について	7月20日
中部圏域 住民向け出前講座 キタ歯科口腔外科クリニック 高齢者の口腔問題	9月1日

<萬寿園葛城の谷>

北阪町出前講座:高齢者の薬の話:岸和田薬局 炭谷薬剤師	6月9日
神須屋町出前講座:桜台クリニックの木村先生より「不整脈」について	7月4日
介護支援専門員支援:桜台クリニックの木村先生より「循環器疾患」について	7月20日
岸和田市医師会看護専門学校:「老年看護」の講義	6回/年

<社協>

本町 ひよこ薬局	7月16日
コーポラス ひとみ薬局	6月18日
これからの医療について 市民病院	7月20日

<社協久米田>

きんきゅうキット説明会または受付(桃ヶ丘町・新小松里町・下池田東町・額町)	年5回
---------------------------------------	-----

(5) 権利擁護業務(虐待や消費者被害から高齢者等を守る)

平成29年度重点項目

1. 認知症高齢者への支援(認知症初期集中支援チームとの連携等)
2. 虐待など困難ケースへの対応
3. 消費者被害防止のための周知・啓発

全体

介護者家族のつどい『みずの輪』総会・記念講演	4月8日
高齢者虐待防止実務者会議	1回/月
高齢者虐待防止代表者会議	1回/年
地域包括支援センター 社会福祉士部会	不定期
弁護士法律支援事業・法律に関する勉強会(包括職員対象)	6回/年
成年後見制度申立て支援:成年後見制度についての説明	随時対応
地域包括社会福祉士部会	不定期開催
虐待ケース・認知症高齢者・精神疾患の方への支援	随時対応
特殊詐欺 市民大会	年1回
岸和田市認知症支援ネットワーク会議	隔月に1回
特殊詐欺防止連絡会	5月23日
岸和田市高齢者虐待防止研修(専門職対象)	9月11日

<いなば荘北部>

健康づくり体操教室 大道町(岸和田警察からの消費者被害講義調整)	4月26日
高齢者虐待対応研修(基礎研修)	5月31日
大阪府認知症介護基礎研修	6月16日
特殊詐欺被害防止岸和田市民大会(被害防止の寸劇実施)	6月19日
北部キャラバンメイト連絡会	6月22日
大芝地区 松風町サロン(消費生活センターからの講義調整)	6月26日
大芝地区 神弥町サロン(消費生活センターからの講義調整)	7月3日
大芝地区 戎町サロン(消費生活センターからの講義調整)	7月10日
大芝地区 大道町サロン(消費生活センターからの講義調整)	7月24日
大芝地区 磯上町サロン(消費生活センターからの講義調整)	7月25日
大芝地区 大道町サロン(消費生活センターからの講義調整)	7月26日
養護者による高齢者虐待対応現任者研修(全3回)	8月10・16・21日
近畿弁護士会連合会 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会	8月25日
精神保健福祉関係機関職員研修会『薬物依存の理解と対応』	8月29日
北部地域開放⑮ 水曜日【みずいろ】認知症サポーター養成講座	9月20日

<いなば荘牛滝の谷>

認知症初期集中支援チーム員会議1回目(ローズケアチーム)	4月21日
認知症初期集中支援チーム員会議2回目(ローズケアチーム)	5月24日
特殊詐欺被害防止岸和田市民大会(被害防止の寸劇実施)	6月19日

大阪府認知症介護基礎研修	6月16日
牛滝の谷キャラバンメイト連絡会	9月26日
高齢者虐待対応研修(基礎研修)	5月31日
翠ヶ丘町体操 特殊詐欺被害防止啓発	8月23日
田治米団地サロン 特殊詐欺被害防止啓発	9月23日

<萬寿園中部>

若年性認知症支援ソフトボール(キャススルズ)	1回/月
孤立をなくす家屋内リセット事業:社協地区担他専門職と協力にて対応	随時対応
浜老人集会所:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月4日
上松町:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月6日
上松町西:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月12日
上松町東:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月13日
下松町:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月14日
南上町1丁目サロン:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月14日
市営桜台住宅:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月17日
光明地区公民館クラブ:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月25日
星和上松町:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月25日
桜台市民センター公民館クラブ:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月26日
福田町:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月27日
中尾生町:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月28日
中北町:岸和田警察防犯係 特殊詐欺出前講座	4月28日
特殊詐欺被害防止連絡会	5月23日
養護者による高齢者虐待対応現任者研修	8月10日
第2回中部・葛城の谷 圏域別ケアマネ研修会 高齢者虐待について	9月14日

<萬寿園葛城の谷>

若年性認知症支援ソフトボール(キャススルズ)	1回/月
孤立をなくす家屋内リセット事業:社協地区担他専門職と協力にて対応	随時対応
畑町:消費者被害(還付金詐欺)について警察と消費者センターより	4月3日
土生住宅:消費者被害(還付金詐欺)について警察より	4月19日
マスターズマンション:消費者被害(還付金詐欺)について警察より	4月24日
天神山:消費者被害(還付金詐欺)の講座・認知症介護保険と認知症についての講座開催	4月26日
天神山1丁目:消費者被害(還付金詐欺)について警察より	5月2日
畑町:消費者被害(振り込め詐欺)について警察より	5月15日
特殊詐欺被害防止連絡会出席	5月23日
八田町:「認知症予防について」渡辺病院の西理学療法士	5月25日
天神山3丁目:消費者被害(振り込め詐欺)について警察より	5月26日
太田町:見守り訪問支援	6月18日
特殊詐欺被害防止岸和田市民大会参加	6月19日
みどりカフェ(認知症カフェ)参加:民生委員よりの相談ケース対応	7月7日
天神山:消費者被害(振り込め詐欺)について:包括の寸劇実施	8月23日
養護者による高齢者虐待対応現任者研修	8/10.16.21

介護支援専門員へ高齢者虐待防止研修の伝達研修	9月14日
死後事務委任契約支援(虐待ケース)	随時対応

<社協>

都市中核圏域 キャラバンメイト連絡会議	各月
認知症サポーター養成講座(JA/国際東洋医療専門学校./デューン/太陽生命)	随時
大阪府受託事業 2017年度現任者虐待対応研修(基礎研修)	8/10.16.21
フットサル(若年性認知症支援)	毎月1回
養護者による高齢者虐待対応現任者研修	8/10.16.21

<社協久米田>

西大路町認知症サポーター養成講座	年1回
久米田圏域 キャラバンメイト連絡会議	隔月に1回

(6)その他の取り組み(担当圏域の活動)

全体

岸和田市事業者連絡会に関わる諸会議・研修・運営支援等	適宜
----------------------------	----

<いなば荘北部>

北部事務所移転 春木本町にて開所	4月17日
10時～15時 北部事務所内覧会	4月25・26日
北部まつり【一般市民向け地域開放、相談会の実施】200名参加	5月27日
平成29年度 福祉教育基礎研修・人権教育研修	7月24日

<いなば荘牛滝の谷>

さくらまつり【一般市民向け地域開放、相談会の実施】300名参加	4月2日
関西福祉科学大学 社会福祉援助技術実習 受け入れ	8月～
桃山学院大学 社会福祉援助技術実習 受け入れ	8月～

<萬寿園中部>

尾生町サロン「あかとんぼ」	毎月
中尾生町サロン「おしゃべり広場」	毎月
福田町サロン「ふくふくサロン」	毎月
上松町西サロン「たんぽぽ」	2回/月
門前町サロン	4月9日
中北町サロン	4月28日
下松町サロン	5月21日
南上町1丁目サロン ボランティアへ総合事業の説明	6月1日
大工町サロン	6月3日
八阪町サロン	6月11日
南上町2丁目サロン	6月15日
大北町サロン	6月18日
中尾生町サロン「遺言について」	6月23日
上松町サロン	6月25日
南町サロン	7月2日
中町サロン	7月7日
岸城町北サロン	7月11日
大阪緑ヶ丘 認知症サポーター	8月29日
光明地区サロン ほのぼの広場	9月3日
郵便局長向け 認知症サポーター 天神宮	9月5日
桃山学院大学社会福祉学科:社会福祉士実習生受入れ	8月～
岸和田市医師会看護専門学校:看護実習生受入れ	随時対応

<萬寿園葛城の谷>

天神山あいサロン	1回/月
----------	------

天神山ふれあい給食	1回/月
天神山1丁目サロン	1回/月
土生住宅フラワーサロン	1回/月
土生住宅サロン	1回/月
葛城町サロン	1回/月
流木町サロン	1回/月
八田町サロン	2回/年
岸和田市民フェスティバル	1回/年
有真香会館にて「終の棲家」の講座開催	5月10日
介護者家族の会 みずの輪研修会参加:医療制度について	7月6日
常盤ボランティア研修会:見守り、特殊詐欺、認知症についての寸劇実施	7月23日
極楽寺町:「熱中症について」講座開催	8月5日
老人保健施設大阪緑ヶ丘:認知症サポーター養成講座開催	8月29日
流木町:認知症サポーター養成講座開催	8月30日
土生住宅:認知症サポーター養成講座開催	9月20日
旭小学校:認知症サポーター養成講座実施	9月26日
桃山学院大学社会福祉学科:社会福祉士実習生受入れ	8月～
岸和田市医師会看護専門学校:看護実習生受入れ	随時対応

<社協>

上野町西婦人会サロン	年2回
北野町(コーポラス)茶話会	年2回
共同募金参加	随時
茶居夢総会	年1回
朝陽家族の会	年2回
朝陽地区いきいきサロン	年2回
西之内町リビング	毎月
ふれあい大宮	随時
ふれあい朝陽 いこい	毎月定例会
ふれっしゅライフ教室(並松町)の説明	1回
本町ふれあい会食会	年1回
港緑町ミニサロン	年1回
宮前町出前講座	年1回

<社協久米田>

八木3校区 合同ボランティア研修	年1回
ソーシャルワーカーデー 参加 認知症の列車事故の家族の体験談	年1回
桃山学院大学 社会福祉援助技術実習 受け入れ	8月～

○生活支援コーディネーターの活動

* 各包括の実績報告と重複するものもあります

都市中核圏域・ 久米田圏域	久米田あんしんネットワーク会議出席ほか	39回
	港緑町ミニサロン参加ほか	16回
	総合事業について民生委員への出前講座ほか	5回
	いきいき百歳体操開拓・支援ほか	90回
	生活援助サービス従事者研修会出席	2回

葛城の谷圏域・ 岸和田中部圏域	中部専門職会議出席ほか	17回
	土生滝町サロン参加ほか	13回
	総合事業について老人会への出前講座ほか	8回
	いきいき百歳体操開拓・支援ほか	98回
	生活援助サービス従事者研修会出席	2回
	従事者研修修了者マッチング相談	2回

牛滝の谷圏域・ 岸和田北部圏域	大芝地区シニアクラブ会議出席ほか	34回
	リビングねんばんカフェサロンへの参加ほか	27回
	介護予防について高齢者大学への出前講座ほか	12回
	いきいき百歳体操開拓・支援ほか	32回
	生活援助サービス従事者研修会出席	2回

資料4

地域密着型サービス事業所の廃止状況一覧(平成30年2月1日現在)

○地域密着型通所介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	廃止日	備考
三宅繊維工業株式会社	デイサービスセンター美	10名	西大路町3番地の1	久米田地域	平成24年3月1日	平成29年11月30日	

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成30年2月1日現在)

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(社福)寺田萬寿会	定期巡回・随時対応訪問ケア まんじゅ	※	南上町一丁目48番5号	都市中核地域	平成25年4月12日	平成31年4月11日	
(株)ケアネット徳洲会	ケアネット徳洲会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 岸和田	※	磯上町四丁目22-40	岸和田北部地域	平成25年3月1日	平成31年2月28日	

○夜間対応型訪問介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(社福)寺田萬寿会	ナイトヘルパー 萬寿園	※	尾生町808	岸和田中部地域	平成19年3月1日	平成31年2月28日	

○認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(株)A・T・Sプランニング	わが家	12名	上野町東29-3	都市中核地域	平成19年7月1日	平成31年6月30日	介護予防の指定なし
(社福)寺田萬寿会	まんじゅ デイサービスセンター	20名	南上町二丁目5-6	都市中核地域	平成19年10月1日	平成31年9月30日	
(社福)緑寿会	デイサービスセンター緑寿荘	10名	流木町668-1	葛城の谷地域	平成12年4月1日	平成32年3月31日	
(社福)寺田萬寿会	特別養護老人ホーム 萬寿園	24名	尾生町808	岸和田中部地域	平成12年4月1日	平成32年3月31日	
(社福)大恵会	デイサービスセンターいなば荘	12名	稲葉町1066	牛滝の谷地域	平成24年4月1日	平成30年3月31日	
(社医)慈薫会	社会医療法人慈薫会認知症対応型通所介護大阪緑ヶ丘	6名	神須屋町662番地の2	葛城の谷地域	平成27年6月1日	平成33年5月31日	

○地域密着型通所介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会	社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会ふれあい朝陽デイサービスセンター	18名	下野町五丁目3番11号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成32年3月31日	
社会福祉法人光生会	ピープルデイサービスセンターさしわだ	15名	尾生町2130番地4	岸和田中部地域	平成28年4月1日	平成32年3月31日	
有限会社サン・エー	通所介護サービスひかり	18名	土生滝町530番地	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成33年5月31日	
株式会社Eight	エイトデイサービス	18名	上松町2丁目2番29号	岸和田中部地域	平成28年5月1日	平成34年4月30日	
有限会社チェリーくめだ	チェリーくめだデイサービスセンター	13名	岡山町80番地の3	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成34年11月30日	

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成30年2月1日現在)

○地域密着型通所介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
株式会社グリーンマリン	グリースマイル	10名	加守町二丁目6番2号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成30年8月31日	
久米田池庵株式会社	元気でレッツゴー久米田池	18名	岡山町527番地の2	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成31年4月30日	
医療法人大植医院	医療法人大植医院芙蓉メディカルサポート	10名	大町367番地	久米田地域	平成28年4月1日	平成34年2月28日	
株式会社ライフパートナー	リーブルデイサービス岸和田	14名	土生町二丁目29番12号	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成34年3月31日	
株式会社凜花苑	デイサービスセンター凜花苑	10名	下野町一丁目11番23号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成34年10月31日	
有限会社ヘルパーステーション・ハート	デイステーション・ハート	10名	上松町3丁目7番30号	岸和田中部地域	平成28年4月1日	平成34年10月31日	
株式会社フラハ	みらいケア喜多	10名	中井町三丁目19番21号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成34年11月30日	
株式会社さたき	デイサービスセンター青い鳥	15名	西之内町7番21号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成35年3月31日	
特定非営利活動法人クオリティー・オブ・ライフ	中央デイサービス	18名	藤井町二丁目5番34号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成35年8月31日	
株式会社ライフパートナー	アムールデイサービス岸和田	10名	池尻町686番地の7	久米田地域	平成28年4月1日	平成35年9月30日	
株式会社アキコーポレーション	樹楽団らんの家東岸和田	10名	葛城町1250番11	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成35年10月31日	
株式会社美愛	デイサービスビーばーず	10名	春木宮本町8番16号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成30年4月30日	
株式会社ヤマシタ	デイサービスときわ	15名	上松町1丁目7番1号	岸和田中部地域	平成28年4月1日	平成30年6月30日	
阪南医療生活協同組合	デイサービスひなた	10名	大町四丁目1番地10号	久米田地域	平成28年4月1日	平成30年6月30日	
社会福祉法人やまだい福祉会	デイサービスやまだいふれあいの家	10名	田治米町425番地1	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成30年7月31日	
株式会社そうせい介護支援事業所	そうせいデイ春木	10名	春木本町9番15号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成30年10月31日	
有限会社ヨシダヘルスケアサービス	デイサービス オレンジ	10名	岡山町452-1	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成30年10月31日	
有限会社妙薫	すいめい介護支援センター	8名	三田町93番地の2	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成32年11月30日	
株式会社SOSO	デイサービス徒然	13名	摩湯町726番地4	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成31年2月28日	
合同会社かつみ	デイサービスひとやすみ	10名	田治米町299番地の7	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成31年3月31日	
株式会社ライフサポート谷脇	デイサービス 花水木 色彩	18名	南上町二丁目24番13号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成31年3月31日	

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成30年2月1日現在)

○地域密着型通所介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
有限会社グッドライフコミュニティ	いずみの森クラブ	14名	岸城町28番36号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成31年4月30日	
株式会社フラハ	デイサービスセンター蔵	10名	宮前町24番5号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成31年6月30日	
有限会社ヘルパーステーション・ハート	運動デイ・ハート	10名	上松町3丁目7番30号	岸和田中部地域	平成28年4月1日	平成31年8月31日	
株式会社グリーン介護サービス	デイサービス グリーン	18名	荒木町一丁目8番3号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成31年9月30日	
ウェルネスネット株式会社	アルケルデイサービス	9名	土生町309番地	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成31年11月30日	
株式会社まほろば	デイサービスセンター春木笑福	10名	春木若松町6番6号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成32年4月30日	
株式会社結屋	結屋岸和田デイセンター	10名	作才町1181番地	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成32年9月30日	
有限会社結い	デイサービス ゆいの集い	16名	西之内町10番2号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成33年2月28日	
有限会社 マエダケアサービス	ソラーレ	10名	別所町1-19-13	都市中核地域	平成28年4月1日	平成33年4月30日	
ライジングサン株式会社	デイサービス花りぼん	18名	宮前町10-14	都市中核地域	平成28年4月1日	平成33年11月30日	
久米田池庵株式会社	元気でレッツゴー	10名	大北町6番5号	都市中核地域	平成28年8月1日	平成34年7月31日	
株式会社ピア	OKハウス	8名	小松里町2065コマツビル105号	久米田地域	平成28年10月1日	平成34年9月30日	
株式会社ピア	OKハウス友	9名	小松里町2064MKビル101号	久米田地域	平成28年10月1日	平成34年9月30日	
フォーユー株式会社	東岸和田リハビリステーションまほろば	7名	作才町1165番地	葛城の谷地域	平成29年4月1日	平成35年3月31日	
株式会社ケアステーションさくら	白ゆりデイサービス岸和田	5名	極楽寺町182-9	葛城の谷地域	平成29年4月1日	平成35年3月31日	
アプリコットマネジメント株式会社	デイサービスセンター和み家	18名	畑町三丁目14番11号	葛城の谷地域	平成29年5月1日	平成35年4月30日	
株式会社さくらい	いろはけんせいデイサービス	10名	沼町22番17号	都市中核地域	平成29年5月1日	平成35年4月30日	
ALLAGI株式会社	デイサービスきたえる一む岸和田下松	10名	下松町一丁目13-7	岸和田中部地域	平成29年7月1日	平成35年6月30日	
特定非営利活動法人よりあい倶楽部	NPOデイサービス あおぞら	15名	磯上町5丁目19番14号	岸和田北部地域	平成29年8月1日	平成35年7月31日	
株式会社一伸	デイサービス 一伸 岸和田	10名	上松町457-1	岸和田中部地域	平成29年9月1日	平成35年8月31日	
株式会社介護センターめぐみ	デイサービスセンターめぐみ	15名	春木本町9番11号	岸和田北部地域	平成29年9月1日	平成35年8月31日	
株式会社介護NEXT	GENKINEXT岸和田下松	15名	下松町3丁目5-52	岸和田中部地域	平成29年10月1日	平成35年9月30日	

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成30年2月1日現在)

○小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(有)マエダケアサービス	マエダケアフラット	12名	別所町一丁目20－28	都市中核地域	平成19年4月1日	平成31年3月31日	(通所6名宿泊2名)
(社福)寺田萬寿会	居宅介護 まんじゅ	25名	南上町一丁目48－5	都市中核地域	平成19年10月1日	平成31年9月30日	(通所15名宿泊5名)
(株)生活支援センター・ひまわり	介護多機能型施設 つばらつばら	18名	大町448－5	久米田地域	平成19年10月1日	平成31年9月30日	(通所12名宿泊4名)
(株)そよかぜ	さくらの苑 内畑	25名	内畑町591	牛滝の谷地域	平成20年1月1日	平成31年12月31日	(通所15名宿泊5名)

○認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(社福)寺田萬寿会	グループホームまんじゅ	18名	南上町二丁目5－6	都市中核地域	平成19年10月1日	平成31年9月30日	
(社福)高陽会	グループホーム風の里	18名	中井町三丁目2－27	岸和田北部地域	平成19年5月1日	平成31年4月30日	
(社医)慈薫会	グループホーム大阪緑ヶ丘	18名	神須屋町662－2	葛城の谷地域	平成20年6月1日	平成32年5月31日	
(医)利田会	グループホームやすらぎ	9名	尾生町2944	岸和田中部地域	平成21年5月1日	平成33年4月30日	
(株)ライフパートナー	グループホーム アムール岸和田	18名	池尻町686－7	久米田地域	平成23年3月1日	平成35年2月28日	
(社福)大恵会	グループホームいなば	9名	稲葉町1066	牛滝の谷地域	平成20年4月1日	平成32年3月31日	
(医)徳洲会	医療法人徳洲会 グループホーム三田	9名	三田町134	牛滝の谷地域	平成20年6月1日	平成32年5月31日	
(有)清寿会	グループホーム正寿苑	18名	稲葉町2552－2	牛滝の谷地域	平成20年9月1日	平成32年8月31日	

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(社福)和秀会	岸和田北特別養護老人ホーム	29名	磯上町三丁目3番13号	岸和田北部地域	平成26年4月1日	平成32年3月31日	
(社福)和成会	社会福祉法人和成会ひまわりの郷	29名	小松里町938－2	久米田地域	平成26年4月1日	平成32年3月31日	
(社福)レーベンダルク	特別養護老人ホーム 岸和田天神山荘	29名	流木町337－7	葛城の谷地域	平成27年2月1日	平成33年1月31日	

○看護小規模多機能型居宅介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
株式会社エタニティライフ	エターナル	25名	下野町一丁目12番12号	都市中核地域	平成29年9月1日	平成35年8月31日	(通所15名宿泊5名)

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成30年2月1日現在)

○介護予防支援

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日
(社福)岸和田市社会福祉協議会	岸和田市地域包括支援センター社協	※	別所町三丁目12-1	都市中核(浜、城内を除く)	平成18年4月1日	平成30年3月31日
(社福)大恵会	岸和田市地域包括支援センターいなば荘北部	※	春木本町9番5号	岸和田北部地域	平成25年10月1日	平成31年9月30日
(社福)寺田萬寿会	岸和田市地域包括支援センター萬寿園葛城の谷	※	土生町二丁目30番12号泉洋ビル3F 302号	葛城の谷地域	平成25年10月1日	平成31年9月30日
(社福)寺田萬寿会	岸和田市地域包括支援センター萬寿園中部	※	尾生町808	岸和田中部地域、都市中核(浜、城内)	平成20年6月1日	平成32年5月31日
(社福)岸和田市社会福祉協議会	岸和田市地域包括支援センター社協久米田	※	下池田町三丁目7番30号	久米田地域	平成25年10月1日	平成31年9月30日
(社福)大恵会	岸和田市地域包括支援センターいなば荘牛滝の谷	※	稲葉町1066	牛滝の谷地域	平成20年6月1日	平成32年5月31日